

令和5年12月

郡山市議会定例会議案

# 目 次

議案第166号	令和5年度郡山市一般会計補正予算（第5号）	4
議案第167号	令和5年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	82
議案第168号	令和5年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	102
議案第169号	令和5年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第2号）	116
議案第170号	令和5年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	136
議案第171号	令和5年度郡山市県中都市計画徳定土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	153
議案第172号	令和5年度郡山市県中都市計画大町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	171
議案第173号	令和5年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	184
議案第174号	令和5年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）	188
議案第175号	令和5年度郡山市熱海温泉事業特別会計補正予算（第2号）	202
議案第176号	令和5年度郡山市水道事業会計補正予算（第1号）	215
議案第177号	令和5年度郡山市簡易水道事業会計補正予算（第1号）	244
議案第178号	令和5年度郡山市下水道事業会計補正予算（第2号）	260
議案第179号	令和5年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	281
議案第180号	郡山市行政センター設置条例の一部を改正する条例	298
議案第181号	郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	300
議案第182号	郡山市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	302
議案第183号	郡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	304
議案第184号	郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	323
議案第185号	郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例	327
議案第186号	郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	338
議案第187号	郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	340
議案第188号	郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	343
議案第189号	郡山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	344
議案第190号	郡山市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	345

議案第191号	郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	348
議案第192号	郡山市農村公園条例の一部を改正する条例	351
議案第193号	財産の処分について	353
議案第194号	郡山市総合福祉センター等の指定管理者の指定について	354
議案第195号	郡山市障害者福祉センター等の指定管理者の指定について	355
議案第196号	郡山市更生園等の指定管理者の指定について	356
議案第197号	郡山市湖南デイ・サービスセンター等の指定管理者の指定について	357
議案第198号	郡山市高齢者文化休養センター逢瀬荘の指定管理者の指定について	358
議案第199号	郡山市三穂田地域交流センター等の指定管理者の指定について	359
議案第200号	郡山市東部地域子育て支援センター等の指定管理者の指定について	360
議案第201号	郡山市西部地域子育て支援センター等の指定管理者の指定について	361
議案第202号	八山田こども公園等の指定管理者の指定について	362
議案第203号	郡山市労働福祉会館等の指定管理者の指定について	363
議案第204号	郡山市農村生活中核施設黒石荘の指定管理者の指定について	364
議案第205号	郡山市畜産振興センターの指定管理者の指定について	365
議案第206号	郡山市高篠山森林公園等の指定管理者の指定について	366
議案第207号	郡山ユラックス熱海等の指定管理者の指定について	367
議案第208号	郡山カルチャーパークの指定管理者の指定について	368
議案第209号	21世紀記念公園等の指定管理者の指定について	369
議案第210号	郡山市青少年会館等の指定管理者の指定について	370
議案第211号	郡山市少年湖畔の村の指定管理者の指定について	371
議案第212号	郡山市民文化センターの指定管理者の指定について	372
議案第213号	郡山市ふれあい科学館の指定管理者の指定について	373
議案第214号	郡山市開成館等の指定管理者の指定について	374
議案第215号	西部第二体育館等の指定管理者の指定について	375
議案第216号	郡山庭球場等の指定管理者の指定について	376
議案第217号	郡山市放課後児童クラブの指定管理者に管理を行わせる施設の変更について	377
報告第 24号	専決処分事項の報告について	378

令和5年度郡山市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度郡山市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ941,494千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149,097,257千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 分担金及び負担金		409,266	69	409,335
	1 負担金	409,266	69	409,335
17 国庫支出金		27,750,606	89,539	27,840,145
	1 国庫負担金	16,816,566	113,751	16,930,317
	2 国庫補助金	10,843,299	△22,962	10,820,337
	3 委託金	90,741	△1,250	89,491
18 県支出金		9,836,285	38,284	9,874,569
	1 県負担金	5,642,209	56,875	5,699,084
	2 県補助金	3,486,140	△18,810	3,467,330
	3 委託金	707,936	219	708,155
19 財産収入		2,047,055	168,478	2,215,533
	2 財産売払収入	1,989,100	168,478	2,157,578
20 寄附金		188,411	3,779	192,190
	1 寄附金	188,411	3,779	192,190
21 繰入金		5,759,128	229,852	5,988,980
	1 特別会計繰入金	143,218	△148	143,070
	2 基金繰入金	5,615,910	230,000	5,845,910
23 諸収入		6,118,725	5,993	6,124,718
	5 雑入	1,871,697	5,993	1,877,690
24 市債		11,115,700	405,500	11,521,200
	1 市債	11,115,700	405,500	11,521,200
歳 入	合 計	148,155,763	941,494	149,097,257

一般会計

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		756,718	364	757,082
	1 議会費	756,718	364	757,082
2 総務費		19,101,789	190,907	19,292,696
	1 総務管理費	15,665,167	183,411	15,848,578
	2 徴税費	1,886,870	4,177	1,891,047
	3 戸籍住民基本台帳費	954,466	7,496	961,962
	4 選挙費	449,393	△7,933	441,460
	5 統計調査費	54,737	3,595	58,332
	6 監査委員費	91,156	161	91,317
3 民生費		52,196,516	437,792	52,634,308
	1 社会福祉費	4,878,864	△11,218	4,867,646
	2 心身障害者福祉費	7,308,102	131,339	7,439,441
	3 老人福祉費	10,388,675	△37,420	10,351,255
	4 児童福祉費	23,613,738	363,458	23,977,196
	5 生活保護費	5,944,697	△8,367	5,936,330
4 衛生費		12,645,336	407,249	13,052,585
	1 保健衛生費	8,441,994	402,753	8,844,747
	2 清掃費	3,978,368	6,111	3,984,479
	3 上水道費	32,778	1,100	33,878
	4 簡易水道費	192,196	△2,715	189,481
5 労働費		138,047	△3,637	134,410
	1 労働諸費	138,047	△3,637	134,410
6 農林水産業費		5,360,076	△7,404	5,352,672
	1 農業費	4,964,270	△7,617	4,956,653
	2 林業費	395,806	213	396,019

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		6,419,767	△7,988	6,411,779
	1 商工費	6,419,767	△7,988	6,411,779
8 土木費		18,405,515	△99,765	18,305,750
	1 土木管理費	356,180	△9,673	346,507
	2 道路橋りょう費	4,977,228	2,055	4,979,283
	3 河川費	1,013,532	425	1,013,957
	4 都市計画費	11,088,341	△76,398	11,011,943
	5 住宅費	970,234	△16,174	954,060
9 消防費		3,768,023	8,350	3,776,373
	1 消防費	3,768,023	8,350	3,776,373
10 教育費		20,862,643	21,151	20,883,794
	1 教育総務費	580,999	22,380	603,379
	2 小中学校費	9,494,306	△55,216	9,439,090
	3 社会教育費	6,348,898	66,586	6,415,484
	4 保健体育費	4,438,440	△12,599	4,425,841
12 公債費		7,993,759	41	7,993,800
	1 公債費	7,993,759	41	7,993,800
14 予備費		400,532	△5,566	394,966
	1 予備費	400,532	△5,566	394,966
歳出	合計	148,155,763	941,494	149,097,257

一般会計

第 2 表 繰越明許費補正  
(追加)

款	項	事業名	金額
8 土木費	3 河川費	準用河川改修事業	千円 108,000
	4 都市計画費	中心市街地活性化推進事業	34,000



第 3 表 債務負担行為補正  
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
運營業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	千円 401,249
設備保守管理業務委託料(その1) (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	39,090
設備保守管理業務委託料(その2) (令和5年度分)	令和5年度から 令和8年度まで	15,878
機械警備業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	2,619
清掃業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	1,406
受付案内業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	40,600
キャッシュレス・POSレジサービス使用料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和8年度まで	29,949
議会だより印刷製本費 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	10,610
人事給与・庶務事務システム業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	572
人事給与・庶務事務システム改修業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	16,263

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
こおりやま広域圏移住体験ツアー業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	千円 10,505
市制施行100周年記念事業運営等業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	18,345
市制施行100周年Z世代楽曲制作業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	3,077
情報システム運營業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	277,893
広報こおりやま印刷製本費 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	128,555
文書管理・財務会計システム業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	5,082
電子入札システム運営事業 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	28,493
市民公益活動総合補償保険制度保険料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	2,858
市民税等データ入力業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	5,445
地方税ポータルシステム使用料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	14,784
車両継続検査実施可否判断システム使用料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	1,980

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
固定資産税データ入力業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	千円 6,534
火葬申請書等デジタル化業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	9,172
住民異動情報等入力業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	24,969
マイナンバーカード交付申請等業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	125,072
保健福祉情報システム業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	23,682
国民年金システム業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	3,208
障がい者授産支援業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	8,528
地域包括支援センター業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	354,741
第59回郡山市こどもまつり負担金	令和5年度から 令和6年度まで	10,300
保育の質向上研修実施業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	5,164
保育業務支援システム賃借料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和10年度まで	102,060

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
公立保育所寝具賃借料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和8年度まで	千円 138,870
一時預かり業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和7年度まで	126,024
郡山市東山霊園管理事務所建設工事	令和5年度から 令和6年度まで	314,030
大気常時監視測定機器保守管理業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	10,490
大気常時監視システム賃借料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	3,960
一般廃棄物収集運搬業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	944,000
要援護者ごみ戸別収集業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	40,000
学生Uターン・地元雇用促進事業負担金 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	3,025
ため池監視システム使用料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	1,628
市制施行100周年安積疏水プロモーション業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	10,000
創業・事業承継支援情報発信業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	742

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
農福商工連携推進ウェブサイト運営管理業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	千円 990
特定計量器定期検査等業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	14,607
サマーフェスタ IN KORIYAMA 2024負担金	令和5年度から 令和6年度まで	18,600
市制施行100周年郡山うねめまつり魅力創造業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	7,700
第60回郡山うねめまつり負担金	令和5年度から 令和6年度まで	26,500
観光地仮設トイレ賃借料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	550
幹線道路舗装修繕工事 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	125,000
道路維持補修業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	210,000
道路維持補修工事 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	70,000
道路照明LED化ESCO業務委託料	令和5年度から 令和16年度まで	408,000
水路側溝整備工事 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	175,000

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
デマンド型乗合タクシー運行业務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	千円 30,587
住宅システム保守管理業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	3,607
防災情報伝達システム運営事業 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	16,253
総合防災支援情報収集事業 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	7,502
小学校指導者用デジタル教科書使用料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	26,255
スクールバス運行业務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	97,929
I C T支援員業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	35,271
G I G Aスクール運営支援センター業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	30,562
教育用ソフトウェア包括ライセンス使用料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和7年度まで	14,960
市制施行100周年音楽祭事業	令和5年度から 令和6年度まで	23,000
郡山市歴史資料館解体等工事	令和5年度から 令和6年度まで	54,530

一般会計

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
放課後児童クラブ指定管理料	令和5年度から 令和8年度まで	1,930,659千円に障がい児童加配職員及びキャリアアップ処遇改善対象職員の変動により生じた額を加算した額	令和5年度から 令和8年度まで	2,135,384千円に障がい児童加配職員及びキャリアアップ処遇改善対象職員の変動により生じた額を加算した額

(廃止)

事 項	補 正 前		補 正 後		備 考
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
生活保護等版レセプト管理システム再構築事業 (令和5年度分)	令和5年度から 令和10年度まで	16,700千円	—	—	事業見直しのため。

一般会計

第 4 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設等災害復旧事業	千円 2,300	(1) 借入方法 普通貸借又は債券発行債券の発行価格は、市長が定める。 (2) 借入資金 政府資金その他	5.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内 (うち据置5年以内)の期間において資金の融通条件並びに市長の定めるところにより償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができるものとする。
合 計	2,300			

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健体育施設整備事業	千円 13,800		%		千円 417,000		%	

一般会計



起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合計	千円 11,115,700		%		千円 11,518,900		%	

# 予 算 に 関 す る 説 明 書

# 1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	52,055,097	0	52,055,097
2 地方譲与税	1,197,247	0	1,197,247
3 利子割交付金	26,785	0	26,785
4 配当割交付金	174,376	0	174,376
5 株式等譲渡所得割交付金	74,391	0	74,391
6 法人事業税交付金	917,351	0	917,351
7 地方消費税交付金	9,048,705	0	9,048,705
8 ゴルフ場利用税交付金	18,502	0	18,502
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	75,552	0	75,552
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,036	0	3,036
12 地方特例交付金	365,537	0	365,537
13 地方交付税	11,716,613	0	11,716,613
14 交通安全対策特別交付金	53,502	0	53,502
15 分担金及び負担金	409,266	69	409,335
16 使用料及び手数料	2,506,375	0	2,506,375
17 国庫支出金	27,750,606	89,539	27,840,145
18 県支出金	9,836,285	38,284	9,874,569
19 財産収入	2,047,055	168,478	2,215,533
20 寄附金	188,411	3,779	192,190
21 繰入金	5,759,128	229,852	5,988,980
22 繰越金	6,697,517	0	6,697,517
23 諸収入	6,118,725	5,993	6,124,718
24 市債	11,115,700	405,500	11,521,200
歳入合計	148,155,763	941,494	149,097,257

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	756,718	364	757,082				364
2 総務費	19,101,789	190,907	19,292,696	219		180,649	10,039
3 民生費	52,196,516	437,792	52,634,308	118,478		10,654	308,660
4 衛生費	12,645,336	407,249	13,052,585	△4,669		1,958	409,960
5 労働費	138,047	△3,637	134,410				△3,637
6 農林水産業費	5,360,076	△7,404	5,352,672	△11,016		4,636	△1,024
7 商工費	6,419,767	△7,988	6,411,779	△364			△7,624
8 土木費	18,405,515	△99,765	18,305,750	24,500		△16,174	△108,091
9 消防費	3,768,023	8,350	3,776,373				8,350
10 教育費	20,862,643	21,151	20,883,794		403,200	1,800	△383,849
11 災害復旧費	31,016	0	31,016				
12 公債費	7,993,759	41	7,993,800			16,174	△16,133
13 諸支出金	76,026	0	76,026				
14 予備費	400,532	△5,566	394,966				△5,566
歳出合計	148,155,763	941,494	149,097,257	127,148	403,200	199,697	211,449

## 2 歳入

(款) 15 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費負担金	2,624	69	2,693	1 農業費負担金	69	郡山区域農用地総合整備事業費償還負担金 69
計	409,266	69	409,335			

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	15,673,736	113,751	15,787,487	1 社会福祉費国庫負担金	386	産前産後保険税国庫負担金 386
				4 児童福祉費国庫負担金	113,365	障害児給付費国庫負担金 113,365
計	16,816,566	113,751	16,930,317			

15款 分担金及び負担金

17款 国庫支出金

## (款) 17 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	2,888,784	△ 45,522	2,843,262	2 心身障害者 福祉費国庫 補助金	11,378	障害者総合支援事業費国庫補助金 8,816 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 2,562
				3 老人福祉費 国庫補助金	14,822	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 14,822
				4 児童福祉費 国庫補助金	△ 71,722	子ども・子育て支援交付金 8,734 保育所等整備交付金 △ 81,372 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 916
3 衛生費国庫補助金	1,146,684	△ 2,615	1,144,069	1 保健衛生費 国庫補助金	△ 2,615	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事 業費国庫補助金 601 出産・子育て応援交付金 △ 3,216
6 土木費国庫補助金	2,220,272	24,500	2,244,772	4 都市計画費 国庫補助金	24,500	官民連携都市再生推進事業費国庫補助金 24,500
10 災害復旧費国庫補 助金	2,919	675	3,594	2 社会福祉施 設等災害復 旧費国庫補 助金	675	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 675
計	10,843,299	△ 22,962	10,820,337			

17款 国庫支出金

## (款) 17 国庫支出金

## (項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費委託金	7,684	△ 1,250	6,434	1 保健衛生費委託金	△ 1,250	国民栄養調査等国庫委託金 △ 1,250
計	90,741	△ 1,250	89,491			

## (款) 18 県支出金

## (項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	5,628,606	56,875	5,685,481	1 社会福祉費県負担金	193	産前産後保険税県負担金 193
				4 児童福祉費県負担金	56,682	障害児給付費県負担金 56,682
計	5,642,209	56,875	5,699,084			

## (款) 18 県支出金

## (項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	2,010,853	△ 6,626	2,004,227	3 老人福祉費県補助金	△ 15,360	地域医療介護総合確保基金事業費県補助金 △ 15,360

17款 国庫支出金

18款 県支出金

## (款) 18 県支出金

## (項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金				4 児童福祉費 県補助金	8,734	子ども・子育て支援県交付金 8,734
3 衛生費県補助金	411,970	△ 804	411,166	1 保健衛生費 県補助金	△ 804	出産・子育て応援県交付金 △ 804
4 農林水産業費県補助金	709,786	△ 11,016	698,770	1 農業費県補助金	△ 11,016	環境保全型農業直接支払県交付金 85 多面的機能支払県交付金 △ 13,026 風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業費県補助金 1,925
5 商工費県補助金	6,382	△ 364	6,018	1 商工費県補助金	△ 364	消費者風評対策市町村支援事業費県交付金 △ 364
計	3,486,140	△ 18,810	3,467,330			

## (款) 18 県支出金

## (項) 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	649,731	219	649,950	4 統計調査費 委託金	219	住宅・土地統計調査県委託金 219
計	707,936	219	708,155			

18款 県支出金



## (款) 19 財産収入

## (項) 2 財産売却収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売却収入	1,942,631	168,478	2,111,109	2 土地売却収入	168,478	市有地売却収入 168,478
計	1,989,100	168,478	2,157,578			

## (款) 20 寄附金

## (項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 総務費寄附金	1	99	100	1 総務管理費寄附金	99	交通遺児激励寄附金 99
3 民生費寄附金	4,487	2,180	6,667	1 老人福祉費寄附金	169	高齢化社会対策推進寄附金 169
				2 児童福祉費寄附金	2,011	子育て支援推進寄附金 2,011
4 衛生費寄附金	27	100	127	1 保健衛生費寄附金	100	環境寄附金 100
6 教育費寄附金	3,895	1,400	5,295	1 小中学校費寄附金	1,400	奨学資金給与費寄附金 1,400
計	188,411	3,779	192,190			

19款 財産収入

20款 寄附金

## (款) 21 繰入金

## (項) 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 駐車場事業繰入金	47,266	△ 148	47,118	1 駐車場事業繰入金	△ 148	駐車場事業繰入金 △ 148
計	143,218	△ 148	143,070			

## (款) 21 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	4,480,000	230,000	4,710,000	1 財政調整基金繰入金	230,000	財政調整基金繰入金 230,000
計	5,615,910	230,000	5,845,910			

## (款) 23 諸収入

## (項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	1,871,521	5,993	1,877,514	2 雑入	5,993	負担金補助及び交付金過年度返還金 5,993
計	1,871,697	5,993	1,877,690			

21款 繰入金

23款 諸収入

## (款) 24 市債

## (項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 教育債	4,114,600	403,200	4,517,800	3 保健体育債	403,200	保健体育施設整備事業債 403,200
10 災害復旧債	900	2,300	3,200	2 民生施設災害復旧債	2,300	社会福祉施設等災害復旧事業債 2,300
計	11,115,700	405,500	11,521,200			

24款 市債

### 3 歳出

#### (款) 1 議会費

##### (項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明
					区分	金額	
1 議会費	756,718	364	757,082	一般財源 364	1 報酬	93	◎職員給与費 6,307 ◎議員費 △5,943
					2 給料	3,438	
					3 職員手当等	△3,604	
					4 共済費	437	
計	756,718	364	757,082	一般財源 364			

#### (款) 2 総務費

##### (項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明
					区分	金額	
1 総務法務費	1,005,166	△9,037	996,129	一般財源 △9,037	1 報酬	514	◎職員給与費 △9,037
					2 給料	△8,301	
					3 職員手当等	△22	
					4 共済費	△1,228	
2 秘書事務費	143,773	787	144,560	一般財源 787	2 給料	△239	◎職員給与費 787
					3 職員手当等	616	
					4 共済費	410	
3 人事管理費	383,937	△4,610	379,327	一般財源 △4,610	1 報酬	△3,969	◎職員給与費 △4,610
					2 給料	△1,425	
					3 職員手当等	529	
					4 共済費	255	

1款 議会費

2款 総務費

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
4 職員厚生費	427,187	△261	426,926	一般財源 △261	1 報酬	345	◎職員給与費 △261	
					2 給料	△70		
					3 職員手当等	455		
					4 共済費	△991		
5 行財政改革推進費	68,486	△825	67,661	一般財源 △825	2 給料	117	◎職員給与費 △825	
					3 職員手当等	△758		
					4 共済費	△184		
6 政策開発費	278,242	20,101	298,343	特定財源	3,242	1 報酬	372	◎職員給与費 20,101 ◎市制施行100周年 記念事業費 0
				その他	3,242	2 給料	10,920	
				一般財源	16,859	3 職員手当等	6,125	
						4 共済費	2,684	
				特定財源の内訳 (他) こおりやま応援寄附金	3,242			
7 情報政策費	1,484,695	△4,490	1,480,205	一般財源 △4,490	1 報酬	107	◎職員給与費 △4,490	
					2 給料	△2,871		
					3 職員手当等	△789		
					4 共済費	△937		
8 広聴広報費	305,322	△8,119	297,203	一般財源 △8,119	1 報酬	212	◎職員給与費 △8,119	
					2 給料	△4,716		
					3 職員手当等	△2,738		
					4 共済費	△877		

2款 総務費

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
9 財政管理費	4,634,054	17,908	4,651,962	特定財源	8,458	1 報酬	108	◎職員給与費	9,450
				その他	8,458	2 給料	4,721	◎きずな基金費	8,458
				一般財源	9,450	3 職員手当等	4,431		
						4 共済費	190		
						24 積立金	8,458		
特定財源の内訳 (他) こおりやま応援寄附金					8,458				
10 財産管理費	4,039,086	164,150	4,203,236	特定財源	168,850	1 報酬	108	◎職員給与費	△4,709
				その他	168,850	2 給料	△2,696	◎公共施設等総合管理	
				一般財源	△4,700	3 職員手当等	△1,469	基金費	168,859
						4 共済費	△652		
						24 積立金	168,859		
特定財源の内訳 (他) 市有地売払収入 (他) こおりやま応援寄附金					168,478 372				
11 契約管理費	206,196	△3,790	202,406	一般財源	△3,790	1 報酬	323	◎職員給与費	△3,790
						2 給料	△3,202		
						3 職員手当等	△1,427		
						4 共済費	346		
						8 旅費	170		
13 市民協働推進費	274,300	11,484	285,784	一般財源	11,484	1 報酬	93	◎職員給与費	11,484
						2 給料	7,139		
						3 職員手当等	3,386		
						4 共済費	866		

2款 総務費

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
14 男女共同参画費	104,924	△1,495	103,429	一般財源 △1,495	1 報酬	93	◎職員給与費 △1,495
					2 給料	△1,299	
					3 職員手当等	△154	
					4 共済費	△135	
15 市民安全費	330,165	△7,249	322,916	特定財源 99	1 報酬	749	◎職員給与費 △6,484
				その他 99	2 給料	△5,112	◎交通安全推進費 △765
				一般財源 △7,348	3 職員手当等	△2,980	
					4 共済費	859	
				特定財源の内訳 (他)交通遺児激励寄附金 99	7 報償費	△765	
16 国際政策費	144,958	3,550	148,508	一般財源 3,550	1 報酬	122	◎職員給与費 △728
					2 給料	△2,267	◎シティプロモーション推進事業費 4,278
					3 職員手当等	1,330	○シティプロモーション推進事業費★ 4,278
					4 共済費	87	
					12 委託料	4,278	
17 会計管理費	112,686	1,079	113,765	一般財源 1,079	1 報酬	108	◎職員給与費 1,079
					2 給料	△1,128	
					3 職員手当等	2,188	
					4 共済費	△179	
					8 旅費	90	

2款 総務費

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内の訳	節		説明
					区分	金額	
18 行政センター及び連絡所費	1,363,960	4,228	1,368,188	一般財源 4,228	1 報酬	3,197	◎職員給与費 4,228
					2 給料	214	
					3 職員手当等	2,347	
					4 共済費	△1,530	
計	15,665,167	183,411	15,848,578	特定財源 180,649 その他 180,649 一般財源 2,762			

## (款) 2 総務費

## (項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内の訳	節		説明
					区分	金額	
1 市民税費	834,171	2,589	836,760	一般財源 2,589	1 報酬	758	◎職員給与費 2,589
					2 給料	3,089	
					3 職員手当等	148	
					4 共済費	△1,406	
2 資産税費	431,647	499	432,146	一般財源 499	1 報酬	694	◎職員給与費 7,589
					2 給料	4,137	◎固定資産税課税費 △7,090
					3 職員手当等	3,673	
					4 共済費	△915	
					12 委託料	△7,090	

2款 総務費



## (款) 2 総務費

## (項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明
					区分	金額	
3 徴收費	621,052	1,089	622,141	一般財源 1,089	1 報酬	842	◎職員給与費 1,089
					2 給料	△1,507	
					3 職員手当等	2,447	
					4 共済費	△693	
計	1,886,870	4,177	1,891,047	一般財源 4,177			

## (款) 2 総務費

## (項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	954,407	7,496	961,903	一般財源 7,496	1 報酬	6,521	◎職員給与費 7,496
					2 給料	534	
					3 職員手当等	3	
					4 共済費	438	
計	954,466	7,496	961,962	一般財源 7,496			

2款 総務費

## (款) 2 総務費

## (項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙費	449,393	△7,933	441,460	一般財源 △7,933	2 給料	19	◎職員給与費 394
					3 職員手当等	△8,016	◎県議会議員一般選挙 費 4
					4 共済費	64	◎市議会議員一般選挙 費 △8,331
計	449,393	△7,933	441,460	一般財源 △7,933			

## (款) 2 総務費

## (項) 5 統計調査費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 統計調査費	54,737	3,595	58,332	特定財源 国・県 一般財源 219 219 3,376	1 報酬	348	◎職員給与費 3,376
					2 給料	1,573	◎基幹統計調査費 219
					3 職員手当等	1,352	
					4 共済費	296	
					8 旅費	26	
	特定財源の内訳 (県)住宅・土地統計調査県委託金 219						
計	54,737	3,595	58,332	特定財源 国・県 一般財源 219 219 3,376			

2款 総務費

## (款) 2 総務費

## (項) 6 監査委員費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 監査委員費	91,156	161	91,317	一般財源 161	2 給料	△152	◎職員給与費 161
					3 職員手当等	222	
					4 共済費	91	
計	91,156	161	91,317	一般財源 161			

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	1,970,537	△9,658	1,960,879	特定財源 624 その他 624 一般財源 △10,282	1 報酬	323	◎職員給与費 △10,282 ◎福祉基金費 624
					2 給料	△7,660	
					3 職員手当等	△926	
					4 共済費	△2,019	
					24 積立金	624	
特定財源の内訳 (他) こおりやま応援寄附金 624							
3 国保年金費	2,908,161	△1,560	2,906,601	特定財源 579 国・県 579 一般財源 △2,139	1 報酬	314	◎職員給与費 △3,851 ◎国民健康保険事業費 2,291
					2 給料	△2,531	
					3 職員手当等	△1,195	
					4 共済費	△439	
					27 繰出金	2,291	
特定財源の内訳 (国) 産前産後保険税国庫負担金 386							

2款 総務費

3款 民生費

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 国保年金費	(県) 産前産後保険税県負担金			193			
計	4,878,864	△11,218	4,867,646	特定財源 1,203 国・県 579 その他 624 一般財源 △12,421			

## (款) 3 民生費

## (項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 障害福祉費	7,140,610	97,387	7,237,997	特定財源 11,378 国・県 11,378 一般財源 86,009	1 報酬	624	◎職員給与費 1,165
					2 給料	1,668	◎障害者福祉総務費 18,077
					3 職員手当等	△859	◎自立支援事業費 8,743
					4 共済費	△268	◎地域生活支援事業費 65,656

3款 民生費

## (款) 3 民生費

## (項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 障害福祉費	特定財源の内訳				12 委託料	28,669	○障害者相談支援事業費★ 63,361 ◎障害者福祉団体育成費 △150 ○障害者福祉団体育成事業費★ △150 ◎障害者援護施設整備補助事業費 3,896 ○社会福祉施設整備事業費★ 3,844
	(国) 障害者総合支援事業費国庫補助金 8,816				18 負担金補助及び交付金	3,694	
	(国) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 2,562				21 補償補填及び賠償金	54,485	
					22 償還金利子及び割引料	9,374	
2 保健所障害福祉費	167,492	33,952	201,444	一般財源 33,952	2 給料	7,577	◎職員給与費 13,552
					3 職員手当等	3,007	◎地域生活支援事業費 20,238
					4 共済費	2,968	○精神障害者相談支援事業費★ 20,238
					12 委託料	3,280	◎地域生活支援促進事業費 162
					21 補償補填及び賠償金	16,958	
					22 償還金利子及び割引料	162	
計	7,308,102	131,339	7,439,441	特定財源 11,378 国・県 11,378 一般財源 119,961			

3款 民生費

## (款) 3 民生費

## (項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 健康長寿費	1,315,238	△68,662	1,246,576	特定財源	△16,515	1 報酬	191	◎職員給与費	△3,524		
				国・県	△17,694	2 給料	△2,156	◎生きがい対策事業費	△50,576		
				その他	1,179	3 職員手当等	△1,252	○老人クラブ育成事業費★	17		
				一般財源	△52,147	4 共済費	△319	◎老人福祉施設補助事業費	△15,741		
				特定財源の内訳				7 報償費	△4,105	◎高齢化社会対策基金費	1,179
				(国) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金				8 旅費	12		
				(県) 地域医療介護総合確保基金事業費県補助金				13 使用料及び賃借料	△932		
				(他) こおりやま応援寄附金				18 負担金補助及び交付金	△61,297		
				(他) 高齢化社会対策推進寄附金				22 償還金利子及び割引料	17		
								24 積立金	1,179		
2 地域包括ケア推進費	293,561	△5,267	288,294	一般財源	△5,267	2 給料	△4,008	◎職員給与費	△5,267		
						3 職員手当等	△718				
						4 共済費	△541				
3 介護保険事業費	4,949,070	34,890	4,983,960	特定財源	17,246	18 負担金補助及び交付金	22,617	◎介護保険事業費	12,183		
				国・県	17,156	22 償還金利子及び割引料	90	◎老人福祉施設等整備補助事業費	22,707		
				その他	90						
				一般財源	17,644	27 繰出金	12,183				

3款 民生費

## (款) 3 民生費

## (項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
3 介護保険事業費	特定財源の内訳								
				(国) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	10,916				
				(県) 地域医療介護総合確保基金事業費県補助金	6,240				
				(他) 負担金補助及び交付金過年度返還金	90				
4 後期高齢者医療費	3,830,806	1,619	3,832,425	一般財源	1,619	2 給料	21	◎職員給与費	2,270
						3 職員手当等	2,144	◎後期高齢者医療事業	
						4 共済費	105	費	△651
						27 繰出金	△651		
計	10,388,675	△37,420	10,351,255	特定財源	731				
				国・県	△538				
				その他	1,269				
				一般財源	△38,151				

3款 民生費

## (款) 3 民生費

## (項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 こども政策費	1,595,026	△67,512	1,527,514	特定財源	△55,143	1 報酬	26,283	◎職員給与費	37,320
				国・県	△63,904	2 給料	251	◎すこやか子育て基金	
				その他	8,761	3 職員手当等	8,574	費	8,761
				一般財源	△12,369	4 共済費	2,212	◎青少年活動費	1,500
						10 需用費	22,849	○こどもまつり開催	
						11 役務費	1,026	事業費★	1,500
						13 使用料及び	630	◎放課後児童クラブ費	28,303
						賃借料		○放課後児童クラブ	
						17 備品購入費	3,011	維持管理費★	2,649
						18 負担金補助	△142,848	○放課後児童クラブ	
						及び交付金		施設整備費★	24,867
						22 償還金利息	1,739	○放課後児童クラブ	
						及び割引料		運営事業費★	787
						24 積立金	8,761	◎民間放課後児童ク	
				ラブ補助事業費	952				
				○民間放課後児童ク					
				ラブ補助事業費★	952				
				◎民間認可保育所費	△144,348				
				○認可保育所等整備					
				補助事業費★	△144,348				
2 こども家庭費	8,545,103	10,712	8,555,815	一般財源	10,712	1 報酬	2,928	◎職員給与費	4,612
						2 給料	481	◎子どもの遊び場費	6,100

3款 民生費



## (款) 3 民生費

## (項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 こども家庭費					3 職員手当等	1,221	
					4 共済費	△310	
					8 旅費	292	
					22 償還金利息及び割引料	6,100	
3 保育費	11,844,218	203,439	12,047,657	特定財源 916 国・県 916 一般財源 202,523	1 報酬	4,724	◎職員給与費 36,483
					2 給料	321	◎公立保育所費 9,762
					3 職員手当等	1,140	○公立保育所給食放射性物質測定事業費
					4 共済費	30,298	★ 9,762
					18 負担金補助及び交付金	1,374	◎民間認可保育所費 62,540
					22 償還金利息及び割引料	165,582	○保育所等給食放射性物質測定事業費★ 19,217
							○特定教育・保育施設等補助事業費★ 1,374
		◎認可外保育施設費 9,014					
		◎私立幼稚園費 85,640					
特定財源の内訳 (国) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 916							

3款 民生費

## (款) 3 民生費

## (項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
4 児童障害福祉費	1,629,391	216,819	1,846,210	特定財源	170,047	2 給料	△7,310	◎職員給与費	△10,618
				国・県	170,047	3 職員手当等	△2,468	◎心身障害児福祉費	227,087
				一般財源	46,772	4 共済費	△840	◎希望ヶ丘学園費	350
						11 役務費	275	○希望ヶ丘学園給食	
						19 扶助費	226,730	放射線物質測定事業	
		22 償還金利子及び割引料	432	費★	350				
		特定財源の内訳							
			(国) 障害児給付費国庫負担金	113,365					
			(県) 障害児給付費県負担金	56,682					
計	23,613,738	363,458	23,977,196	特定財源	115,820				
				国・県	107,059				
				その他	8,761				
				一般財源	247,638				

## (款) 3 民生費

## (項) 5 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 生活保護費	5,944,697	△8,367	5,936,330	一般財源	△8,367	1 報酬	1,052	◎職員給与費	△8,367
						2 給料	△4,802		
						3 職員手当等	△2,171		
						4 共済費	△2,446		
計	5,944,697	△8,367	5,936,330	一般財源	△8,367				

3款 民生費

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明			
					区分	金額				
1 保健所総務費	349,283	△8,448	340,835	一般財源 △8,448	1 報酬	191	◎職員給与費 △8,448			
					2 給料	△5,277				
					3 職員手当等	△1,985				
					4 共済費	△1,377				
2 保健所健康政策費	377,614	778	378,392	一般財源 778	1 報酬	1,236	◎職員給与費 778			
					2 給料	501				
					3 職員手当等	△737				
					4 共済費	△222				
3 保健所保健・感染症費	2,069,700	47,521	2,117,221	一般財源 47,521	1 報酬	2,047	◎職員給与費 △51,117			
					2 給料	△5,107	◎難病対策事業費 26			
					3 職員手当等	△46,723	○難病患者等地域支援対策推進事業費★ 26			
					4 共済費	△1,374				
					8 旅費	40	◎感染症予防対策事業費 98,612			
					22 償還金利子及び割引料	98,638	○特定感染症検査等対策事業費★ 26,359			
4 保健所健康づくり費	1,317,009	△42,674	1,274,335	特定財源 国・県 一般財源	△1,250 △1,250 △41,424	1 報酬	921	◎職員給与費 △41,544		
						2 給料	△21,466	◎生活習慣病対策推進事業費 70		
						3 職員手当等	△17,846	○生活習慣病対策事業費★ 70		
						4 共済費	△3,153			
				特定財源の内訳				7 報償費	△252	
				(国) 国民栄養調査等国庫委託金				8 旅費	△65	◎健康増進事業費 50

4款 衛生費

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 保健所健康 づくり費					10 需用費	△443	○健康増進事業費★ 50 ◎保健衛生統計費 △1,250
					11 役務費	△103	
					12 委託料	△387	
					22 償還金 利子及び割引料	120	
5 保健所生活 衛生費	190,646	2,349	192,995	一般財源 2,349	1 報酬	199	◎職員給与費 2,349
					2 給料	1,363	
					3 職員手当等	1,463	
					4 共済費	△676	
6 保健所検査 費	99,436	△1,324	98,112	一般財源 △1,324	1 報酬	108	◎職員給与費 △1,324
					2 給料	134	
					3 職員手当等	△1,129	
					4 共済費	△437	
7 食肉衛生検 査費	184,769	△12,992	171,777	一般財源 △12,992	1 報酬	390	◎職員給与費 △12,992
					2 給料	△6,579	
					3 職員手当等	△5,097	
					4 共済費	△1,706	

4款 衛生費

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明					
					区分	金額						
8 母子保健衛生費	906,922	1,866	908,788	特定財源	△4,020	1 報酬	513	◎職員給与費	842			
				国・県	△4,020	2 給料	390	◎母子医療対策事業費	5,847			
				一般財源	5,886	3 職員手当等	△94	◎母子保健推進活動費	△4,823			
						4 共済費	24	○妊娠・出産包括支援事業費★	△4,823			
				特定財源の内訳					8 旅費	9		
				(国) 出産・子育て応援交付金				△3,216	12 委託料	△4,823		
				(県) 出産・子育て応援県交付金				△804	22 償還金利子及び割引料	5,847		
9 環境政策費	652,301	1,552	653,853	特定財源	1,958	1 報酬	1,135	◎職員給与費	△1,119			
				その他	1,958	2 給料	△1,111	◎環境基金費	1,958			
				一般財源	△406	3 職員手当等	△497	◎東山霊園費	713			
						4 共済費	△646					
				特定財源の内訳					12 委託料	713		
				(他) こおりやま応援寄附金				1,858	24 積立金	1,958		
(他) 環境寄附金				100								
10 環境保全センター費	169,605	1,038	170,643	一般財源	1,038	2 給料	352	◎職員給与費	1,038			
						3 職員手当等	927					
						4 共済費	△241					
11 浄化槽対策費	111,543	△2,239	109,304	一般財源	△2,239	18 負担金補助及び交付金	△2,239	◎浄化槽対策費	△2,239			

4款 衛生費

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
14 ワクチン接種費	1,698,524	415,326	2,113,850	特定財源 601	12 委託料 601	414,725	◎新型コロナウイルス ワクチン接種事業費 415,326
				国・県 601 一般財源 414,725	22 償還金 利子及び割引料		
	特定財源の内訳						
	(国) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 費国庫補助金			601			
計	8,441,994	402,753	8,844,747	特定財源 $\Delta$ 2,711 国・県 $\Delta$ 4,669 その他 1,958 一般財源 405,464			

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 清掃費	3,978,368	6,111	3,984,479	一般財源 6,111	1 報酬 751	◎職員給与費 6,111	
					2 給料 3,718		
					3 職員手当等 3,266		
					4 共済費 $\Delta$ 1,886		
					8 旅費 262		

4款 衛生費

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明
					区分	金額	
計	3,978,368	6,111	3,984,479	一般財源	6,111		

## (款) 4 衛生費

## (項) 3 上水道費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明
					区分	金額	
1 上水道費	32,778	1,100	33,878	一般財源	1,100	18 負担金補助及び交付金	◎職員手当等負担金 1,100
計	32,778	1,100	33,878	一般財源	1,100		

## (款) 4 衛生費

## (項) 4 簡易水道費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明
					区分	金額	
1 簡易水道費	192,196	△2,715	189,481	一般財源	△2,715	18 負担金補助及び交付金	◎簡易水道費 △2,715
計	192,196	△2,715	189,481	一般財源	△2,715		

4款 衛生費

## (款) 5 労働費

## (項) 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明
					区分	金額	
1 労働諸費	136,667	△3,637	133,030	一般財源 △3,637	1 報酬	93	◎職員給与費 △3,637
					2 給料	△2,468	
					3 職員手当等	△1,025	
					4 共済費	△237	
計	138,047	△3,637	134,410	一般財源 △3,637			

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明		
					区分	金額			
1 農業委員会 費	161,034	△507	160,527	一般財源 △507	1 報酬	616	◎職員給与費 △507		
					2 給料	△687			
					3 職員手当等	210			
					4 共済費	△646			
2 農業政策費	483,309	4,799	488,108	特定財源	558	1 報酬	1,120	◎職員給与費	4,241
				その他	558	2 給料	2,100	◎中山間地域農業活性	
				一般財源	4,241	3 職員手当等	△369	化対策事業費	9
						4 共済費	1,390	○中山間地域等直接	
						22 償還金利息 及び割引料	558	支払事業費★	9
		特定財源の内訳 (他) 負担金補助及び交付金過年度返還金	558			◎地域計画推進事業費	549		

5款 労働費

6款 農林水産業費



## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明				
					区分	金額					
2 農業政策費							○地域計画推進事業費★ 549				
3 農業振興費	645,764	5,924	651,688	特定財源	2,010	1 報酬	942	◎職員給与費 3,886			
				国・県	2,010	2 給料	△3,274	◎農業改良事業費 113			
				一般財源	3,914	3 職員手当等	△1,214	○環境保全型農業直接支援対策事業費★ 113			
						4 共済費	7,331	◎園芸振興奨励費 1,925			
				特定財源の内訳					8 旅費	101	○こおりやま園芸産地づくり支援事業費★ 1,925
				(県) 環境保全型農業直接支払県交付金				85	18 負担金補助及び交付金	2,038	
				(県) 風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業費県補助金				1,925			
4 農地費	2,533,523	△14,932	2,518,591	特定財源	△8,948	1 報酬	309	◎職員給与費 △1,643			
				国・県	△13,026	2 給料	△2,003	◎農用地総合整備事業費 69			
				その他	4,078	3 職員手当等	528	◎多面的機能支払交付金事業費 △13,358			
				一般財源	△5,984	4 共済費	△561	○多面的機能支払交付金事業費★ △13,358			
				特定財源の内訳					8 旅費	84	
				(県) 多面的機能支払県交付金				△13,026	18 負担金補助及び交付金	△17,298	
				(他) 郡山区域農用地総合整備事業費償還負担金				69	22 償還金利子及び割引料	4,009	
(他) 負担金補助及び交付金過年度返還金				4,009							
5 総合地方卸売市場費	572,516	△571	571,945	一般財源	△571	27 繰出金	△571	◎総合地方卸売市場費 △571			

6款 農林水産業費

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
6 農業集落排水事業費	568,124	△2,330	565,794	一般財源	△2,330	18 負担金補助及び交付金	△2,330	◎農業集落排水事業費	△2,330
計	4,964,270	△7,617	4,956,653	特定財源	△6,380				
				国・県	△11,016				
				その他	4,636				
				一般財源	△1,237				

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 2 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 林業振興費	395,806	213	396,019	一般財源	213	1 報酬	115	◎職員給与費	213
						2 給料	286		
						3 職員手当等	△344		
						4 共済費	109		
						8 旅費	47		
計	395,806	213	396,019	一般財源	213				

6款 農林水産業費

## (款) 7 商工費

## (項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 商工振興費	4,397,782	6,636	4,404,418	一般財源 6,636	1 報酬	108	◎職員給与費 6,636
					2 給料	2,212	
					3 職員手当等	3,798	
					4 共済費	518	
2 観光物産費	828,575	△21,189	807,386	特定財源 △364	1 報酬	108	◎職員給与費 △19,875
				国・県 △364	2 給料	△11,410	◎郡山ユラックス熱海
				一般財源 △20,825	3 職員手当等	△6,619	費 △1,314
					4 共済費	△1,954	◎物産振興費 0
				特定財源の内訳 (県) 消費者風評対策市町村支援事業費県交付金 △364	13 使用料及び 賃借料	△1,314	○物産振興事業費★ 0
3 産業創出費	1,137,032	6,565	1,143,597	一般財源 6,565	1 報酬	95	◎職員給与費 6,565
					2 給料	3,690	
					3 職員手当等	2,517	
					4 共済費	263	
計	6,419,767	△7,988	6,411,779	特定財源 △364 国・県 △364 一般財源 △7,624			

7款 商工費

## (款) 8 土木費

## (項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 営繕費	196,277	△9,059	187,218	一般財源 △9,059	2 給料	△1,412	◎職員給与費 △9,059
					3 職員手当等	△6,764	
					4 共済費	△883	
2 建築指導費	152,376	△614	151,762	一般財源 △614	1 報酬	98	◎職員給与費 △614
					2 給料	△383	
					3 職員手当等	△225	
					4 共済費	△104	
計	356,180	△9,673	346,507	一般財源 △9,673			

## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 道路建設費	1,216,790	△3,057	1,213,733	一般財源 △3,057	1 報酬	272	◎職員給与費 △3,057
					2 給料	△2,342	
					3 職員手当等	△392	
					4 共済費	△595	
2 道路維持費	3,563,914	5,112	3,569,026	一般財源 5,112	1 報酬	431	◎職員給与費 5,112
					2 給料	△297	
					3 職員手当等	4,733	
					4 共済費	245	

8款 土木費

## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	4,977,228	2,055	4,979,283	一般財源	2,055		

## (款) 8 土木費

## (項) 3 河川費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 河川費	1,013,532	425	1,013,957	一般財源	425	1 報酬	107	◎職員給与費	425
						2 給料	△1,031		
						3 職員手当等	1,751		
						4 共済費	△402		
計	1,013,532	425	1,013,957	一般財源	425				

## (款) 8 土木費

## (項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額内の 財源内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 開発指導費	103,720	△14,297	89,423	一般財源	△14,297	1 報酬	306	◎職員給与費	△14,297
						2 給料	△9,089		
						3 職員手当等	△4,084		
						4 共済費	△1,430		

8款 土木費

## (款) 8 土木費

## (項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 都市計画費	1,274,240	52,911	1,327,151	特定財源	24,500	1 報酬	93	◎職員給与費	18,911
				国・県	24,500	2 給料	7,750	◎市街地活性化推進費	34,000
				一般財源	28,411	3 職員手当等	8,066		
						4 共済費	3,002		
						12 委託料	34,000		
	特定財源の内訳								
	(国) 官民連携都市再生推進事業費国庫補助金				24,500				
4 土地区画整理費	1,149,858	△4,639	1,145,219	一般財源	△4,639	1 報酬	108	◎職員給与費	△7,592
						2 給料	△4,252	◎土地区画整理費	2,953
						3 職員手当等	△2,686		
						4 共済費	△929		
						8 旅費	167		
						27 繰出金	2,953		
5 公園費	1,697,874	△6,108	1,691,766	一般財源	△6,108	1 報酬	108	◎職員給与費	△6,108
						2 給料	△4,517		
						3 職員手当等	△836		
						4 共済費	△863		
7 公共下水道費	5,275,747	△103,375	5,172,372	一般財源	△103,375	18 負担金補助及び交付金	29,865	◎公共下水道費	△103,375
						23 投資及び出資金	△133,240		
8 公共交通対策費	241,289	△890	240,399	一般財源	△890	2 給料	△139	◎職員給与費	△890
						3 職員手当等	△817		

8款 土木費

## (款) 8 土木費

## (項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
8 公共交通対策費					4 共済費	66	
計	11,088,341	△76,398	11,011,943	特定財源 24,500 国・県 24,500 一般財源 △100,898			

## (款) 8 土木費

## (項) 5 住宅費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 住宅費	970,234	△16,174	954,060	特定財源 △16,174 その他 △16,174	1 報酬	216	◎職員給与費 △16,174
					2 給料	△6,933	
					3 職員手当等	△8,498	
					4 共済費	△959	
	特定財源の内訳 (他)市営住宅使用料			△16,174			
計	970,234	△16,174	954,060	特定財源 △16,174 その他 △16,174			

8款 土木費

## (款) 9 消防費

## (項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 消防防災費	3,745,114	8,350	3,753,464	一般財源 8,350	1 報酬	147	◎職員給与費 7,730 ◎常備消防費 620
					2 給料	4,316	
					3 職員手当等	2,172	
					4 共済費	1,049	
					8 旅費	46	
					18 負担金補助 及び交付金	620	
計	3,768,023	8,350	3,776,373	一般財源 8,350			

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 教育委員会 費	180,413	10,878	191,291	一般財源 10,878	1 報酬	1,783	◎職員給与費 10,878
					2 給料	5,746	
					3 職員手当等	1,685	
					4 共済費	1,664	
2 総合教育支 援センター 費	400,586	11,502	412,088	一般財源 11,502	1 報酬	8,272	◎職員給与費 11,502
					2 給料	85	
					3 職員手当等	2,573	
					4 共済費	572	

9款 消防費

10款 教育費



## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	580,999	22,380	603,379	一般財源	22,380		

## (款) 10 教育費

## (項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 学校教育推進費	998,449	9,364	1,007,813	特定財源	1,400	1 報酬	5,978	◎職員給与費	7,964
				その他	1,400	2 給料	204	◎奨学資金費	1,400
				一般財源	7,964	3 職員手当等	1,336		
						4 共済費	446		
						24 積立金	1,400		
特定財源の内訳 (他) 奨学資金給与費寄附金					1,400				
2 学校管理費	4,838,318	△41,859	4,796,459	一般財源	△41,859	1 報酬	891	◎職員給与費	10,781
						2 給料	3,330	◎小学校管理費	△34,594
						3 職員手当等	6,783	◎中学校管理費	△18,046
						4 共済費	△402		
						8 旅費	179		
						12 委託料	△52,640		
3 学校施設費	2,901,401	△3,149	2,898,252	一般財源	△3,149	2 給料	103	◎職員給与費	△3,149
						3 職員手当等	△3,301		
						4 共済費	49		

10款 教育費

## (款) 10 教育費

## (項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 教育研修センター費	756,138	△19,572	736,566	一般財源 △19,572	1 報酬	305	◎職員給与費 2,668 ◎教育のDX推進費 △22,240 ○教育のDX推進事業費★ △22,240
					2 給料	172	
					3 職員手当等	2,199	
					4 共済費	△8	
					12 委託料	△15,956	
					13 使用料及び賃借料	△6,284	
計	9,494,306	△55,216	9,439,090	特定財源 1,400 その他 1,400 一般財源 △56,616			

## (款) 10 教育費

## (項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生涯学習費	1,265,648	8,524	1,274,172	一般財源 8,524	1 報酬	15,117	◎職員給与費 7,324 ◎公民館費 1,200
					2 給料	△8,605	
					3 職員手当等	1,748	
					4 共済費	△945	
					8 旅費	9	
					10 需用費	1,200	

10款 教育費

## (款) 10 教育費

## (項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 図書館費	457,880	9,300	467,180	一般財源 9,300	1 報酬	4,063	◎職員給与費 9,300
					2 給料	1,403	
					3 職員手当等	3,245	
					4 共済費	521	
					8 旅費	68	
3 文化振興費	4,296,062	49,148	4,345,210	特定財源 400	1 報酬	1,797	◎職員給与費 36,078
				その他 400	2 給料	12,745	◎歴史資料館費 12,670
				一般財源 48,748	3 職員手当等	12,042	○(仮称)歴史情報 ・公文書館施設整備 事業費★ 12,670
					4 共済費	9,416	
				特定財源の内訳 (他)こおりやま応援寄附金 400	8 旅費	78	◎文化体育振興基金費 400
					11 役務費	70	
					12 委託料	12,600	
	24 積立金	400					
4 美術館費	329,308	△386	328,922	一般財源 △386	2 給料	203	◎職員給与費 △386
					3 職員手当等	△339	
					4 共済費	△250	
計	6,348,898	66,586	6,415,484	特定財源 400 その他 400 一般財源 66,186			

10款 教育費

## (款) 10 教育費

## (項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 スポーツ振興費	4,438,440	△12,599	4,425,841	特定財源	403,200	1 報酬	620	◎職員給与費	△12,599
				市債	403,200	2 給料	△7,735	◎アイスアリーナ費	0
				一般財源	△415,799	3 職員手当等	△3,384		
						4 共済費	△2,100		
	特定財源の内訳 (市債) 保健体育施設整備事業債			403,200					
計	4,438,440	△12,599	4,425,841	特定財源	403,200				
				市債	403,200				
				一般財源	△415,799				

## (款) 12 公債費

## (項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 元金	7,690,376	6,622	7,696,998	特定財源	16,174	22 償還金利息及び割引料	6,622	◎本年度償還元金	6,622
				その他	16,174				
				一般財源	△9,552				
	特定財源の内訳 (他) 市営住宅使用料			16,174					

10款 教育費

12款 公債費

## (款) 12 公債費

## (項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 利子	303,383	△6,581	296,802	一般財源 △6,581	22 償還金利子 及び割引料	△6,581	◎本年度償還利子 △6,581
計	7,993,759	41	7,993,800	特定財源 16,174 その他 16,174 一般財源 △16,133			

## (款) 14 予備費

## (項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	400,532	△5,566	394,966	一般財源 △5,566			
計	400,532	△5,566	394,966	一般財源 △5,566			

12款 公債費

14款 予備費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)	その他の手当 (千円)				計 (千円)	
補 正 後	長 等	3		33,996	11,389 (3.35)		45,385	4,852	50,237	
	議 員	38	269,076		81,117 (3.35)		350,193	81,648	431,841	
	その他の 特別職	5,293	210,101	17,100	5,729 (3.35)		232,930	3,004	235,934	
	計	5,334	479,177	51,096	98,235 (3.35)		628,508	89,504	718,012	
補 正 前	長 等	3		33,996	11,049 (3.25)		45,045	4,922	49,967	
	議 員	38	269,076		87,060 (3.25)		356,136	81,648	437,784	
	その他の 特別職	5,284	209,882	17,100	5,558 (3.25)		232,540	3,174	235,714	
	計	5,325	478,958	51,096	103,667 (3.25)		633,721	89,744	723,465	
比 較	長 等	0		0	340 (0.10)		340	△ 70	270	
	議 員	0	0		△ 5,943 (0.10)		△ 5,943	0	△ 5,943	
	その他の 特別職	9	219	0	171 (0.10)		390	△ 170	220	
	計	9	219	0	△ 5,432 (0.10)		△ 5,213	△ 240	△ 5,453	

一般会計

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1,997) 1,899	2,473,032	7,730,043	4,929,292	15,132,367	3,172,754	18,305,121	
補正前	(1,998) 1,908	2,373,365	7,802,589	4,964,031	15,139,985	3,145,138	18,285,123	
比較	(△1) △9	99,667	△72,546	△34,739	△7,618	27,616	19,998	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補正後	184,270	174,100	127,076	26,905	683,133	29,587	100
	補正前	179,010	160,615	129,270	30,405	767,704	33,168	100
	比較	5,260	13,485	△2,194	△3,500	△84,571	△3,581	0
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補正後	2,076,730	1,254,880	130	2,376	284,099	7,618	65
	補正前	2,029,832	1,265,765	130	3,382	278,650	7,712	65
	比較	46,898	△10,885	0	△1,006	5,449	△94	0
手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補正後	17,676			547	60,000		
	補正前	17,676			547	60,000		
	比較	0			0	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)				
補 正 後	( 16) 1,780		7,182,900	4,383,643	11,566,543	2,539,129	14,105,672	
補 正 前	( 17) 1,789		7,274,476	4,454,283	11,728,759	2,560,830	14,289,589	
比 較	( △ 1) △ 9		△ 91,576	△ 70,640	△ 162,216	△ 21,701	△ 183,917	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	184,270	154,548	127,076	25,215	679,193	29,517	100
	補 正 前	179,010	140,575	129,270	28,715	764,777	33,168	100
	比 較	5,260	13,973	△ 2,194	△ 3,500	△ 85,584	△ 3,651	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	1,556,333	1,254,880	130	2,376	284,099	7,618	65
	補 正 前	1,544,741	1,265,765	130	3,382	278,650	7,712	65
	比 較	11,592	△ 10,885	0	△ 1,006	5,449	△ 94	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	17,676			547	60,000		
	補 正 前	17,676			547	60,000		
	比 較	0			0	0		



イ 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	(1,981) 119	2,473,032	547,143	545,649	3,565,824	633,625	4,199,449
補 正 前	(1,981) 119	2,373,365	528,113	509,748	3,411,226	584,308	3,995,534
比 較	( 0) 0	99,667	19,030	35,901	154,598	49,317	203,915

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後		19,552		1,690	3,940	70	
	補 正 前		20,040		1,690	2,927	0	
	比 較		△ 488		0	1,013	70	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	520,397						
	補 正 前	485,091						
	比 較	35,306						
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 72,546	給与改定に伴う増減分	94,513	給与改定の状況 給料の単純引上率 1.23% 給与改定実施時期 令和5年4月
		その他の増減分	△ 167,059	
職 員 手 当	△ 34,739	制度改正に伴う増減分	120,282	超過勤務手当 5,968 休日給 352 期末手当 77,242 勤勉手当 36,720
		その他の増減分	△ 155,021	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職	技能労務職	教 育 職	医 療 職
令和5年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	331,778	331,331	440,189	496,300
	平均給与月額 (円)	379,472	353,382	505,152	999,500
	平均年齢 (歳)	42.08	55.10	51.04	39.05
令和5年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	330,411	336,625	437,400	487,600
	平均給与月額 (円)	386,590	363,454	516,914	1,050,800
	平均年齢 (歳)	42.02	55.00	50.08	38.08

イ 初任給

区 分	行 政 職 (円)	技能労務職 (円)	医 療 職 (円)	国 の 制 度	
				行 政 職 (円)	医 療 職 (円)
高 校 卒	174,400	160,400	-	166,600	-
大 学 卒	207,100	-	(大学6卒) 276,800	196,200	(大学6卒) 264,700

ウ 級別職員数

区分	行政職				技能労務職				教育職			医療職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)		級	職員数 (人)	構成比 (%)		級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年 11月1日現在	1級	( ) 110	( ) 6.8		1級	( )	( )		1級	( )	( )	1級	( )	( )
	2級	( 4) 185	( 40.0) 11.5		2級	( 5) 35	(100.0) 27.8		2級	( ) 3	( ) 11.1	2級	( )	( )
	3級	( 6) 509	( 60.0) 31.6		3級	( ) 91	( ) 72.2		特2級	( ) 1	( ) 3.7	3級	( )	( )
	4級	( ) 425	( ) 26.3						3級	( ) 13	( ) 48.2	4級	( ) 1	( ) 100.0
	5級	( ) 268	( ) 16.6						4級	( ) 10	( ) 37.0			
	6級	( ) 68	( ) 4.2											
	7級	( ) 29	( ) 1.8											
	8級	( ) 19	( ) 1.2											
	計	(10) 1,613	(100.0) 100.0		計	( 5) 126	(100.0) 100.0		計	( ) 27	( ) 100.0	計	( ) 1	( ) 100.0
令和5年 1月1日現在	1級	( ) 106	( ) 6.7		1級	( )	( )		1級	( )	( )	1級	( )	( )
	2級	( 4) 198	( 50.0) 12.5		2級	( 5) 31	( 83.3) 24.6		2級	( ) 4	( ) 14.3	2級	( )	( )
	3級	( 4) 519	( 50.0) 32.8		3級	( 1) 95	( 16.7) 75.4		特2級	( ) 1	( ) 3.6	3級	( )	( )
	4級	( ) 405	( ) 25.6						3級	( ) 13	( ) 46.4	4級	( ) 1	( ) 100.0
	5級	( ) 251	( ) 15.9						4級	( ) 10	( ) 35.7			
	6級	( ) 66	( ) 4.2											
	7級	( ) 26	( ) 1.7											
	8級	( ) 10	( ) 0.6											
	計	( 8) 1,581	(100.0) 100.0		計	( 6) 126	(100.0) 100.0		計	( ) 28	( ) 100.0	計	( ) 1	( ) 100.0

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

(級別の基準となる職務)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
行政職	主 事 技 師	高度の知識 又は経験を 必要とする 主事・技師	主 査 技 査	係 長	課長補佐	課 長	部 次 長	部 長

エ 昇 給

区 分		合 計	行政職	技能労務職	教育職	医療職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	1,691	1,572	91	27	1	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1,368	1,304	49	14	1	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	5	5			
		2 号 給 (人)	19	18		1	
		3 号 給 (人)	3	3			
		4 号 給 (人)	1,120	1,070	36	13	1
		5 号 給 (人)					
		6 号 給 (人)	98	98			
		7 号 給 (人)					
8 号 給 (人)	123	110	13				
比 率 (B) / (A) (%)	80.9	83.0	53.8	51.9	100.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	1,666	1,543	94	28	1	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	1,408	1,337	50	20	1	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	6	6			
		2 号 給 (人)	3	3			
		3 号 給 (人)	3	3			
		4 号 給 (人)	1,255	1,198	36	20	1
		5 号 給 (人)					
		6 号 給 (人)	55	55			
		7 号 給 (人)					
8 号 給 (人)	86	72	14				
比 率 (B) / (A) (%)	84.5	86.6	53.2	71.4	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	(1.150)	(1.200)	(2.35)	有	
	2.175	2.275	4.45		
補 正 前	(1.150)	(1.150)	(2.30)	有	
	2.175	2.175	4.35		
国 の 制 度	(1.125)	(1.225)	(2.35)	有	
	2.200	2.300	4.50		

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置	
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職員	行政職	技能労務職	教育職	医療職
給料総額に対する比率 (%)	0.3	0.3	0.4	0.0	16.1
支給対象職員の比率 (%) (令和5年11月1日現在)	14.0	12.9	29.4	0.0	100.0
代表的な特殊勤務手当の名称	不快業務従事員の手当 社会福祉職員の手当 税務職員及び税外収入徴収事務従事職員の手当				

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容	
		本 市	国
扶養手当	同		
住居手当	異	1 借家・借間 (1) 基礎控除額 9,500円 (2) 全額支給限度額 11,000円 (3) 1/2加算限度額 17,000円	1 借家・借間 (1) 基礎控除額 16,000円 (2) 全額支給限度額 11,000円 (3) 1/2加算限度額 17,000円
通勤手当	異	1 支給対象者 片道2km以上の通勤者 2 交通機関利用者 実費支給、ただし50,000円を超える場合は50,000円にその超える額の1/2の額を加算した額 3 交通用具使用者 通勤距離等に応じ支給 支給限度額 37,000円	1 支給対象者 片道2km以上の通勤者 2 交通機関利用者 実費支給、ただし支給限度額 55,000円 3 交通用具使用者 通勤距離等に応じ支給 支給限度額 31,600円

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
運營業務委託料 (令和5年度分)	401,249			令和5年度 令和6年度	401,249				401,249
設備保守管理業務委託料 (その1) (令和5年度分)	39,090			令和5年度 令和6年度	39,090			915	38,175
設備保守管理業務委託料 (その2) (令和5年度分)	15,878			令和5年度 令和8年度	15,878				15,878
機械警備業務委託料 (令和5年度分)	2,619			令和5年度 令和6年度	2,619	370		2,027	222
清掃業務委託料 (令和5年度分)	1,406			令和5年度 令和6年度	1,406				1,406
受付案内業務委託料 (令和5年度分)	40,600			令和5年度 令和6年度	40,600				40,600
キャッシュレス・POSレジサービス使用料 (令和5年度分)	29,949			令和5年度 令和8年度	29,949				29,949
議会だより印刷製本費 (令和5年度分)	10,610			令和5年度 令和6年度	10,610				10,610
人事給与・庶務事務システム業務委託料 (令和5年度分)	572			令和5年度 令和6年度	572				572

一般会計



(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
人事給与・庶務事務システム 改修業務委託料	16,263			令和 5年度 令和 6年度	16,263				16,263
こおりやま広域圏移住体験ツ ア一業務委託料(令和5年度 分)	10,505			令和 5年度 令和 6年度	10,505				10,505
市制施行100周年記念事業運 営等業務委託料	18,345			令和 5年度 令和 6年度	18,345				18,345
市制施行100周年Z世代楽曲 制作業務委託料	3,077			令和 5年度 令和 6年度	3,077				3,077
情報システム運營業務委託料 (令和5年度分)	277,893			令和 5年度 令和 6年度	277,893				277,893
広報こおりやま印刷製本費 (令和5年度分)	128,555			令和 5年度 令和 6年度	128,555				128,555
文書管理・財務会計システム 業務委託料(令和5年度分)	5,082			令和 5年度 令和 6年度	5,082				5,082
電子入札システム運営事業 (令和5年度分)	28,493			令和 5年度 令和 6年度	28,493			4,875	23,618
市民公益活動総合補償保険制 度保険料(令和5年度分)	2,858			令和 5年度 令和 6年度	2,858				2,858
市民税等データ入力業務委託 料(令和5年度分)	5,445			令和 5年度 令和 6年度	5,445				5,445
地方税ポータルシステム使用 料(令和5年度分)	14,784			令和 5年度 令和 6年度	14,784				14,784

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
車両継続検査実施可否判断システム使用料(令和5年度分)	1,980			令和5年度 令和6年度	1,980				1,980
固定資産税データ入力業務委託料(令和5年度分)	6,534			令和5年度 令和6年度	6,534				6,534
火葬申請書等デジタル化業務委託料(令和5年度分)	9,172			令和5年度 令和6年度	9,172				9,172
住民異動情報等入力業務委託料(令和5年度分)	24,969			令和5年度 令和6年度	24,969			24,969	
マイナンバーカード交付申請等業務委託料(令和5年度分)	125,072			令和5年度 令和6年度	125,072	125,072			
保健福祉情報システム業務委託料(令和5年度分)	23,682			令和5年度 令和6年度	23,682				23,682
国民年金システム業務委託料(令和5年度分)	3,208			令和5年度 令和6年度	3,208	3,208			
障がい者授産支援業務委託料(令和5年度分)	8,528			令和5年度 令和6年度	8,528				8,528
地域包括支援センター業務委託料(令和5年度分)	354,741			令和5年度 令和6年度	354,741	204,864		81,591	68,286
第59回郡山市こどもまつり負担金	10,300			令和5年度 令和6年度	10,300				10,300
保育の質向上研修実施業務委託料(令和5年度分)	5,164			令和5年度 令和6年度	5,164	2,582			2,582

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
保育業務支援システム賃借料 (令和5年度分)	102,060			令和5年度 令和10年度	102,060				102,060
公立保育所寝具賃借料(令和5年度分)	138,870			令和5年度 令和8年度	138,870				138,870
一時預かり業務委託料(令和5年度分)	126,024			令和5年度 令和7年度	126,024	24,684		12,928	88,412
郡山市東山霊園管理事務所建設工事	314,030			令和5年度 令和6年度	314,030		68,000	125,857	120,173
大気常時監視測定機器保守管理業務委託料(令和5年度分)	10,490			令和5年度 令和6年度	10,490				10,490
大気常時監視システム賃借料(令和5年度分)	3,960			令和5年度 令和6年度	3,960				3,960
一般廃棄物収集運搬業務委託料(令和5年度分)	944,000			令和5年度 令和6年度	944,000				944,000
要援護者ごみ戸別収集業務委託料(令和5年度分)	40,000			令和5年度 令和6年度	40,000				40,000
学生Uターン・地元雇用促進事業負担金(令和5年度分)	3,025			令和5年度 令和6年度	3,025				3,025
ため池監視システム使用料(令和5年度分)	1,628			令和5年度 令和6年度	1,628				1,628
市制施行100周年安積疏水プロジェクト業務委託料	10,000			令和5年度 令和6年度	10,000				10,000

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
創業・事業承継支援情報発信 業務委託料(令和5年度分)	742			令和5年度 令和6年度	742				742
農福商工連携推進ウェブサイト 運営管理業務委託料(令和 5年度分)	990			令和5年度 令和6年度	990				990
特定計量器定期検査等業務委 託料(令和5年度分)	14,607			令和5年度 令和6年度	14,607			1,426	13,181
サマーフェスタ IN KOR IYAMA 2024負担金	18,600			令和5年度 令和6年度	18,600				18,600
市制施行100周年郡山うねめ まつり魅力創造業務委託料	7,700			令和5年度 令和6年度	7,700				7,700
第60回郡山うねめまつり負担 金	26,500			令和5年度 令和6年度	26,500				26,500
観光地仮設トイレ賃借料(令 和5年度分)	550			令和5年度 令和6年度	550				550
幹線道路舗装修繕工事(令和 5年度分)	125,000			令和5年度 令和6年度	125,000		125,000		
道路維持補修業務委託料(令 和5年度分)	210,000			令和5年度 令和6年度	210,000				210,000
道路維持補修工事(令和5年 度分)	70,000			令和5年度 令和6年度	70,000				70,000
道路照明LED化ESCO業 務委託料	408,000			令和5年度 令和16年度	408,000		314,200		93,800

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
水路側溝整備工事 (令和5年度分)	175,000			令和5年度 令和6年度	175,000		175,000		
デマンド型乗合タクシー運行業務委託料 (令和5年度分)	30,587			令和5年度 令和6年度	30,587				30,587
住宅システム保守管理業務委託料 (令和5年度分)	3,607			令和5年度 令和6年度	3,607			3,607	
防災情報伝達システム運営事業 (令和5年度分)	16,253			令和5年度 令和6年度	16,253				16,253
総合防災支援情報収集事業 (令和5年度分)	7,502			令和5年度 令和6年度	7,502				7,502
小学校指導者用デジタル教科書使用料 (令和5年度分)	26,255			令和5年度 令和6年度	26,255				26,255
スクールバス運行業務委託料 (令和5年度分)	97,929			令和5年度 令和6年度	97,929	12,201			85,728
ICT支援員業務委託料 (令和5年度分)	35,271			令和5年度 令和6年度	35,271				35,271
GIGAスクール運営支援センター業務委託料 (令和5年度分)	30,562			令和5年度 令和6年度	30,562	10,187			20,375
教育用ソフトウェア包括ライセンス使用料 (令和5年度分)	14,960			令和5年度 令和7年度	14,960				14,960
市制施行100周年音楽祭事業	23,000			令和5年度 令和6年度	23,000				23,000

一般会計

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
郡山市歴史資料館解体等工事	54,530			令和 5年度 令和 6年度	54,530	24,900	22,400		7,230

(変更)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
放課後児童クラブ指定管 理料	補 正 前	1,930,659千円 に障がい児童 加配職員及び キャリアアッ プ処遇改善対 象職員の変動 により生じた 額を加算した 額		令和 5年度 令和 8年度	1,930,659千円 に障がい児童 加配職員及び キャリアアッ プ処遇改善対 象職員の変動 により生じた 額を加算した 額	1,219,470千 円に左記で 加算した額 に国県各補 助割合を乗 じた額を加 算した額			当該年度以 降の支出予 定額から左 記特定財源 を除いた額
	補 正 後	2,135,384千円 に障がい児童 加配職員及び キャリアアッ プ処遇改善対 象職員の変動 により生じた 額を加算した 額		令和 5年度 令和 8年度	2,135,384千円 に障がい児童 加配職員及び キャリアアッ プ処遇改善対 象職員の変動 により生じた 額を加算した 額	1,354,992千 円に左記で 加算した額 に国県各補 助割合を乗 じた額を加 算した額			当該年度以 降の支出予 定額から左 記特定財源 を除いた額

一般会計

(廃止)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
生活保護等版レセプト管理システム再構築事業 (令和5年度分)	16,700			令和5年度 令和10年度	16,700				16,700
	—			—	—				—

一般会計

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における  
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み				当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額		当該年度中 元金償還見込額			
1 普通債	31,987,831	37,752,033	補正前の額	9,426,700	補正前の額	3,185,950	補正前の額	43,992,783
			補正額	403,200	補正額	4,785	補正額	398,415
			補正後の額	9,829,900	補正後の額	3,190,735	補正後の額	44,391,198
(2) 民生	1,173,721	1,229,339	230,000		補正前の額	191,846	補正前の額	1,267,493
					補正額	4,785	補正額	△ 4,785
					補正後の額	196,631	補正後の額	1,262,708
(9) 教育	12,149,961	13,198,557	補正前の額	4,114,600	927,322		補正前の額	16,385,835
			補正額	403,200			補正額	403,200
			補正後の額	4,517,800			補正後の額	16,789,035
2 災害復旧債	3,989,613	5,257,473	補正前の額	900	35,911		補正前の額	5,222,462
			補正額	2,300			補正額	2,300
			補正後の額	3,200			補正後の額	5,224,762
(2) 民生	4,400	4,400	補正前の額	0			補正前の額	4,400
			補正額	2,300			補正額	2,300
			補正後の額	2,300			補正後の額	6,700
3 その他	49,935,588	47,809,334	1,688,100		補正前の額	4,468,515	補正前の額	45,028,919
					補正額	1,837	補正額	△ 1,837
					補正後の額	4,470,352	補正後の額	45,027,082
(2) 臨時財政対策	48,591,721	46,630,595	1,688,100		補正前の額	4,338,705	補正前の額	43,979,990
					補正額	1,837	補正額	△ 1,837
					補正後の額	4,340,542	補正後の額	43,978,153

一般会計



(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み				当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額		当該年度中 元金償還見込額			
合 計	85,913,032	90,818,840	補正前の額	11,115,700	補正前の額	7,690,376	補正前の額	94,244,164
			補正額	405,500	補正額	6,622	補正額	398,878
			補正後の額	11,521,200	補正後の額	7,696,998	補正後の額	94,643,042

一般会計

令和5年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度郡山市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,291千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,215,358千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		3,183,037	2,291	3,185,328
	1 他会計繰入金	2,854,556	2,291	2,856,847
歳入	合計	29,213,067	2,291	29,215,358

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		653,458	1,518	654,976
	1 総務管理費	582,279	△113	582,166
	4 税適正賦課及び収納率向上特別対策事業費	43,518	1,631	45,149
7 予備費		200,860	773	201,633
	1 予備費	200,860	773	201,633
歳 出	合 計	29,213,067	2,291	29,215,358

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	千円 37,994

# 予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	5,141,739	0	5,141,739
2 国庫支出金	4,907	0	4,907
3 県支出金	19,687,510	0	19,687,510
4 財産収入	9	0	9
5 繰入金	3,183,037	2,291	3,185,328
6 繰越金	1,104,946	0	1,104,946
7 諸収入	90,919	0	90,919
歳入合計	29,213,067	2,291	29,215,358

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	653,458	1,518	654,976			1,518	
2 保険給付費	19,549,497	0	19,549,497				
3 国民健康保険事業費納付金	7,271,914	0	7,271,914			773	△773
4 保健事業費	375,582	0	375,582				
5 基金積立金	1,104,957	0	1,104,957				
6 諸支出金	56,799	0	56,799				
7 予備費	200,860	773	201,633				773
歳出合計	29,213,067	2,291	29,215,358			2,291	



2 歳入

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,854,556	2,291	2,856,847	3 職員給与費等繰入金	1,518	職員給与費等繰入金 1,518
				7 産前産後保険税繰入金	773	産前産後保険税繰入金 773
計	2,854,556	2,291	2,856,847			

### 3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 一般管理費	558,689	△113	558,576	特定財源	△113	1 報酬	1,038	◎職員給与費	△113
				その他	△113	2 給料	△836		
						3 職員手当等	261		
						4 共済費	△576		
	特定財源の内訳 (他) 職員給与費等繰入金				△113				
計	582,279	△113	582,166	特定財源	△113				
				その他	△113				

(款) 1 総務費

(項) 4 税適正賦課及び収納率向上特別対策事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 税適正賦課 及び収納率 向上特別対 策事業費	43,518	1,631	45,149	特定財源	1,631	1 報酬	1,206	◎職員給与費	1,631
				その他	1,631	3 職員手当等	337		
						4 共済費	88		
	特定財源の内訳 (他) 職員給与費等繰入金				1,631				
計	43,518	1,631	45,149	特定財源	1,631				
				その他	1,631				

国民健康保険特別会計

## (款) 3 国民健康保険事業費納付金

## (項) 1 医療給付費分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般被保険者医療給付費分	4,978,765	0	4,978,765	特定財源	537		◎一般被保険者医療給付費分
				その他	537		
				一般財源	△537		0
	特定財源の内訳						
	(他) 産前産後保険税繰入金				537		
計	4,978,765	0	4,978,765	特定財源	537		
				その他	537		
				一般財源	△537		

## (款) 3 国民健康保険事業費納付金

## (項) 2 後期高齢者支援金等分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,698,648	0	1,698,648	特定財源	205		◎一般被保険者後期高齢者支援金等分
				その他	205		
				一般財源	△205		0
	特定財源の内訳						
	(他) 産前産後保険税繰入金				205		

国民健康保険特別会計

## (款) 3 国民健康保険事業費納付金

## (項) 2 後期高齢者支援金等分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	1,698,648	0	1,698,648	特定財源 205 その他 205 一般財源 △205			

## (款) 3 国民健康保険事業費納付金

## (項) 3 介護納付金分

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護納付金分	594,501	0	594,501	特定財源 31 その他 31 一般財源 △31			◎介護納付金分 0
	特定財源の内訳 (他) 産前産後保険税繰入金			31			
計	594,501	0	594,501	特定財源 31 その他 31 一般財源 △31			

国民健康保険特別会計

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	200,860	773	201,633	一般財源	773		
計	200,860	773	201,633	一般財源	773		

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	( 42) 44	44,702	175,896	118,460	339,058	71,788	410,846
補 正 前	( 42) 44	42,458	176,732	117,862	337,052	72,276	409,328
比 較	( 0) 0	2,244	△ 836	598	2,006	△ 488	1,518

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	4,385	3,416	4,871	1,102	22,444	1	
	補 正 前	5,718	3,422	3,263	1,102	22,151	0	
	比 較	△ 1,333	△ 6	1,608	0	293	1	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	47,757	30,894			3,419		
	補 正 前	46,706	31,318			4,011		
	比 較	1,051	△ 424			△ 592		
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	171						
	補 正 前	171						
	比 較	0						

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	( ) 44		175,896	109,582	285,478	62,543	348,021
補 正 前	( ) 44		176,732	109,604	286,336	63,192	349,528
比 較	( ) 0		△ 836	△ 22	△ 858	△ 649	△ 1,507

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	4,385	3,416	4,871	1,102	22,444	1	
	補 正 前	5,718	3,422	3,263	1,102	22,151	0	
	比 較	△ 1,333	△ 6	1,608	0	293	1	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	38,879	30,894			3,419		
	補 正 前	38,448	31,318			4,011		
	比 較	431	△ 424			△ 592		
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	171						
	補 正 前	171						
	比 較	0						

イ 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)				
補 正 後	( 42)	44,702		8,878	53,580	9,245	62,825	
補 正 前	( 42)	42,458		8,258	50,716	9,084	59,800	
比 較	( 0)	2,244		620	2,864	161	3,025	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	8,878						
	補 正 前	8,258						
	比 較	620						
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							



(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 836	給与改定に伴う増減分	1,340	
		その他の増減分	△ 2,176	
職 員 手 当	598	制度改正に伴う増減分	2,739	超過勤務手当 293 期末手当 1,555 勤勉手当 891
		その他の増減分	△ 2,141	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員1人当たり給与

区 分	行 政 職	
令 和 5 年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	330,493
	平均給与月額 (円)	394,328
	平均年齢 (歳)	41.00
令 和 5 年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	325,232
	平均給与月額 (円)	395,961
	平均年齢 (歳)	41.08

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 5 年 11 月 1 日 現 在	1 級	( ) 2	( ) 4.5
	2 級	( ) 8	( ) 18.2
	3 級	( ) 10	( ) 22.7
	4 級	( ) 19	( ) 43.2
	5 級	( ) 3	( ) 6.8
	6 級	( ) 2	( ) 4.6
	7 級	( )	( )
	8 級	( )	( )
	計	( ) 44	( ) 100.0
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	1 級	( ) 4	( ) 9.1
	2 級	( ) 6	( ) 13.6
	3 級	( ) 11	( ) 25.0
	4 級	( ) 17	( ) 38.6
	5 級	( ) 4	( ) 9.1
	6 級	( ) 2	( ) 4.6
	7 級	( )	( )
	8 級	( )	( )
	計	( ) 44	( ) 100.0

( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

ウ 昇 給

区 分		行 政 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	44	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	41	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	36
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	3
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)	2	
比 率 (B) / (A) (%)	93.2		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	44	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	37	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	36
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)	1	
比 率 (B) / (A) (%)	84.1		

工 特 殊 勤 務 手 当

区 分	行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.6
支給対象職員の比率 (%) (令和5年11月1日現在)	52.3
代表的な特殊勤務手当の名称	税務職員及び税外 収入徴収事務従事 職員の手当

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
国民健康保険システム業務委託料 (令和5年度分)	37,994			令和5年度 令和6年度	37,994			37,994	

令和5年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度郡山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ651千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,883,616千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		864,076	△651	863,425
	1 他会計繰入金	864,076	△651	863,425
歳入	合計	3,884,267	△651	3,883,616

## 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		111,853	△651	111,202
	1 総務管理費	92,628	△651	91,977
歳出	合計	3,884,267	△651	3,883,616



# 予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	2,989,047	0	2,989,047
2 繰入金	864,076	△651	863,425
3 繰越金	10,773	0	10,773
4 諸収入	20,371	0	20,371
歳入合計	3,884,267	△651	3,883,616

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	111,853	△651	111,202			△651	
2 広域連合納付金	3,751,880	0	3,751,880				
3 保健事業費	10,024	0	10,024				
4 諸支出金	10,510	0	10,510				
歳出合計	3,884,267	△651	3,883,616			△651	

2 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	864,076	△ 651	863,425	2 職員給与費等繰入金	△ 651	職員給与費等繰入金 △ 651
計	864,076	△ 651	863,425			

### 3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 一般管理費	92,628	△651	91,977	特定財源	△651	1 報酬	273	◎職員給与費 △651
				その他	△651	2 給料	△120	
						3 職員手当等	△945	
						4 共済費	141	
	特定財源の内訳 (他) 職員給与費等繰入金			△651				
計	92,628	△651	91,977	特定財源	△651			
				その他	△651			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 16) 8	6,257	32,018	23,951	62,226	13,099	75,325	
補 正 前	( 16) 8	5,984	32,138	24,896	63,018	12,958	75,976	
比 較	( 0) 0	273	△ 120	△ 945	△ 792	141	△ 651	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	738	519	624		8,036	254	
	補 正 前	816	510	960		7,949	252	
	比 較	△ 78	9	△ 336		87	2	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	8,210	5,543			0		
	補 正 前	8,122	5,668			592		
	比 較	88	△ 125			△ 592		
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	27						
	補 正 前	27						
	比 較	0						

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)				
補 正 後	( ) 8		32,018	22,680	54,698	11,689	66,387	
補 正 前	( ) 8		32,138	23,705	55,843	11,620	67,463	
比 較	( ) 0		△ 120	△ 1,025	△ 1,145	69	△ 1,076	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	738	519	624		8,036	254	
	補 正 前	816	510	960		7,949	252	
	比 較	△ 78	9	△ 336		87	2	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	6,939	5,543			0		
	補 正 前	6,931	5,668			592		
	比 較	8	△ 125			△ 592		
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	27						
	補 正 前	27						
	比 較	0						

イ 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)				
補 正 後	( 16)	6,257		1,271	7,528	1,410	8,938	
補 正 前	( 16)	5,984		1,191	7,175	1,338	8,513	
比 較	( 0)	273		80	353	72	425	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	1,271						
	補 正 前	1,191						
	比 較	80						
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							



(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 120	給与改定に伴う増減分	300	
		その他の増減分	△ 420	
職 員 手 当	△ 945	制度改正に伴う増減分	498	超過勤務手当 87 休日給 2 期末手当 249 勤勉手当 160
		その他の増減分	△ 1,443	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員1人当たり給与

区 分	行政職	
令 和 5 年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	330,775
	平均給与月額 (円)	390,747
	平均年齢 (歳)	41.05
令 和 5 年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	330,850
	平均給与月額 (円)	378,920
	平均年齢 (歳)	41.10

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 5 年 11 月 1 日 現 在	1 級	( ) 1	( ) 12.5
	2 級	( )	( )
	3 級	( ) 3	( ) 37.5
	4 級	( ) 4	( ) 50.0
	5 級	( )	( )
	6 級	( )	( )
	7 級	( )	( )
	8 級	( )	( )
	計	( ) 8	( ) 100.0
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	1 級	( )	( )
	2 級	( ) 1	( ) 12.5
	3 級	( ) 3	( ) 37.5
	4 級	( ) 4	( ) 50.0
	5 級	( )	( )
	6 級	( )	( )
	7 級	( )	( )
	8 級	( )	( )
	計	( ) 8	( ) 100.0

( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

ウ 昇給

区 分		行 政 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	8	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	7	
	号給数別内訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	7
		5号給 (人)	
		6号給 (人)	
		7号給 (人)	
		8号給 (人)	
比 率 (B) / (A) (%)	87.5		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	8	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	8	
	号給数別内訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	8
		5号給 (人)	
		6号給 (人)	
		7号給 (人)	
		8号給 (人)	
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		

令和5年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度郡山市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17,679千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,191,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		6,177,867	5,626	6,183,493
	2 国庫補助金	1,453,863	5,626	1,459,489
4 県支出金		3,982,749	△60	3,982,689
	2 県補助金	239,813	△60	239,753
6 繰入金		5,269,997	12,113	5,282,110
	1 一般会計繰入金	4,499,033	12,183	4,511,216
	2 基金繰入金	770,964	△70	770,894
歳入	合計	29,174,221	17,679	29,191,900

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		706,974	17,988	724,962
	1 総務管理費	398,732	17,988	416,720
3 地域支援事業費		1,550,696	△309	1,550,387
	1 地域支援事業費	1,547,511	△309	1,547,202
歳 出	合 計	29,174,221	17,679	29,191,900

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センター業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	千円 70,992

# 予 算 に 関 す る 説 明 書



1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	5,693,764	0	5,693,764
2 国庫支出金	6,177,867	5,626	6,183,493
3 支払基金交付金	7,267,046	0	7,267,046
4 県支出金	3,982,749	△60	3,982,689
5 財産収入	425	0	425
6 繰入金	5,269,997	12,113	5,282,110
7 繰越金	781,898	0	781,898
8 諸収入	475	0	475
歳入合計	29,174,221	17,679	29,191,900

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	706,974	17,988	724,962	5,745		12,243	
2 保険給付費	26,039,329	0	26,039,329			△70	70
3 地域支援事業費	1,550,696	△309	1,550,387	△179		△60	△70
4 基金積立金	456,588	0	456,588				
5 諸支出金	390,634	0	390,634				
6 予備費	30,000	0	30,000				
歳出合計	29,174,221	17,679	29,191,900	5,566		12,113	

介護保険特別会計

## 2 歳入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業交付金	434,840	△ 119	434,721	2 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金	△ 119	現年度分包括的支援事業・任意事業交付金 △ 119
6 介護保険事業費補助金	0	5,745	5,745	1 介護保険事業費補助金	5,745	介護保険事業費国庫補助金 5,745
計	1,453,863	5,626	1,459,489			

(款) 4 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業交付金	239,313	△ 60	239,253	2 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金	△ 60	現年度分包括的支援事業・任意事業県交付金 △ 60
計	239,813	△ 60	239,753			

介護保険特別会計

## (款) 6 繰入金

## (項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業繰入金	239,313	△ 60	239,253	2 現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金	△ 60	現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金 △ 60
3 その他一般会計繰入金	1,004,804	12,243	1,017,047	1 職員給与費等繰入金	6,498	職員給与費等繰入金 6,498
				2 事務費繰入金	5,745	事務費繰入金 5,745
計	4,499,033	12,183	4,511,216			

## (款) 6 繰入金

## (項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護保険給付費準備基金繰入金	770,964	△ 70	770,894	1 介護保険給付費準備基金繰入金	△ 70	介護保険給付費準備基金繰入金 △ 70
計	770,964	△ 70	770,894			

介護保険特別会計

### 3 歳出

#### (款) 1 総務費

##### (項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 一般管理費	398,732	17,988	416,720	特定財源	17,988	1 報酬	2,191	◎職員給与費	6,498
				国・県	5,745	2 給料	197	◎一般管理事務費	11,490
				その他	12,243	3 職員手当等	3,472		
						4 共済費	638		
						12 委託料	11,490		
	特定財源の内訳								
				(国) 介護保険事業費国庫補助金	5,745				
				(他) 職員給与費等繰入金	6,498				
				(他) 事務費繰入金	5,745				
計	398,732	17,988	416,720	特定財源	17,988				
				国・県	5,745				
				その他	12,243				

#### (款) 2 保険給付費

##### (項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 介護サービス諸費	24,182,083	0	24,182,083	特定財源	△70			◎居宅介護サービス給	
				その他	△70			付費	0
				一般財源	70				

介護保険特別会計

## (款) 2 保険給付費

## (項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護サービス諸費	特定財源の内訳 (他) 介護保険給付費準備基金繰入金						
計	24,712,558	0	24,712,558	特定財源 その他 一般財源	△70 △70 70		

## (款) 3 地域支援事業費

## (項) 1 地域支援事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
3 包括的支援事業・任意事業費	674,575	△309	674,266	特定財源	△239	2 給料	△341	◎職員給与費 △309
				国・県 その他 一般財源	△179 △60 △70	3 職員手当等 4 共済費	△7 39	
特定財源の内訳								
(国) 現年度分包括的支援事業・任意事業交付金					△119			
(県) 現年度分包括的支援事業・任意事業県交付金					△60			
(他) 現年度分包括的支援事業・任意事業繰入金					△60			

介護保険特別会計

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 地域支援事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
計	1,547,511	△309	1,547,202	特定財源			
				国・県			
				その他			
				一般財源			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	( 33) 45	40,902	173,095	116,934	330,931	69,270	400,201
補 正 前	( 33) 44	38,711	173,239	113,469	325,419	68,593	394,012
比 較	( 0) 1	2,191	△ 144	3,465	5,512	677	6,189

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	3,773	3,255	3,266	30	26,183	3	
	補 正 前	3,888	3,210	2,649	30	25,886	0	
	比 較	△ 115	45	617	0	297	3	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	45,716	30,787			3,781		
	補 正 前	44,165	30,312			3,189		
	比 較	1,551	475			592		
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	140						
	補 正 前	140						
	比 較	0						



ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	( ) 45		173,095	109,156	282,251	60,875	343,126
補 正 前	( ) 44		173,239	106,275	279,514	60,355	339,869
比 較	( ) 1		△ 144	2,881	2,737	520	3,257

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	3,773	3,255	3,266	30	26,183	3	
	補 正 前	3,888	3,210	2,649	30	25,886	0	
	比 較	△ 115	45	617	0	297	3	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	37,938	30,787			3,781		
	補 正 前	36,971	30,312			3,189		
	比 較	967	475			592		
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	140						
	補 正 前	140						
	比 較	0						

イ 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)				
補 正 後	( 33)	40,902		7,778	48,680	8,395	57,075	
補 正 前	( 33)	38,711		7,194	45,905	8,238	54,143	
比 較	( 0)	2,191		584	2,775	157	2,932	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	7,778						
	補 正 前	7,194						
	比 較	584						
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 144	給与改定に伴う増減分	1,627	
		その他の増減分	△ 1,771	
職 員 手 当	3,465	制度改正に伴う増減分	2,751	超過勤務手当 297 期末手当 1,529 勤勉手当 925
		その他の増減分	714	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員1人当たり給与

区 分	行 政 職	
令 和 5 年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	319,289
	平均給与月額 (円)	374,879
	平均年齢 (歳)	40.07
令 和 5 年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	323,650
	平均給与月額 (円)	376,117
	平均年齢 (歳)	40.10

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 5 年 11 月 1 日 現 在	1 級	( ) 5	( ) 11.1
	2 級	( ) 4	( ) 8.9
	3 級	( ) 19	( ) 42.2
	4 級	( ) 12	( ) 26.7
	5 級	( ) 4	( ) 8.9
	6 級	( ) 1	( ) 2.2
	7 級	( )	( )
	8 級	( )	( )
	計	( ) 45	( ) 100.0
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	1 級	( ) 4	( ) 9.1
	2 級	( ) 7	( ) 15.9
	3 級	( ) 13	( ) 29.5
	4 級	( ) 15	( ) 34.1
	5 級	( ) 4	( ) 9.1
	6 級	( ) 1	( ) 2.3
	7 級	( )	( )
	8 級	( )	( )
	計	( ) 44	( ) 100.0

( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

ウ 昇 給

区 分		行 政 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	45	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	40	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	1
		2 号 給 (人)	1
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	32
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	3
		7 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	3
比 率 (B) / (A) (%)	88.9		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	44	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	41	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	34
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	4
		7 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	3
比 率 (B) / (A) (%)	93.2		

エ 特殊勤務手当

区 分	行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (%) (令和5年11月1日現在)	2.2
代表的な特殊勤務手当の名称	感染症予防作業等 従事職員の手当

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
地域包括支援センター業務委託料 (令和5年度分)	70,992			令和5年度 令和6年度	70,992	40,998		13,666	16,328

令和5年度郡山市県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の県中都市計画伊賀河原土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ37,803千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ657,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川萬里



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		100,000	△19,025	80,975
	1 国庫補助金	100,000	△19,025	80,975
3 繰入金		468,474	△1,578	466,896
	1 一般会計繰入金	468,474	△1,578	466,896
5 市債		125,000	△17,200	107,800
	1 市債	125,000	△17,200	107,800
歳入	合計	695,203	△37,803	657,400

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		612,518	△37,803	574,715
	1 土地区画整理事業費	612,518	△37,803	574,715
歳 出	合 計	695,203	△37,803	657,400

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
基準点測量業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	千円 1,400

第 3 表 地 方 債 補 正  
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 125,000		%		千円 107,800		%	
合 計	125,000				107,800			

# 予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	1,728	0	1,728
2 国庫支出金	100,000	△19,025	80,975
3 繰入金	468,474	△1,578	466,896
4 諸収入	1	0	1
5 市債	125,000	△17,200	107,800
歳入合計	695,203	△37,803	657,400

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	612,518	△37,803	574,715	△19,025	△17,200	△1,578	
2 公債費	82,685	0	82,685				
歳出合計	695,203	△37,803	657,400	△19,025	△17,200	△1,578	

伊賀河原土地区画整理事業特別会計

## 2 歳入

### (款) 2 国庫支出金

#### (項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業費国庫補助金	100,000	△ 19,025	80,975	1 土地区画整理事業費国庫補助金	△ 19,025	社会資本整備総合交付金 △ 19,025
計	100,000	△ 19,025	80,975			

### (款) 3 繰入金

#### (項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	468,474	△ 1,578	466,896	1 一般会計繰入金	△ 1,578	一般会計繰入金 △ 1,578
計	468,474	△ 1,578	466,896			

### (款) 5 市債

#### (項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	125,000	△ 17,200	107,800	1 土地区画整理事業債	△ 17,200	都市計画事業債 △ 17,200
計	125,000	△ 17,200	107,800			

伊賀河原土地区画整理事業特別会計



### 3 歳出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 事業費	612,518	△37,803	574,715	特定財源	△37,803	2 給料	△497	◎職員給与費 247
				国・県	△19,025	3 職員手当等	701	◎土地区画整理事業費 △38,050
				市債	△17,200	4 共済費	43	○土地区画整理事業
				その他	△1,578	14 工事請負費	△54,050	費★ △38,050
						21 補償補填及び賠償金	16,000	
	特定財源の内訳							
				(国) 社会資本整備総合交付金	△19,025			
				(市債) 都市計画事業債	△17,200			
				(他) 一般会計繰入金	△1,578			
計	612,518	△37,803	574,715	特定財源	△37,803			
				国・県	△19,025			
				市債	△17,200			
				その他	△1,578			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	( ) 5		21,060	13,525	34,585	7,508	42,093
補 正 前	( ) 5		21,557	12,824	34,381	7,465	41,846
比 較	( ) 0		△ 497	701	204	43	247

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	1,098	261	232	1	3,354		
	補 正 前	894	578	249	1	2,604		
	比 較	204	△ 317	△ 17	0	750		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	4,824	3,755					
	補 正 前	4,706	3,792					
	比 較	118	△ 37					
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 497	給与改定に伴う増減分	88	
		その他の増減分	△ 585	
職 員 手 当	701	制度改正に伴う増減分	276	超過勤務手当 30 期末手当 140 勤勉手当 106
		その他の増減分	425	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	行 政 職	
令 和 5 年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	349,320
	平均給与月額 (円)	390,727
	平均年齢 (歳)	43.08
令 和 5 年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	355,480
	平均給与月額 (円)	422,373
	平均年齢 (歳)	44.09

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 5 年 11 月 1 日 現 在	1 級	( )	( )
	2 級	( )	( )
	3 級	( ) 2	( ) 40.0
	4 級	( ) 3	( ) 60.0
	5 級	( )	( )
	6 級	( )	( )
	7 級	( )	( )
	8 級	( )	( )
	計	( ) 5	( ) 100.0
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	1 級	( )	( )
	2 級	( )	( )
	3 級	( ) 2	( ) 40.0
	4 級	( ) 3	( ) 60.0
	5 級	( )	( )
	6 級	( )	( )
	7 級	( )	( )
	8 級	( )	( )
	計	( ) 5	( ) 100.0

( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

ウ 昇 給

区 分		行 政 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	5	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	5	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	5
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	5	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	5	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	5
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		

工 特 殊 勤 務 手 当

区 分	行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (%) (令和5年11月1日現在)	20.0
代表的な特殊勤務手当の名称	用地等交渉業務従事職員の手当

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
基準点測量業務委託料 (令和5年度分)	1,400			令和5年度 令和6年度	1,400			1,400	

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における  
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
都市計画事業債	939,732	1,533,725	補正前の額	125,000	74,354	補正前の額	1,584,371
			補正額	△ 17,200		補正額	△ 17,200
			補正後の額	107,800		補正後の額	1,567,171
合 計	939,732	1,533,725	補正前の額	125,000	74,354	補正前の額	1,584,371
			補正額	△ 17,200		補正額	△ 17,200
			補正後の額	107,800		補正後の額	1,567,171

伊賀河原土地区画整理事業特別会計



令和5年度郡山市県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の県中都市計画徳定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ86,393千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ827,885千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		173,400	△47,580	125,820
	1 国庫補助金	173,400	△47,580	125,820
4 繰入金		431,549	3,987	435,536
	1 一般会計繰入金	431,549	3,987	435,536
6 市債		236,200	△42,800	193,400
	1 市債	236,200	△42,800	193,400
歳入	合計	914,278	△86,393	827,885

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		866,300	△87,005	779,295
	1 土地区画整理事業費	866,300	△87,005	779,295
2 公債費		47,978	612	48,590
	1 公債費	47,978	612	48,590
歳 出	合 計	914,278	△86,393	827,885

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
基準点測量業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	千円 4,500
建築物等調査算定業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	7,000

第 3 表 地 方 債 補 正  
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 236,200		%		千円 193,400		%	
合 計	236,200				193,400			

# 予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	73,000	0	73,000
2 使用料及び手数料	128	0	128
3 国庫支出金	173,400	△47,580	125,820
4 繰入金	431,549	3,987	435,536
5 諸収入	1	0	1
6 市債	236,200	△42,800	193,400
歳入合計	914,278	△86,393	827,885

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	866,300	△87,005	779,295	△47,580	△42,800	3,375	
2 公債費	47,978	612	48,590			612	
歳出合計	914,278	△86,393	827,885	△47,580	△42,800	3,987	

徳定土地区画整理事業特別会計



## 2 歳入

### (款) 3 国庫支出金

#### (項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業費国庫補助金	173,400	△ 47,580	125,820	1 土地区画整理事業費国庫補助金	△ 47,580	社会資本整備総合交付金 △ 47,580
計	173,400	△ 47,580	125,820			

### (款) 4 繰入金

#### (項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	431,549	3,987	435,536	1 一般会計繰入金	3,987	一般会計繰入金 3,987
計	431,549	3,987	435,536			

### (款) 6 市債

#### (項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事業債	236,200	△ 42,800	193,400	1 土地区画整理事業債	△ 42,800	都市計画事業債 △ 42,800
計	236,200	△ 42,800	193,400			

徳定土地区画整理事業特別会計

### 3 歳出

#### (款) 1 土地区画整理事業費

#### (項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 事業費	866,300	△87,005	779,295	特定財源	△87,005	2 給料	4,232	◎職員給与費 8,155 ◎土地区画整理事業費 △95,160 ○土地区画整理事業費★ △95,160
				国・県	△47,580	3 職員手当等	2,630	
				市債	△42,800	4 共済費	1,293	
				その他	3,375	14 工事請負費	△112,800	
						21 補償補填及び賠償金	17,640	
	特定財源の内訳							
				(国) 社会資本整備総合交付金	△47,580			
				(市債) 都市計画事業債	△42,800			
				(他) 一般会計繰入金	3,375			
計	866,300	△87,005	779,295	特定財源	△87,005			
				国・県	△47,580			
				市債	△42,800			
				その他	3,375			

#### (款) 2 公債費

#### (項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
2 利子	7,104	612	7,716	特定財源	612	22 償還金利子及び割引料	612	◎本年度償還利子 612
				その他	612			

徳定土地区画整理事業特別会計

## (款) 2 公債費

## (項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 利子	特定財源の内訳 (他) 一般会計繰入金			612			
計	47,978	612	48,590	特定財源 その他	612 612		

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	( ) 5		21,982	13,632	35,614	7,666	43,280
補 正 前	( ) 4		17,750	11,002	28,752	6,373	35,125
比 較	( ) 1		4,232	2,630	6,862	1,293	8,155

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	1,014	377	336	1	2,983		
	補 正 前	900	329	336	1	2,406		
	比 較	114	48	0	0	577		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	5,002	3,919					
	補 正 前	3,908	3,122					
	比 較	1,094	797					
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	4,232	給与改定に伴う増減分	76	
		その他の増減分	4,156	
職 員 手 当	2,630	制度改正に伴う増減分	392	超過勤務手当 27 期末手当 260 勤勉手当 105
		その他の増減分	2,238	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	行 政 職	
令 和 5 年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	365,100
	平均給与月額 (円)	418,539
	平均年齢 (歳)	46.04
令 和 5 年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	367,175
	平均給与月額 (円)	476,423
	平均年齢 (歳)	48.07

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 5 年 11 月 1 日 現 在	1 級	( )	( )
	2 級	( )	( )
	3 級	( ) 1	( ) 20.0
	4 級	( ) 4	( ) 80.0
	5 級	( )	( )
	6 級	( )	( )
	7 級	( )	( )
	8 級	( )	( )
	計	( ) 5	( ) 100.0
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	1 級	( )	( )
	2 級	( )	( )
	3 級	( ) 1	( ) 25.0
	4 級	( ) 3	( ) 75.0
	5 級	( )	( )
	6 級	( )	( )
	7 級	( )	( )
	8 級	( )	( )
	計	( ) 4	( ) 100.0

( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

ウ 昇 給

区 分		行 政 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	5	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	3	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	2
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	1
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	60.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	4	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	3	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	3
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	75.0		

工 特 殊 勤 務 手 当

区 分	行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (%) (令和5年11月1日現在)	20.0
代表的な特殊勤務手当の名称	用地等交渉業務従事職員の手当



債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
基準点測量業務委託料 (令和5年度分)	4,500			令和5年度 令和6年度	4,500			4,500	
建築物等調査算定業務委託料 (令和5年度分)	7,000			令和5年度 令和6年度	7,000			7,000	

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における  
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
都市計画事業債	1,211,287	1,621,244	補正前の額	236,200	40,874	補正前の額	1,816,570
			補正額	△ 42,800		補正額	△ 42,800
			補正後の額	193,400		補正後の額	1,773,770
合 計	1,211,287	1,621,244	補正前の額	236,200	40,874	補正前の額	1,816,570
			補正額	△ 42,800		補正額	△ 42,800
			補正後の額	193,400		補正後の額	1,773,770

徳定土地区画整理事業特別会計

令和5年度郡山市県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の県中都市計画大町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ544千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ493,262千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 万里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		157,502	544	158,046
	1 一般会計繰入金	157,502	544	158,046
歳入	合計	492,718	544	493,262

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		476,591	△1,134	475,457
	1 土地区画整理事業費	476,591	△1,134	475,457
2 公債費		16,127	1,678	17,805
	1 公債費	16,127	1,678	17,805
歳 出	合 計	492,718	544	493,262

# 予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	2,715	0	2,715
2 国庫支出金	175,000	0	175,000
3 繰入金	157,502	544	158,046
4 諸収入	1	0	1
5 市債	157,500	0	157,500
歳入合計	492,718	544	493,262

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 土地区画整理事業費	476,591	△1,134	475,457			△1,134	
2 公債費	16,127	1,678	17,805			1,678	
歳出合計	492,718	544	493,262			544	



2 歳入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	157,502	544	158,046	1 一般会計繰入金	544	一般会計繰入金 544
計	157,502	544	158,046			

### 3 歳出

#### (款) 1 土地区画整理事業費

##### (項) 1 土地区画整理事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 事業費	476,591	△1,134	475,457	特定財源	△1,134	2 給料	△827	◎職員給与費	△1,134
				その他	△1,134	3 職員手当等	△339		
						4 共済費	32		
				特定財源の内訳 (他) 一般会計繰入金		△1,134			
計	476,591	△1,134	475,457	特定財源	△1,134				
				その他	△1,134				

#### (款) 2 公債費

##### (項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 利子	6,308	1,678	7,986	特定財源	1,678	22 償還金利子 及び割引料	1,678	◎本年度償還利子	1,678
				その他	1,678				
				特定財源の内訳 (他) 一般会計繰入金					
計	16,127	1,678	17,805	特定財源	1,678				
				その他	1,678				

大町土地区画整理事業特別会計

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	( ) 3		9,642	6,576	16,218	3,949	20,167
補 正 前	( ) 3		10,469	6,915	17,384	3,917	21,301
比 較	( ) 0		△ 827	△ 339	△ 1,166	32	△ 1,134

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	636	0	623	1	1,665		
	補 正 前	516	48	297	1	1,955		
	比 較	120	△ 48	326	0	△ 290		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	1,979	1,672					
	補 正 前	2,277	1,821					
	比 較	△ 298	△ 149					
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 827	給与改定に伴う増減分	137	
		その他の増減分	△ 964	
職 員 手 当	△ 339	制度改正に伴う増減分	305	超過勤務手当 10 期末手当 234 勤勉手当 61
		その他の増減分	△ 644	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	行 政 職	
令 和 5 年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	261,000
	平均給与月額 (円)	309,145
	平均年齢 (歳)	30.05
令 和 5 年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	285,833
	平均給与月額 (円)	370,571
	平均年齢 (歳)	33.01

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 5 年 11 月 1 日 現 在	1 級	( ) 2	( ) 66.7
	2 級	( )	( )
	3 級	( )	( )
	4 級	( ) 1	( ) 33.3
	5 級	( )	( )
	6 級	( )	( )
	7 級	( )	( )
	8 級	( )	( )
	計	( ) 3	( ) 100.0
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	1 級	( ) 1	( ) 33.3
	2 級	( )	( )
	3 級	( ) 1	( ) 33.3
	4 級	( ) 1	( ) 33.4
	5 級	( )	( )
	6 級	( )	( )
	7 級	( )	( )
	8 級	( )	( )
	計	( ) 3	( ) 100.0

( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

ウ 昇 給

区 分		行 政 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	3	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	2	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	2
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
比 率 (B) / (A) (%)	66.7		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	3	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	3	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	3
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
		8 号 給 (人)	
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		

工 特 殊 勤 務 手 当

区 分	行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (%) (令和5年11月1日現在)	33.3
代表的な特殊勤務手当の名称	用地等交渉業務従事職員の手当

令和5年度郡山市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 万里



第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
設備保守管理業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和8年度まで	千円 1,178

# 予 算 に 関 す る 説 明 書

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
設備保守管理業務委託料 (令和5年度分)	1,178			令和5年度 令和8年度	1,178			1,178	

令和5年度郡山市総合地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の総合地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ571千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,436,161千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		572,516	△571	571,945
	1 一般会計繰入金	572,516	△571	571,945
歳入	合計	1,436,732	△571	1,436,161

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		575,444	△571	574,873
	1 総務管理費	398,989	△571	398,418
歳 出	合 計	1,436,732	△571	1,436,161

# 予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	264,785	0	264,785
2 繰入金	572,516	△571	571,945
3 諸収入	187,231	0	187,231
4 市債	412,200	0	412,200
歳入合計	1,436,732	△571	1,436,161



(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	575,444	△571	574,873			△571	
2 公債費	861,288	0	861,288				
歳出合計	1,436,732	△571	1,436,161			△571	

2 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	572,516	△ 571	571,945	1 一般会計繰入金	△ 571	一般会計繰入金 △ 571
計	572,516	△ 571	571,945			

### 3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 一般管理費	398,989	△571	398,418	特定財源	△571	1 報酬	530	◎職員給与費	△571
				その他	△571	2 給料	△840		
						3 職員手当等	△385		
						4 共済費	99		
						8 旅費	25		
	特定財源の内訳								
	(他) 一般会計繰入金				△571				
計	398,989	△571	398,418	特定財源	△571				
				その他	△571				

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	( 6) 6	10,408	25,377	17,884	53,669	11,543	65,212
補 正 前	( 6) 6	9,878	26,217	18,269	54,364	11,444	65,808
比 較	( 0) 0	530	△ 840	△ 385	△ 695	99	△ 596

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	1,416	380	48		1,056	292	
	補 正 前	1,416	401	336		1,053	292	
	比 較	0	△ 21	△ 288		3	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	8,008	4,592			2,006		
	補 正 前	7,930	4,749			2,006		
	比 較	78	△ 157			0		
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	86						
	補 正 前	86						
	比 較	0						

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	( ) 6		25,377	15,759	41,136	9,312	50,448
補 正 前	( ) 6		26,217	16,293	42,510	9,252	51,762
比 較	( ) 0		△ 840	△ 534	△ 1,374	60	△ 1,314

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	1,416	380	48		1,056	292	
	補 正 前	1,416	401	336		1,053	292	
	比 較	0	△ 21	△ 288		3	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	5,883	4,592			2,006		
	補 正 前	5,954	4,749			2,006		
	比 較	△ 71	△ 157			0		
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後	86						
	補 正 前	86						
	比 較	0						

イ 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	( 6)	10,408		2,125	12,533	2,231	14,764
補 正 前	( 6)	9,878		1,976	11,854	2,192	14,046
比 較	( 0)	530		149	679	39	718

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	2,125						
	補 正 前	1,976						
	比 較	149						
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 840	給与改定に伴う増減分	234	
		その他の増減分	△ 1,074	
職 員 手 当	△ 385	制度改正に伴う増減分	421	超過勤務手当 3 期末手当 288 勤勉手当 130
		その他の増減分	△ 806	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員1人当たり給与

区 分	行 政 職	
令 和 5 年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	350,467
	平均給与月額 (円)	390,193
	平均年齢 (歳)	44.06
令 和 5 年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	360,500
	平均給与月額 (円)	431,132
	平均年齢 (歳)	45.08

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 5 年 11 月 1 日 現 在	1 級	( )	( )
	2 級	( )	( )
	3 級	( ) 3	( ) 50.0
	4 級	( )	( )
	5 級	( ) 2	( ) 33.3
	6 級	( ) 1	( ) 16.7
	7 級	( )	( )
	8 級	( )	( )
	計	( ) 6	( ) 100.0
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	1 級	( )	( )
	2 級	( ) 1	( ) 16.6
	3 級	( ) 1	( ) 16.7
	4 級	( ) 1	( ) 16.7
	5 級	( ) 2	( ) 33.3
	6 級	( ) 1	( ) 16.7
	7 級	( )	( )
	8 級	( )	( )
	計	( ) 6	( ) 100.0

( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)



ウ 昇 給

区 分		行 政 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	6	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	6	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	4
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	1
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)	1	
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	6	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	6	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	5
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	1
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		

令和5年度郡山市熱海温泉事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度郡山市の熱海温泉事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳出予算補正

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		235,055	△3,721	231,334
	1 総務管理費	235,055	△3,721	231,334
3 予備費		395,356	3,721	399,077
	1 予備費	395,356	3,721	399,077
歳出	合計	630,784	0	630,784

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
設備保守管理業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	千円 2,657

# 予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	101,243	0	101,243
2 繰越金	529,414	0	529,414
3 諸収入	127	0	127
歳入合計	630,784	0	630,784

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理委員会費	373	0	373				
2 総務費	235,055	△3,721	231,334				△3,721
3 予備費	395,356	3,721	399,077				3,721
歳出合計	630,784	0	630,784				

## 2 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	100,459	△3,721	96,738	一般財源 △3,721	1 報酬	627	◎職員給与費 △3,721
					2 給料	△3,017	
					3 職員手当等	△1,383	
					4 共済費	52	
計	235,055	△3,721	231,334	一般財源 △3,721			

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	395,356	3,721	399,077	一般財源 3,721			
計	395,356	3,721	399,077	一般財源 3,721			



給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	( 6) 2	11,133	5,796	4,491	21,420	5,929	27,349
補 正 前	( 6) 3	10,506	8,813	5,874	25,193	5,877	31,070
比 較	( 0) △ 1	627	△ 3,017	△ 1,383	△ 3,773	52	△ 3,721

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	0	269	0		635	45	
	補 正 前	120	366	336		634	44	
	比 較	△ 120	△ 97	△ 336		1	1	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	2,916	496					130
	補 正 前	3,248	996					130
	比 較	△ 332	△ 500					0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

ア 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)				
補 正 後	( ) 2		5,796	2,269	8,065	3,650	11,715	
補 正 前	( ) 3		8,813	3,820	12,633	3,644	16,277	
比 較	( ) △ 1		△ 3,017	△ 1,551	△ 4,568	6	△ 4,562	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	0	269	0		635	45	
	補 正 前	120	366	336		634	44	
	比 較	△ 120	△ 97	△ 336		1	1	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	694	496					130
	補 正 前	1,194	996					130
	比 較	△ 500	△ 500					0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

イ 会計年度任用職員（再掲）

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	( 6)	11,133		2,222	13,355	2,279	15,634
補 正 前	( 6)	10,506		2,054	12,560	2,233	14,793
比 較	( 0)	627		168	795	46	841

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	補 正 後	2,222						
	補 正 前	2,054						
	比 較	168						
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	災 害 派 遣 手 当 (千円)	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)		
	補 正 後							
	補 正 前							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 3,017	給与改定に伴う増減分	52	
		その他の増減分	△ 3,069	
職 員 手 当	△ 1,383	制度改正に伴う増減分	238	期末手当 204 勤勉手当 34
		その他の増減分	△ 1,621	

(3) 給料及び職員手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

ア 職員1人当たり給与

区 分	行政職	
令 和 5 年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	240,550
	平均給与月額 (円)	251,750
	平均年齢 (歳)	61.09
令 和 5 年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	240,550
	平均給与月額 (円)	261,731
	平均年齢 (歳)	61.00

イ 級別職員数

区 分	行 政 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令 和 5 年 11 月 1 日 現 在	1 級	( )	( )
	2 級	( ) 1	( ) 50.0
	3 級	( ) 1	( ) 50.0
	4 級	( )	( )
	5 級	( )	( )
	6 級	( )	( )
	7 級	( )	( )
	8 級	( )	( )
	計	( ) 2	( ) 100.0
令 和 5 年 1 月 1 日 現 在	1 級	( )	( )
	2 級	( ) 2	( ) 66.7
	3 級	( ) 1	( ) 33.3
	4 級	( )	( )
	5 級	( )	( )
	6 級	( )	( )
	7 級	( )	( )
	8 級	( )	( )
	計	( ) 3	( ) 100.0

( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
設備保守管理業務委託料（令和5年度分）	2,657			令和5年度 令和6年度	2,657			2,657	

## 令和5年度郡山市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度郡山市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度郡山市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、施設拡張改良費「4,777,270千円」を「4,280,514千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収			入
第1款 水道事業	収益	9,884,250千円	1,100千円	9,885,350千円
第2項 営業外	収益	624,535千円	1,100千円	625,635千円
	支			出
第1款 水道事業	費用	7,798,374千円	4,400千円	7,802,774千円
第1項 営業	費用	7,407,780千円	4,400千円	7,412,180千円

第4条 予算第4条本文括弧書を次のとおり改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,762,089千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額422,946千円、当年度分損益勘定留保資金49,550千円、減債積立金911,174千円及び建設改良積立金3,378,419千円で補てんするものとする。）。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支			出
第1款 資本的	支出	5,769,147千円	△496,756千円	5,272,391千円
第1項 建設改良	費	4,857,973千円	△496,756千円	4,361,217千円

第5条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を、次のとおり変更する。

款	項	事業名	変更前			変更後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	堀口浄水場浄水池更新工事	千円 1,298,000	5	千円 259,600	千円 1,500,000	5	千円 100,000
				6	519,200		6	300,000
				7	519,200		7	600,000
					8		500,000	
		熱海配水場配水池更新工事	千円 440,225	5	千円 88,045	千円 600,000	5	千円 50,000
				6	352,180		6	250,000
					7		300,000	
	堀口・熱海浄水場監視制御設備更新工事	千円 2,400,000	5	千円 300,000	千円 1,200,000	5	千円 0	
			6	1,200,000		6	400,000	
			7	900,000		7	800,000	



第6条 予算第6条に定めた債務負担行為に、次の事項、期間及び限度額を加える。

事 項	期 間	限 度 額
配給水業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	千円 232,283
設備保守管理業務委託料(その1) (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	214,954
設備保守管理業務委託料(その2) (令和5年度分)	令和5年度から 令和8年度まで	2,574
電算処理入力等業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	34,848
配給水施設等修繕費 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	30,000
浄水施設用薬品調達費 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	85,561
施設拡張改良工事 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	28,500

第7条 予算第8条に定めた(1)職員給与費「761,721千円」を「765,820千円」に改める。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

## 注記

### 1 重要な会計方針に係る事項

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上方法

##### イ 退職給付引当金

退職手当支給に備えるため、全職員が自己都合により退職した場合の要支給見込額を計上している。

##### ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

#### (4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

#### (5) 修繕引当金

修繕引当金については、平成26年3月31日以前に引き当てられたものを計上し、引き続き従前の例により取り崩すこととしていたが、使用が見込まれないことから、当該資金の有効活用を図るため、修繕引当金1,194,613千円を取り崩し特別利益とする。

令和5年度郡山市水道事業会計補正予算実施計画

収益の収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 水道事業収益			1,100	
	2 営業外収益		1,100	
		4 他会計負担金	1,100	児童手当一般会計負担金を補正

支出

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 水道事業費用			4,400	
	1 営業費用		4,400	
		1 原水及び浄水費	1,108	職員給与費を補正
		2 配水及び給水費	5,470	職員給与費を補正
		4 業務費	△ 9,261	職員給与費を補正
		5 総係費	7,083	職員給与費を補正

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 資本的支出			△ 496,756	
	1 建設改良費		△ 496,756	
		1 施設拡張改良費	△ 496,756	職員給与費及び工事請負費を補正

令和5年度郡山市水道事業会計キャッシュ・フロー計算書  
 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	1,860,145
減価償却費	3,024,668
固定資産除却費	47,801
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	292
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	43,327
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,194,613
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 8,483
長期前受金戻入額	△ 399,632
受取利息及び受取配当金	1,252
支払利息	102,685
未収金の増減額 (△は増加)	169,238
未払金の増減額 (△は減少)	50,832
前払金の増減額 (△は増加)	924,400
小計	4,621,912
利息及び配当金の受取額	△ 1,252
利息の支払額	△ 102,685
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,517,975

2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 5,943,459
無形固定資産の取得による支出	△ 2,000
有形固定資産の売却による収入	3,636
短期貸付金の回収による収入	189,000
工事負担金による収入	497,504
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 5,255,319</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 911,174
他会計からの出資による収入	52,298
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 858,876</u>
資金増加額(又は減少額)	△ 1,596,220
資金期首残高	<u>10,520,313</u>
資金期末残高	8,924,093

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区	分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定	18	( 20 )	478	311,203	235,122	546,803	99,675	646,478
	支 弁 職 員		( 66 )						
	資 本 勘 定		( 14 )		61,070	37,929	98,999	20,343	119,342
	合 計	18	( 20 )	478	372,273	273,051	645,802	120,018	765,820
補 正 前	損 益 勘 定	18	( 20 )	478	313,322	227,518	541,318	101,950	643,268
	支 弁 職 員		( 66 )						
	資 本 勘 定		( 14 )		60,828	36,962	97,790	20,663	118,453
	合 計	18	( 20 )	478	374,150	264,480	639,108	122,613	761,721
比 較	損 益 勘 定	0	( 0 )	0	△ 2,119	7,604	5,485	△ 2,275	3,210
	支 弁 職 員		( 0 )						
	資 本 勘 定		( 0 )		242	967	1,209	△ 320	889
	合 計	0	( 0 )	0	△ 1,877	8,571	6,694	△ 2,595	4,099

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	11,869	7,745	5,406	870	44,303	2,055	
	補 正 前	10,629	7,490	6,289	870	44,011	2,053	
	比 較	1,240	255	△ 883	0	292	2	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	84,122	59,637		13,005	712		43,327
	補 正 前	82,451	58,496		12,357	712		39,122
	比 較	1,671	1,141		648	0		4,205

水道事業会計

(1) 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区	分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定	18	( )	478	281,276	227,562	509,316	93,338	602,654
	支 弁 職 員		( )						
	資 本 勘 定		( )		61,070	37,929	98,999	20,343	119,342
	合 計	18	( )	478	342,346	265,491	608,315	113,681	721,996
補 正 前	損 益 勘 定	18	( )	478	283,646	219,958	504,082	95,613	599,695
	支 弁 職 員		( )						
	資 本 勘 定		( )		60,828	36,962	97,790	20,663	118,453
	合 計	18	( )	478	344,474	256,920	601,872	116,276	718,148
比 較	損 益 勘 定	0	( )	0	△ 2,370	7,604	5,234	△ 2,275	2,959
	支 弁 職 員		( )						
	資 本 勘 定		( )		242	967	1,209	△ 320	889
	合 計	0	( )	0	△ 2,128	8,571	6,443	△ 2,595	3,848

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	11,869	6,430	5,406	705	44,159	2,055	
	補 正 前	10,629	6,175	6,289	705	43,867	2,053	
	比 較	1,240	255	△ 883	0	292	2	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	78,186	59,637		13,005	712		43,327
	補 正 前	76,515	58,496		12,357	712		39,122
	比 較	1,671	1,141		648	0		4,205

水道事業会計



(2) 会計年度任用職員（再掲）

区	分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	料 手 当 (千円)	計 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員		( 20)		29,927	7,560	37,487	6,337	43,824
	資 本 勘 定 支 弁 職 員		( )						
	合 計		( 20)		29,927	7,560	37,487	6,337	43,824
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員		( 20)		29,676	7,560	37,236	6,337	43,573
	資 本 勘 定 支 弁 職 員		( )						
	合 計		( 20)		29,676	7,560	37,236	6,337	43,573
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員		( 0)		251	0	251	0	251
	資 本 勘 定 支 弁 職 員		( )						
	合 計		( 0)		251	0	251	0	251

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手 当 の 内 訳	補 正 後		1,315		165	144		
	補 正 前		1,315		165	144		
	比 較		0		0	0		
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	5,936						
補 正 前	5,936							
比 較	0							

水道事業会計

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考	
給 料	△ 1,877	給与改定に伴う増減分	2,043		給与改定の状況 給料の単純引上率 0.66% 給与改定実施時期 令和5年4月
		その他の増減分	△ 3,920		
手 当	8,571	制度改正に伴う増減分	4,208	期末手当 2,254 勤勉手当 1,954	
		その他の増減分	4,363		

3 給料及び手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

(1) 職員1人当たり給与

区	分	事務・技術
令和5年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	347,247
	平均給与月額 (円)	409,251
	平均年齢 (歳)	47.00
令和5年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	347,567
	平均給与月額 (円)	407,785
	平均年齢 (歳)	46.01

(2) 初任給

区分	事務・技術 (円)	一般会計の制度
		行政職 (円)
高校卒	174,400	174,400
大学卒	207,100	207,100

(3) 級別職員数

区分	事務・技術		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年 11月1日現在	1級	( ) 2	( ) 2.5
	2級	( ) 6	( ) 7.5
	3級	( ) 30	( ) 37.5
	4級	( ) 23	( ) 28.7
	5級	( ) 13	( ) 16.2
	6級	( ) 5	( ) 6.3
	7級	( ) 1	( ) 1.3
	8級	( )	( )
	計	( ) 80	( ) 100.0
令和5年 1月1日現在	1級	( ) 1	( ) 1.3
	2級	( ) 11	( ) 13.7
	3級	( ) 24	( ) 30.0
	4級	( ) 26	( ) 32.5
	5級	( ) 13	( ) 16.2
	6級	( ) 4	( ) 5.0
	7級	( ) 1	( ) 1.3
	8級	( )	( )
	計	( ) 80	( ) 100.0

( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
事 務 技 術	主 事 技 師	高度の知識 又は経験を 必要とする 主事・技師	主 査 技 査	係 長	課長補佐	課 長	次 長	局 長

(4) 昇 給

区 分		事 務 ・ 技 術		
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	80		
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	54		
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)		
		2 号 給 (人)		
		3 号 給 (人)	2	
		4 号 給 (人)	45	
		5 号 給 (人)		
		6 号 給 (人)	3	
		7 号 給 (人)		
	8 号 給 (人)	4		
比 率 (B) / (A) (%)	67.5			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	80		
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	57		
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)		
		2 号 給 (人)		
		3 号 給 (人)	2	
		4 号 給 (人)	51	
		5 号 給 (人)		
		6 号 給 (人)	2	
		7 号 給 (人)		
	8 号 給 (人)	2		
比 率 (B) / (A) (%)	71.3			

## (5) 特殊勤務手当

区 分	事 務 ・ 技 術
給料総額に対する比率 (%)	0.2
支給対象職員の比率 (%) (令和5年11月1日現在)	32.1
代表的な特殊勤務手当の名称	危険手当 出勤手当

## (6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	(1.150)	(1.200)	(2.35)	有	
	2.175	2.275	4.45		
補 正 前	(1.150)	(1.150)	(2.30)	有	
	2.175	2.175	4.35		
一 般 会 計 の 制 度	(1.150)	(1.200)	(2.35)	有	
	2.175	2.275	4.45		

(7) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置	

(8) そ の 他 の 手 当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	同	

継 続 費 に 関 す る 調 書

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度	前年度	当該年度	当該年度	翌年度	継続費の 総額に 対する 進捗率 (%)	備 考	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				未までの	未までの	支 払	未までの			以降の支払
					企業債	一般会計 出 資 金	国県補助金	損益勘定 留保資金等	支 払 義 務 発 生 額	支 払 義 務 発 生 (見込)額	義 務 発 生 予 定 額	支 払 義 務 発 生 予 定 額			義 務 発 生 予 定 額
1 資本的支 出	1 建設改良 費	堀口浄水場浄 水池更新工事	5	変更前	259,600			259,600			259,600	259,600			
				変更額	△ 159,600			△ 159,600			△ 159,600	△ 159,600			
				変更後	100,000			100,000			100,000	100,000		6.7	
			6	変更前	519,200			519,200					519,200		
				変更額	△ 219,200			△ 219,200					△ 219,200		
				変更後	300,000			300,000					300,000		20.0
			7	変更前	519,200			519,200					519,200		
				変更額	80,800			80,800					80,800		
				変更後	600,000			600,000					600,000		40.0



(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度	前 年 度	当 該 年 度	当 該 年 度	翌 年 度	継続費の	備考	
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳				末までの	末までの	支 払	末までの	以降の支払	総 額 に		
					企 業 債	一 般 会 計 出 資 金	国 県 補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等	支 払 義 務 発 生 額	支 払 義 務 発 生 (見込) 額	義 務 発 生 予 定 額	支 払 義 務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額	対 する 進 捗 率 (%)		
1 資本的支出	1 建設改良費	堀口浄水場浄水池更新工事	8	変更前												
			8	変更額	500,000				500,000					500,000		
				変更後	500,000				500,000					500,000	33.3	
			計	変更前	1,298,000				1,298,000			259,600	259,600	1,038,400		
				変更額	202,000				202,000			△ 159,600	△ 159,600	361,600		
				変更後	1,500,000				1,500,000			100,000	100,000	1,400,000	100.0	
		熱海配水場配水池更新工事	5	変更前	88,045				88,045			88,045	88,045			
			5	変更額	△ 38,045				△ 38,045			△ 38,045	△ 38,045			
			5	変更後	50,000				50,000			50,000	50,000		8.3	

水道事業会計

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度 末までの 支 払 義 務 発 生 額	前 年 度 末までの 支 払 義 務 発 生 (見込) 額	当 該 年 度 支 払 義 務 発 生 予 定 額	当 該 年 度 末までの 支 払 義 務 発 生 予 定 額	翌 年 度 以降の支払 義 務 発 生 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率 (%)	備 考		
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳												
					企 業 債	一 般 会 計 出 資 金	国 県 補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等									
1 資本的支 出	1 建設改良 費	熱海配水場配 水池更新工事	6	変更前	352,180				352,180					352,180			
				変更額	△ 102,180				△ 102,180						△ 102,180		
				変更後	250,000				250,000						250,000	41.7	
				変更前													
				変更額	300,000				300,000						300,000		
				変更後	300,000				300,000						300,000	50.0	
			計	変更前	440,225				440,225			88,045	88,045	352,180			
				変更額	159,775				159,775			△ 38,045	△ 38,045	197,820			
				変更後	600,000				600,000			50,000	50,000	550,000	100.0		

水道事業会計

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度	前 年 度	当 該 年 度	当 該 年 度	翌 年 度	継続費の	備考	
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳				末までの	末までの	支 払	末までの	以降の支払	総 額 に		
					企 業 債	一 般 会 計 出 資 金	国 県 補 助 金	損 益 勘 定 等 留 保 資 金	支 払 義 務 発 生 額	支 払 義 務 発 生 (見込) 額	義 務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額	義 務 発 生 予 定 額	対 する 進 捗 率 (%)		
1 資本的支出	1 建設改良費	堀口・熱海浄水場監視制御設備更新工事	5	変更前	300,000				300,000			300,000	300,000			
			5	変更額	△ 300,000				△ 300,000			△ 300,000	△ 300,000			
			5	変更後	0										0.0	
		6	6	変更前	1,200,000				1,200,000						1,200,000	
			6	変更額	△ 800,000				△ 800,000						△ 800,000	
			6	変更後	400,000				400,000						400,000	33.3
		7	7	変更前	900,000				900,000						900,000	
			7	変更額	△ 100,000				△ 100,000						△ 100,000	
			7	変更後	800,000				800,000						800,000	66.7

水道事業会計

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度	前 年 度	当 該 年 度	当 該 年 度	翌 年 度	継続費の	備考
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳				末までの	末までの	支 払	末までの	以降の支払	総 額 に	
					企 業 債	一 般 会 計 出 資 金	国 県 補 助 金	損 益 勘 定 等 留 保 資 金	義 務 発 生 額	義 務 発 生 額	義 務 発 生 額	義 務 発 生 額	義 務 発 生 額	進 捗 率	
								(見込)額	予 定 額	予 定 額	予 定 額	(%)			
1 資本的支出	1 建設改良費	堀口・熱海浄水場監視制御設備更新工事	変更前	2,400,000				2,400,000			300,000	300,000	2,100,000		
			変更額	△ 1,200,000				△ 1,200,000			△ 300,000	△ 300,000	△ 900,000		
			変更後	1,200,000				1,200,000					1,200,000	100.0	

債務負担行為に関する調書

追加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生(見込)額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	給水収益	損益勘定 留保資金	そ の 他
配給水業務委託料 (令和5年度分)	232,283			令和5年度 令和6年度	232,283	232,283		
設備保守管理業務委託料 (その1)(令和5年度分)	214,954			令和5年度 令和6年度	214,954	214,954		
設備保守管理業務委託料 (その2)(令和5年度分)	2,574			令和5年度 令和8年度	2,574	2,574		
電算処理入力等業務委託料 (令和5年度分)	34,848			令和5年度 令和6年度	34,848	34,848		
配給水施設等修繕費 (令和5年度分)	30,000			令和5年度 令和6年度	30,000	30,000		
浄水施設用薬品調達費 (令和5年度分)	85,561			令和5年度 令和6年度	85,561	85,561		
施設拡張改良工事 (令和5年度分)	28,500			令和5年度 令和6年度	28,500		28,500	

令和5年度郡山市水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部					
1	固 定 資 産						
(1)	有 形 固 定 資 産						
	イ 土 地					1,270,119	
	ロ 建 物				5,913,126		
	ハ 構 築 物	価 償 却 累 計			<u>△ 3,982,750</u>	1,930,376	
	ニ 機 械 及 び 装 置	減 価 償 却 累 計			<u>△ 61,816,358</u>	56,297,282	
	ホ 車 両 運 搬 具	減 価 償 却 累 計			<u>△ 12,293,638</u>	2,855,393	
	ヘ 船 舶	減 価 償 却 累 計			<u>75,456</u>		
	ト 工 具 器 具 及 び 備 品	減 価 償 却 累 計			<u>△ 63,374</u>	12,082	
	チ 建 設 仮 勘 定	減 価 償 却 累 計			310		
	有 形 固 定 資 産 合 計	減 価 償 却 累 計			<u>△ 295</u>	15	
(2)	無 形 固 定 資 産				296,531		
	イ 水 利 上 部	減 価 償 却 累 計			<u>△ 208,245</u>	88,286	
	ロ 地 上						
	ハ ソ フ ト ウ ェ ア						
	ニ ダ ム 使 用 権						
	ホ 電 話 加 入 権						
	無 形 固 定 資 産 合 計					<u>1,689,524</u>	64,143,077
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産						
	イ 出 資						
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計					<u>2,467</u>	2,467
	固 定 資 産 合 計						<u>71,267,668</u>

水道事業会計

2	流	動	資	産			
(1)	現	金	預	金		8,924,093	
(2)	未		収	金	387,664		
	貸	倒	引	金	<u>△ 11,339</u>	376,325	
(3)	貯		蔵	品		42,252	
(4)	そ	の	流	産		<u>1</u>	
	流	他	動	産			9,342,671
	資	産	産	計			<u>80,610,339</u>

負債の部

3	固	定	負	債			
(1)	企	業	業	債			
	イ	建	費	計	4,607,062		
	企	設	等	業		4,607,062	
	業	改	企	債			
(2)	引	職	給	引	739,648		
	引	当	付	当		739,648	
	固	定	金	合			5,346,710
	定	負	債	計			
4	流	動	負	債			
(1)	企	業	業	債			
	イ	建	費	計	615,134		
	企	設	等	業		615,134	
	業	改	企	債			
(2)	未		債	計		1,291,668	
(3)	引		払	金			
	イ	賞	当	金	54,691		
	引	与	引	計		54,691	
	引	当	金	合		8,315	
(4)	預	動	負	債			1,969,808
	流	負	債	計			
5	繰	延	収	益			
(1)	長	期	前	受		18,532,676	
	収	化	累	計		<u>△ 9,538,205</u>	
	繰	収	益	合			8,994,471
	負	債	合	計			<u>16,310,989</u>

水道事業会計





(参考資料)

令和5年度郡山市水道事業会計補正予算明細書  
収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 水道事業収益		9,884,250	1,100	9,885,350		
2 営業外収益		624,535	1,100	625,635		
	4 他会計負担金	7,880	1,100	8,980	他会計負担金	1,100
収益的収入合計		9,884,250	1,100	9,885,350		

収 益 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 水道事業費用		7,798,374	4,400	7,802,774		
1 営業費用		7,407,780	4,400	7,412,180		
	1 原水及び浄水費	1,946,137	1,108	1,947,245	給料	339
					手当等	775
					賞与引当金繰入額	330
					法定福利費	△ 336
	2 配水及び給水費	1,419,834	5,470	1,425,304	給料	2,340
					手当等	2,358
					賞与引当金繰入額	655
					法定福利費	117
	4 業務費	460,280	△ 9,261	451,019	給料	△ 4,737
					手当等	△ 2,243
					賞与引当金繰入額	△ 616
					法定福利費	△ 1,665
	5 総係費	506,667	7,083	513,750	給料	△ 61
					手当等	1,907
					児童手当	1,190
					賞与引当金繰入額	338
					法定福利費	△ 496
					退職給付費	4,205
収益的支出合計		7,798,374	4,400	7,802,774		

資 本 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 資本的支出		5,769,147	△ 496,756	5,272,391		
1 建設改良費		4,857,973	△ 496,756	4,361,217		
	1 施設拡張改良費	4,777,270	△ 496,756	4,280,514	給料	242
					手当等	967
					法定福利費	△ 320
					工事請負費	△ 497,645
資本的支出合計		5,769,147	△ 496,756	5,272,391		

令和5年度郡山市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度郡山市簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度郡山市簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 簡易水道事業収益	251,677千円	△2,715千円	248,962千円
第2項 営業外収益	197,071千円	△2,715千円	194,356千円
支 出			
第1款 簡易水道事業費用	260,772千円	△2,715千円	258,057千円
第1項 営業費用	246,182千円	△2,715千円	243,467千円

第3条 予算第7条に定めた(1)職員給与費「36,738千円」を「34,023千円」に改める。

第4条 予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「162,206千円」を「159,491千円」に改める。

第5条 予算第9条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
設備保守管理業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	千円 2,577

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

## 注記

### 1 重要な会計方針に係る事項

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上方法

##### イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

##### ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

#### (4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和5年度郡山市簡易水道事業会計補正予算実施計画  
収益の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 簡易水道事業収益			△ 2,715	
	2 営業外収益		△ 2,715	
		5 他会計補助金		△ 2,715

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 簡易水道事業費用			△ 2,715	
	1 営業費用		△ 2,715	
		1 原水及び浄水費		△ 2,715

令和5年度郡山市簡易水道事業会計キャッシュ・フロー計算書  
 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	0
減価償却費	130,387
固定資産除却費	3,316
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 216
長期前受金戻入額	△ 33,573
支払利息	8,329
未収金の増減額 (△は増加)	24,308
未払金の増減額 (△は減少)	552
小計	133,103
利息の支払額	△ 8,329
業務活動によるキャッシュ・フロー	124,774
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 14,623
有形固定資産の売却による収入	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,622

3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入金の返済による支出	△ 23,000
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 87,033
他会計からの出資による収入	1,525
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 108,508
資金増加額(又は減少額)	1,644
資金期首残高	85
資金期末残高	1,729



給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	( )		16,791	11,928	28,719	5,304	34,023
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	( )						
	合 計	( )	4	16,791	11,928	28,719	5,304	34,023
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	( )	4	18,402	12,305	30,707	6,031	36,738
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	( )						
	合 計	( )	4	18,402	12,305	30,707	6,031	36,738
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	( )	0	△ 1,611	△ 377	△ 1,988	△ 727	△ 2,715
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	( )						
	合 計	( )	0	△ 1,611	△ 377	△ 1,988	△ 727	△ 2,715

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	補 正 後	660	439	693	9	2,752			
	補 正 前	660	439	693	9	2,331			
	比 較	0	0	0	0	421			
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
		補 正 後	3,706	2,999		610	60		
		補 正 前	4,166	3,355		592	60		
	比 較	△ 460	△ 356		18	0			

簡易水道事業会計

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 1,611	給与改定に伴う増減分	106	
		その他の増減分	△ 1,717	
手 当	△ 377	制度改正に伴う増減分	199	期末手当 100 勤勉手当 99
		その他の増減分	△ 576	

### 3 給料及び手当の状況

#### (1) 職員1人当たり給与

区	分	行政職
令和5年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	345,525
	平均給与月額 (円)	386,696
	平均年齢 (歳)	44.00
令和5年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	378,750
	平均給与月額 (円)	395,522
	平均年齢 (歳)	48.07

(2) 級別職員数

区分	行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年 11月1日現在	1級	( )	( )
	2級	( ) 1	( ) 25.0
	3級	( )	( )
	4級	( ) 2	( ) 50.0
	5級	( ) 1	( ) 25.0
	6級	( )	( )
	7級	( )	( )
	8級	( )	( )
	計	( ) 4	( ) 100.0
令和5年 1月1日現在	1級	( )	( )
	2級	( )	( )
	3級	( )	( )
	4級	( ) 4	( ) 100.0
	5級	( )	( )
	6級	( )	( )
	7級	( )	( )
	8級	( )	( )
	計	( ) 4	( ) 100.0

( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

## (3) 昇給

区 分		行 政 職	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	4	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	4	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	3
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)	1	
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	4	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	4	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	
		2 号 給 (人)	
		3 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	4
		5 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
		7 号 給 (人)	
	8 号 給 (人)		
比 率 (B) / (A) (%)	100.0		

(4) 特殊勤務手当

区 分	行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (%) (令和5年11月1日現在)	—
代表的な特殊勤務手当の名称	危険手当 出勤手当

債務負担行為に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生(見込)額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	給水収益	損益勘定 留保資金	そ の 他
設備保守管理業務委託料 (令和5年度分)	2,577			令和5年度 令和6年度	2,577	2,577		

令和5年度郡山市簡易水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部				
1	固 定 資 産					
(1)	有 形 固 定 資 産					
	イ 土 地				10,979	
	ロ 建 物			15,361		
	ハ 構 築 物	価 償 却 累 計		△ 2,368	12,993	
	ニ 機 械 及 び 装 置	価 償 却 累 計		△ 244,971	1,562,367	
	ホ 車 両 運 搬 具	価 償 却 累 計		△ 12,583	68,467	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	価 償 却 累 計		0	133	
	減 価 償 却 累 計 額	価 償 却 累 計		△ 30	271	
	有 形 固 定 資 産 合 計				<u>1,655,210</u>	
2	流 動 資 産					
(1)	現 金 預 金				1,729	
(2)	未 収 蔵				5,064	
(3)	貯 蓄 資 産				484	
	流 動 資 産 合 計				<u>7,277</u>	
					<u><u>1,662,487</u></u>	1,655,210







(参考資料) 令和5年度郡山市簡易水道事業会計補正予算明細書  
 収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 簡易水道事業収益		251,677	△ 2,715	248,962		
2 営業外収益		197,071	△ 2,715	194,356		
	5 他会計補助金	162,206	△ 2,715	159,491	他会計補助金	△ 2,715
収益的収入合計		251,677	△ 2,715	248,962		

収益的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 簡易水道事業費用		260,772	△ 2,715	258,057		
1 営業費用		246,182	△ 2,715	243,467		
	1 原水及び浄水費	59,701	△ 2,715	56,986	給料	△ 1,611
					手当等	△ 157
					賞与引当金繰入額	△ 267
					法定福利費	△ 680
収益的支出合計		260,772	△ 2,715	258,057		

## 令和5年度郡山市下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度郡山市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度郡山市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、特定環境保全公共下水道建設費「54,350千円」を「53,441千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	下水道事業収益	9,041,465千円	27,626千円	9,069,091千円
第1項	営業収益	5,697,917千円	7,696千円	5,705,613千円
第2項	営業外収益	3,338,533千円	19,930千円	3,358,463千円
		支	出	
第1款	下水道事業費用	9,022,082千円	27,626千円	9,049,708千円
第1項	営業費用	8,163,028千円	27,626千円	8,190,654千円

第4条 予算第4条本文括弧書を次のとおり改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,423,770千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額99,788千円、当年度分損益勘定留保資金3,219,239千円及び減債積立金104,743千円で補てんするものとする。）。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	下水道事業資本的収入	7,631,184千円	△134,140千円	7,497,044千円
第1項	企業債	3,658,100千円	△400千円	3,657,700千円
第2項	他会計出資金	1,897,040千円	△133,240千円	1,763,800千円
第4項	補助金	1,997,650千円	△500千円	1,997,150千円
		支	出	
第1款	下水道事業資本的支出	10,949,110千円	△28,296千円	10,920,814千円
第1項	建設改良費	5,681,610千円	△28,296千円	5,653,314千円

第5条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を、次のとおり変更する。

款	項	事業名	変更前			変更後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	湖南浄化センター非常 用発電設備設置工事	千円 162,000	5	千円 30,000	千円 159,500	5	千円 29,091
				6	132,000		6	130,409

第6条 予算第6条に定めた債務負担行為に、次の事項、期間及び限度額を加える。

事項	期間	限度額
設備保守管理業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	千円 6,395

第7条 予算第7条に定めた起債の限度額を、次のとおり改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	変更前	変更後			
下水道整備事業	千円 3,000,700	千円 3,000,300			
合計	3,658,100	3,657,700			

第8条 予算第10条に定めた(1)職員給与費「633,065千円」を「633,466千円」に改める。

第9条 予算第11条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「144,039千円」を「142,564千円」に改める。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

## 注記

### 1 重要な会計方針に係る事項

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上方法

##### イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

##### ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

#### (4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

### 2 セグメント情報

#### 報告セグメントの概要等

下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容等は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の排除及び雨水排除
特定環境保全公共下水道事業	湖南地区における、し尿・生活雑排水等の処理

(単位 千円)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
セグメント資産	136,668,610	6,045,393	142,714,003
セグメント負債	98,843,444	4,521,552	103,364,996

下水道事業会計

令和 5 年度 郡山市 下水道事業会計補正予算実施計画  
収益の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業収益			27,626	
	1 営業収益		7,696	
		2 他会計負担金	7,696	雨水処理一般会計負担金を補正
	2 営業外収益		19,930	
		1 他会計負担金	21,405	汚水処理等一般会計負担金を補正
		2 他会計補助金	△ 1,475	汚水処理等一般会計補助金を補正

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業費用			27,626	
	1 営業費用		27,626	
		9 給与費	27,626	職員給与費を補正

下水道事業会計

## 資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業資本的収入			△ 134,140	
	1 企業債		△ 400	
		1 建設企業債	△ 400	建設改良事業企業債を補正
	2 他会計出資金		△ 133,240	
		1 他会計出資金	△ 133,240	一般会計出資金を補正
	4 補助金		△ 500	
1 国庫補助金		△ 500	建設改良事業国庫補助金を補正	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 下水道事業資本的支出			△ 28,296	
	1 建設改良費		△ 28,296	
		3 特定環境保全公共下水道建設費	△ 909	特定環境保全公共下水道整備費用を補正
		5 給与費	△ 27,387	職員給与費を補正

下水道事業会計



令和5年度郡山市下水道事業会計キャッシュ・フロー計算書  
 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	△ 80,493
減価償却費	4,542,573
固定資産除却費	15,155
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	615
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 23,751
長期前受金戻入額	△ 1,340,864
支払利息	803,242
未収金の増減額 (△は増加)	△ 273,228
未払金の増減額 (△は減少)	266,985
前払金の増減額 (△は増加)	931,690
小計	4,841,924
利息の支払額	△ 803,242
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,038,682

2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 6,105,283
無形固定資産の取得による支出	△ 37,390
国庫補助金による収入	1,997,150
受益者負担金分担金による収入	78,393
工事負担金による収入	1
特定収入仮払消費税及び地方消費税による支出	△ 160,490
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,227,619
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等企業債による収入	4,341,253
その他の企業債による収入	△ 683,553
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 5,913,393
その他の企業債の償還による支出	645,893
他会計からの出資による収入	1,763,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	154,000
資金増加額（又は減少額）	△ 34,937
資金期首残高	866,394
資金期末残高	831,457

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	( 12 )	316	182,375	114,249	296,940	61,414	358,354
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	( )	162	136,948	91,016	228,126	46,986	275,112
	合 計	( 12 ) 69	478	319,323	205,265	525,066	108,400	633,466
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	( 12 )	316	168,411	105,113	273,840	56,888	330,728
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	( )		151,256	99,153	250,409	51,928	302,337
	合 計	( 12 ) 68	316	319,667	204,266	524,249	108,816	633,065
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	( 0 )	0	13,964	9,136	23,100	4,526	27,626
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	( )	162	△ 14,308	△ 8,137	△ 22,283	△ 4,942	△ 27,225
	合 計	( 0 ) 1	162	△ 344	999	817	△ 416	401

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手 当 の 内 訳	補 正 後	12,559	6,017	5,781	1,187	36,965	1,011	
	補 正 前	12,886	6,664	5,809	1,187	36,800	1,009	
	比 較	△ 327	△ 647	△ 28	0	165	2	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	73,801	55,964		11,141	839		
補 正 前	71,343	53,764		13,965	839			
比 較	2,458	2,200		△ 2,824	0			

下水道事業会計

(1) 会計年度任用職員以外の職員（再掲）

区	分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損 益 勤 定	13	( )	316	163,914	109,670	273,900	57,432	331,332
	支 弁 職 員	4	( )	162	136,948	91,016	228,126	46,986	275,112
	資 本 勤 定		( )						
	支 弁 職 員	4	( )	162	136,948	91,016	228,126	46,986	275,112
	合 計	17	( )	478	300,862	200,686	502,026	104,418	606,444
補 正 前	損 益 勤 定	13	( )	316	149,950	100,534	250,800	52,906	303,706
	支 弁 職 員		( )						
	資 本 勤 定		( )		151,256	99,153	250,409	51,928	302,337
	支 弁 職 員		( )		151,256	99,153	250,409	51,928	302,337
	合 計	13	( )	316	301,206	199,687	501,209	104,834	606,043
比 較	損 益 勤 定	0	( )	0	13,964	9,136	23,100	4,526	27,626
	支 弁 職 員		( )						
	資 本 勤 定		( )						
	支 弁 職 員	4	( )	162	△ 14,308	△ 8,137	△ 22,283	△ 4,942	△ 27,225
	合 計	4	( )	162	△ 344	999	817	△ 416	401

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	12,559	5,311	5,781	1,007	36,965	1,011	
	補 正 前	12,886	5,958	5,809	1,007	36,800	1,009	
	比 較	△ 327	△ 647	△ 28	0	165	2	
	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	70,108	55,964		11,141	839		
	補 正 前	67,650	53,764		13,965	839		
	比 較	2,458	2,200		△ 2,824	0		

下水道事業会計

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 344	給与改定に伴う増減分	1,173	
		その他の増減分	△ 1,517	
手 当	999	制度改正に伴う増減分	3,740	期末手当 1,936 勤勉手当 1,804
		その他の増減分	△ 2,741	

3 給料及び手当の状況 (会計年度任用職員を除く)

(1) 職員1人当たり給与

区	分	事務・技術
令和5年 11月1日現在	平均給料月額 (円)	370,785
	平均給与月額 (円)	434,102
	平均年齢 (歳)	47.03
令和5年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	361,186
	平均給与月額 (円)	445,218
	平均年齢 (歳)	47.07

(2) 級別職員数

区分	事務・技術		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年 11月1日現在	1級	( )	( )
	2級	( ) 4	( ) 5.8
	3級	( ) 17	( ) 24.7
	4級	( ) 32	( ) 46.4
	5級	( ) 13	( ) 18.9
	6級	( ) 1	( ) 1.4
	7級	( ) 1	( ) 1.4
	8級	( ) 1	( ) 1.4
	計	( ) 69	( ) 100.0
令和5年 1月1日現在	1級	( ) 1	( ) 1.5
	2級	( )	( )
	3級	( ) 21	( ) 30.9
	4級	( ) 26	( ) 38.2
	5級	( ) 15	( ) 22.0
	6級	( ) 3	( ) 4.4
	7級	( ) 1	( ) 1.5
	8級	( ) 1	( ) 1.5
	計	( ) 68	( ) 100.0

( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

## (3) 昇給

区 分		事務・技術	
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	69	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	57	
	号給数別内訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	50
		5号給 (人)	
		6号給 (人)	4
		7号給 (人)	1
	8号給 (人)	2	
比 率 (B) / (A) (%)	82.6		
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	68	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	54	
	号給数別内訳	1号給 (人)	
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	53
		5号給 (人)	
		6号給 (人)	
		7号給 (人)	
	8号給 (人)	1	
比 率 (B) / (A) (%)	79.4		



(4) 特殊勤務手当

区 分	事 務 ・ 技 術
給料総額に対する比率 (%)	0.3
支給対象職員の比率 (%) (令和5年11月1日現在)	20.3
代表的な特殊勤務手当の名称	不快業務従事職員の手当

## 継 続 費 に 関 す る 調 書

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						前々年度	前年度	当該年度	当該年度	翌年度	継続費の	備考	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				未までの	未までの	支 払	未までの	以降の支払	総額に		
					企業債	一般会計 出資金	国県補助金	損益勘定 留保資金等	支 払	支 払	義 務	支 払	義 務			
									義 務	義 務	義 務	義 務	義 務			
発生額	(見込)額	予 定 額	予 定 額	予 定 額	(%)											
1 下水道事業資本的支出	1 建設改良費	湖南浄化センター非常用発電設備設置工事	5	変更前	30,000	12,000		16,500	1,500			30,000	30,000			
				変更額	△ 909	△ 400		△ 500	△ 9			△ 909	△ 909			
				変更後	29,091	11,600		16,000	1,491			29,091	29,091		18.2	
			6	変更前	132,000	52,800		72,600	6,600						132,000	
				変更額	△ 1,591	△ 700		△ 876	△ 15						△ 1,591	
				変更後	130,409	52,100		71,724	6,585						130,409	81.8
			計	変更前	162,000	64,800		89,100	8,100				30,000	30,000	132,000	
				変更額	△ 2,500	△ 1,100		△ 1,376	△ 24				△ 909	△ 909	△ 1,591	
				変更後	159,500	63,700		87,724	8,076				29,091	29,091	130,409	100.0

下水道事業会計

債務負担行為に関する調書

追 加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生(見込)額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国 県 補 助 金	そ の 他
設備保守管理業務委託料 (令和5年度分)	6,395			令和5年度 令和6年度	6,395			6,395

令和5年度郡山市下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地 物 産		3,715,365	
	ロ 建 築 物 額	2,285,905		
	減価償却累計額	<u>△ 1,022,276</u>	1,263,629	
	ハ 構 築 物 額	174,908,831		
	減価償却累計額	<u>△ 52,021,423</u>	122,887,408	
	ニ 機 械 及 び 装 置	14,562,623		
	減価償却累計額	<u>△ 9,706,219</u>	4,856,404	
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	11,618		
	減価償却累計額	<u>△ 9,227</u>	2,391	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	26,809		
	減価償却累計額	<u>△ 16,092</u>	10,717	
	ト 建 設 仮 勘 定 資 産 合 計		<u>2,420,519</u>	135,156,433
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 権		<u>5,208,393</u>	5,208,393
(3)	無 形 固 定 資 産 合 計			
	イ 投 資 そ の 他 の 資 産 金		<u>8,384</u>	8,384
	出 資 そ の 他 の 資 産 合 計			
	イ 投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		<u>8,384</u>	8,384
	固 定 資 産 合 計			<u>140,373,210</u>
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		831,457	
(2)	未 貸 倒 収 引 当 金	1,533,132		
	貯 流 資 産 合 計	<u>△ 27,243</u>	1,505,889	
(3)	貯 流 資 産 合 計		<u>3,447</u>	3,447
	流 動 資 産 合 計			<u>2,340,793</u>
	資 産 合 計			<u><u>142,714,003</u></u>

下水道事業会計



資 本 の 部

6	資	本	金										
(1)	資	本	金										
	イ	有	本		10,745,295								
	ロ	会	資	出	25,160,130								
	ハ	入	資	本	562,011								
	資	本	金	合		36,467,436							
	資	本	金	合		36,467,436							
7	剩	余	金										
(1)	資	本	剩	余									
	イ	国	庫	補	助	1,131,046							
	ロ	県	補	助		21,676							
	ハ	受	益	者	負	担	金	及	び	分	担	金	1,251,382
	ニ	工	事	負	担		金					28,857	
	ホ	受	贈	財	産	評	価	額				370,603	
	ヘ	そ	の	他	資	本	剩	余				2,907	
	資	本	剩	余	金	合						2,806,471	
(2)	利	益	剩	余	金	合							
	イ	当	年	度	未	処	分	利	益	剩	余	金	75,100
	利	益	剩	余	金	合						75,100	
	剩	余	金	合								2,881,571	
	資	本	合									39,349,007	
	負	債	資	本	合							142,714,003	

(参考資料)

令和5年度郡山市下水道事業会計補正予算明細書  
収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業収益		9,041,465	27,626	9,069,091		
1 営業収益		5,697,917	7,696	5,705,613		
	2 他会計負担金	1,417,429	7,696	1,425,125	他会計負担金	7,696
2 営業外収益		3,338,533	19,930	3,358,463		
	1 他会計負担金	1,844,451	21,405	1,865,856	他会計負担金	21,405
	2 他会計補助金	144,039	△ 1,475	142,564	他会計補助金	△ 1,475
収益的収入合計		9,041,465	27,626	9,069,091		

収益的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業費用		9,022,082	27,626	9,049,708		
1 営業費用		8,163,028	27,626	8,190,654		
	9 給与費	330,412	27,626	358,038	給料	13,964
					手当等	6,927
					法定福利費	4,116
賞与引当金繰入額					2,619	
収益的支出合計		9,022,082	27,626	9,049,708		

下水道事業会計

資 本 的 収 入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本的收入		7,631,184	△ 134,140	7,497,044		
1 企業債		3,658,100	△ 400	3,657,700		
	1 建設企業債	3,000,700	△ 400	3,000,300	建設企業債	△ 400
2 他会計出資金		1,897,040	△ 133,240	1,763,800		
	1 他会計出資金	1,897,040	△ 133,240	1,763,800	他会計出資金	△ 133,240
4 補助金		1,997,650	△ 500	1,997,150		
	1 国庫補助金	1,997,650	△ 500	1,997,150	国庫補助金	△ 500
資本的收入合計		7,631,184	△ 134,140	7,497,044		

資 本 的 支 出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本の支出		10,949,110	△ 28,296	10,920,814		
1 建設改良費		5,681,610	△ 28,296	5,653,314		
	3 特定環境保全公共下水道建設費	54,350	△ 909	53,441	工事請負費	△ 909
	5 給与費	302,337	△ 27,387	274,950	給料	△ 14,308
					手当等	△ 8,137
					法定福利費	△ 4,942
資本の支出合計		10,949,110	△ 28,296	10,920,814		

下水道事業会計



## 令和5年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度郡山市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度郡山市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 農業集落排水事業収益	699,315千円	△2,330千円	696,985千円
第2項 営業外収益	564,643千円	△2,330千円	562,313千円
支 出			
第1款 農業集落排水事業費用	697,997千円	△2,330千円	695,667千円
第1項 営業費用	628,463千円	△2,330千円	626,133千円

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為に、次の事項、期間及び限度額を加える。

事 項	期 間	限 度 額
設備保守管理業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和6年度まで	千円 1,800
農業集落排水施設修繕費 (令和5年度分)	令和5年度から 令和7年度まで	3,014

第4条 予算第9条に定めた(1)職員給与費「9,415千円」を「7,085千円」に改める。

第5条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「109,330千円」を「107,000千円」に改める。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

## 注記

### 1 重要な会計方針に係る事項

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上方法

##### イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

##### ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

#### (4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

令和 5 年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算実施計画  
収益の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 農業集落排水事業収益			△ 2,330	
	2 営業外収益		△ 2,330	
		2 他会計補助金		△ 2,330

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補 正 額	備 考
1 農業集落排水事業費用			△ 2,330	
	1 営業費用		△ 2,330	
		6 給与費		△ 2,330

令和5年度郡山市農業集落排水事業会計キャッシュ・フロー計算書  
 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は純損失)	△ 154
減価償却費	389,090
固定資産除却費	157
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 52
賞与引当金の増減額 (△は減少)	53
長期前受金戻入額	△ 168,928
支払利息	60,534
未収金の増減額 (△は増加)	66,304
未払金の増減額 (△は減少)	100,815
小計	447,819
利息の支払額	△ 60,534
業務活動によるキャッシュ・フロー	387,285

2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 30,907
	国庫補助金による収入	12,000
	特定収入仮払消費税及び地方消費税による支出	△ 318
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 19,225
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入金の返済による支出	△ 166,000
	建設改良費等企業債による収入	15,200
	建設改良費等企業債の償還による支出	△ 389,555
	他会計からの出資による収入	172,422
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 367,933
	資金増加額(又は減少額)	127
	資金期首残高	921
	資金期末残高	1,048

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)	
	特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	( )			3,389	2,743	6,132	953	7,085
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	( )							
	合 計	( )	1		3,389	2,743	6,132	953	7,085
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	( )	1		4,638	3,314	7,952	1,463	9,415
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	( )							
	合 計	( )	1		4,638	3,314	7,952	1,463	9,415
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	( )	0		△ 1,249	△ 571	△ 1,820	△ 510	△ 2,330
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	( )							
	合 計	( )	0		△ 1,249	△ 571	△ 1,820	△ 510	△ 2,330

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手 当 の 内 訳	補 正 後	120	62	336	4	913	62	
	補 正 前	120	62	336	4	900	62	
	比 較	0	0	0	0	13	0	
手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	特 定 任 期 付 職 員 業 績 手 当	退 職 給 付 費
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補 正 後	684	562					
補 正 前	1,009	821						
比 較	△ 325	△ 259						

農業集落排水事業会計

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 1,249	給与改定に伴う増減分	48	
		その他の増減分	△ 1,297	
手 当	△ 571	制度改正に伴う増減分	40	期末手当 20 勤勉手当 20
		その他の増減分	△ 611	

債務負担行為に関する調書

追加

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生(見込)額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	国 県 補 助 金	そ の 他
設備保守管理業務委託料 (令和5年度分)	1,800			令和5年度 令和6年度	1,800			1,800
農業集落排水施設修繕費 (令和5年度分)	3,014			令和5年度 令和7年度	3,014			3,014



令和5年度郡山市農業集落排水事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部						
1	固 定 資 産							
(1)	有 形 固 定 資 産							
	イ 土 地						184,706	
	ロ 建 物				477,298			
	ハ 構 築 物	減 価 却 累 計			<u>△ 168,829</u>		308,469	
	ニ 機 械 及 び 装 置	減 価 却 累 計			<u>△ 4,889,431</u>		9,405,484	
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	減 価 却 累 計			<u>△ 1,785,814</u>		745,408	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	減 価 却 累 計			91			
					0		91	
					145			
					<u>△ 138</u>		7	
	有 形 固 定 資 産 合 計						<u>10,644,165</u>	
	固 定 資 産 合 計							10,644,165
2	流 動 資 産							
(1)	現 金 預 金						1,048	
(2)	未 貸 倒 収 引 当						124,107	
(3)	貯 流 資 産 合 計						<u>△ 267</u>	
								123,840
								<u>473</u>
								<u>125,361</u>
								<u>10,769,526</u>

負債の部

3	固定負債	債			
(1)	企業建設改良費等	業債計			
	イ 建設改良費等	業債計	2,816,014		
	企業固定負債	業債計		2,816,014	
	イ 企業固定負債	業債計			2,816,014
4	流動負債	債			
(1)	企業建設改良費等	業債計			
	イ 建設改良費等	業債計	386,686		
	企業未引当金	業債計		386,686	
(2)	未引当金	業債計		124,066	
(3)	引当金	業債計			
	イ 賞与引当金	業債計	706		
	引当金	業債計		706	
(4)	預流	業債計		117	
	イ 預流	業債計			511,575
5	繰上	債			
(1)	繰上	債			
	イ 繰上	債		7,773,736	
	繰上	債		△ 3,094,992	
	繰上	債			4,678,744
	繰上	債			<u>8,006,333</u>



(参考資料) 令和5年度郡山市農業集落排水事業会計補正予算明細書  
収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業収益		699,315	△ 2,330	696,985		
2 営業外収益		564,643	△ 2,330	562,313		
	2 他会計補助金	109,330	△ 2,330	107,000	他会計補助金	△ 2,330
収益的収入合計		699,315	△ 2,330	696,985		

収益的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 農業集落排水事業費用		697,997	△ 2,330	695,667		
1 営業費用		628,463	△ 2,330	626,133		
	6 給与費	9,415	△ 2,330	7,085	給料	△ 1,249
					手当等	△ 433
					法定福利費	△ 478
					賞与引当金繰入額	△ 170
収益的支出合計		697,997	△ 2,330	695,667		

( 予 算 資 料 )

# 1 令和5年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計	
一般会計	148,155,763	941,494	149,097,257	
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	29,213,067	2,291	29,215,358
	後期高齢者医療特別会計	3,884,267	△ 651	3,883,616
	介護保険特別会計	29,174,221	17,679	29,191,900
	公共用地先行取得事業特別会計	7,543	0	7,543
	荒井北井土地地区画整理事業特別会計	1,991	0	1,991
	富田第二土地地区画整理事業特別会計	280,806	0	280,806
	伊賀河原土地地区画整理事業特別会計	695,203	△ 37,803	657,400
	徳定土地地区画整理事業特別会計	914,278	△ 86,393	827,885
	大町土地地区画整理事業特別会計	492,718	544	493,262
	駐車場事業特別会計	124,703	0	124,703
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	23,656	0	23,656
	総合地方卸売市場特別会計	1,436,732	△ 571	1,436,161
	工業団地開発事業特別会計	3,958,004	0	3,958,004
	熱海温泉事業特別会計	630,784	0	630,784
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	21,782	0	21,782
	多田野財産区特別会計	15,938	0	15,938
河内財産区特別会計	20,773	0	20,773	

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計	
特 別 会 計	片平財産区特別会計	1,591	0	1,591
	月形財産区特別会計	1,176	0	1,176
	舟津財産区特別会計	26,297	0	26,297
	舘財産区特別会計	25,311	0	25,311
	浜路財産区特別会計	853	0	853
	横沢財産区特別会計	14,836	0	14,836
	中野財産区特別会計	3,440	0	3,440
	後田財産区特別会計	2,619	0	2,619
	水道事業会計	13,567,521	△ 492,356	13,075,165
	簡易水道事業会計	363,889	△ 2,715	361,174
	下水道事業会計	19,971,192	△ 670	19,970,522
	農業集落排水事業会計	1,105,056	△ 2,330	1,102,726
	計	105,980,247	△ 602,975	105,377,272
	合 計	254,136,010	338,519	254,474,529

## 2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款名 節名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 報酬	93	11,645	36,439	7,491	93	3,102	311	1,739	147	38,826					99,886	2,852,323	2,952,209
2 給料	3,438	△2,522	△18,148	△33,082	△2,468	△3,578	△5,508	△22,645	4,316	7,651					△72,546	7,853,685	7,781,139
3 職員手当等	△3,604	10,899	6,497	△68,452	△1,025	△1,189	△304	△9,752	2,172	24,587					△40,171	5,067,698	5,027,527
4 共済費	437	△3,141	28,401	△11,694	△237	7,623	△1,173	△2,852	1,049	8,963					27,376	3,234,882	3,262,258
5 災害補償費															0	2,093	2,093
6 恩給及び退職年金															0	945	945
7 報償費		△765	△4,105	△252											△5,122	732,368	727,246
8 旅費		286	304	246		232		167	46	334					1,615	247,464	249,079
9 交際費															0	3,888	3,888
10 需用費			22,849	△443						1,200					23,606	6,380,640	6,404,246
11 役務費			1,301	△103						70					1,268	985,666	986,934
12 委託料		△2,812	31,949	△3,896				34,000		△55,996					3,245	19,054,618	19,057,863
13 使用料及び賃借料			△302				△1,314			△6,284					△7,900	2,204,218	2,196,318
14 工事請負費															0	10,828,790	10,828,790
15 原材料費															0	91,151	91,151
16 公有財産購入費															0	272,134	272,134
17 備品購入費			3,011												3,011	518,057	521,068
18 負担金補助及び交付金			△176,460	△3,854		△17,590		29,865	620						△167,419	29,523,879	29,356,460
19 扶助費			226,730												226,730	24,305,704	24,532,434
20 貸付金															0	3,939,504	3,939,504
21 補償補填及び賠償金			71,443												71,443	533,755	605,198
22 償還金利子及び割引料			183,496	519,330		4,567						41			707,434	8,195,099	8,902,533
23 投資及び出資金								△133,240							△133,240	2,123,285	1,990,045
24 積立金		177,317	10,564	1,958						1,800					191,639	8,316,004	8,507,643
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	9,105	9,105
27 繰出金			13,823			△571		2,953							16,205	10,478,276	10,494,481
予備費														△5,566	△5,566	400,532	394,966
歳出合計	364	190,907	437,792	407,249	△3,637	△7,404	△7,988	△99,765	8,350	21,151		41		△5,566	941,494	148,155,763	149,097,257

### 3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

款名 性質名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 人件費	364	16,881	53,189	△105,737	△3,637	5,958	△6,674	△33,510	7,684	80,027					14,545	19,061,655	19,076,200
うち職員給	3,438	△2,522	△18,148	△33,082	△2,468	△3,578	△5,508	△22,645	4,316	7,651					△72,546	7,853,685	7,781,139
2 扶助費		△765	240,696												239,931	32,159,255	32,399,186
3 公債費												41			41	7,993,759	7,993,800
4 物件費		△2,526	27,405	△4,163		232	△1,314	34,167	46	△61,876					△8,029	23,889,172	23,881,143
5 維持補修費			17,636							1,200					18,836	2,376,012	2,394,848
6 補助費等			234,187	515,191		△15,017		29,865	620						764,846	16,860,020	17,624,866
うち補助交付金			27,454	△4,954		△19,584		764							3,680	5,304,352	5,308,032
7 積立金		177,317	10,564	1,958						1,800					191,639	8,316,004	8,507,643
8 投資及び出資金								△133,240							△133,240	2,123,285	1,990,045
9 貸付金															0	3,939,504	3,939,504
10 繰出金			13,823			△571		2,953							16,205	10,478,276	10,494,481
11 普通建設事業費			△159,708			1,994									△157,714	20,236,024	20,078,310
(1)補助事業費			△159,708			1,925									△157,783	12,644,868	12,487,085
(2)単独事業費						69									69	7,591,156	7,591,225
12 災害復旧事業費															0	322,265	322,265
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														△5,566	△5,566	400,532	394,966
歳出合計	364	190,907	437,792	407,249	△3,637	△7,404	△7,988	△99,765	8,350	21,151		41		△5,566	941,494	148,155,763	149,097,257



#### 4 令和5年度補助金等補正一覧表

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
3 民生費	2 心身障害者福祉費	1 障害福祉費	日本高次脳機能障害友の会全国大会開催地負担金	150	△150	0
			社会福祉施設等災害復旧費補助金	0	3,844	3,844
	3 老人福祉費	1 健康長寿費	敬老会実行委員会負担金	53,996	△45,556	8,440
			老人福祉施設等整備費補助金	21,600	△21,600	0
			社会福祉施設等災害復旧費補助金	0	5,859	5,859
		3 介護保険事業費	老人福祉施設等整備費補助金	259,792	6,240	266,032
			社会福祉施設等災害復旧費補助金	0	16,377	16,377
	4 児童福祉費	1 こども政策費	市こどもまつり実行委員会負担金	6,691	1,500	8,191
			認可保育所等施設開設準備経費補助金	1,380	△1,380	0
			認可保育所等施設整備費補助金	205,698	△142,968	62,730
		3 保育費	社会福祉施設等災害復旧費補助金	0	1,374	1,374
6 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	環境保全型農業直接支援対策交付金事業費補助金	2,461	113	2,574
			風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業費補助金	2,872	1,925	4,797
		4 農地費	多面的機能支払交付金事業費補助金	285,298	△17,367	267,931

郡山市行政センター設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市行政センター設置条例の一部を改正する条例

郡山市行政センター設置条例（平成元年郡山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(行政センターの名称、位置及び所管区域)			(行政センターの名称、位置及び所管区域)		
第2条 行政センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 行政センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
郡山市富田行政センター	郡山市町東三丁目84番地	富田町（字廻淵、字下亀田、字中亀田、字上亀田、字下小次郎木及び字大徳南を除く。） 、町東一丁目、町東二丁目、町東三丁目、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、不動前一丁目、名郷田一丁目、名郷田二丁目、備前館一丁目、備前館二丁目、中ノ目一丁目、富田東一丁目、富田東二丁目、富田東三丁目、富田東四丁目、富田東五丁目、富田東六丁目、富田西一丁目、富田西二丁目、富田西三丁目、富田西四丁目、富田西五丁目、富田西六丁目	郡山市富田行政センター	郡山市町東三丁目84番地	富田町（字廻淵、字下亀田、字中亀田、字上亀田、字下小次郎木及び字大徳南を除く。） 、町東一丁目、町東二丁目、町東三丁目、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、不動前一丁目、名郷田一丁目、名郷田二丁目、備前館一丁目、備前館二丁目、中ノ目一丁目、富田東一丁目、富田東二丁目、富田東三丁目、富田東四丁目、富田東五丁目、富田東六丁目、 <u>片平町字中ノ目108番地から112番地まで</u>
(略)			(略)		
郡山市片平行政センター	郡山市片平町字町南7番地の2	片平町、待池台一丁目、待池台二丁目	郡山市片平行政センター	郡山市片平町字町南7番地の2	片平町（富田行政センターの所管区域を除く。） 、待池台一丁目、待池台二丁目
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、県中都市計画事業富田第二土地区画整理事業の換地処分に係る公告があった日の翌日から施行する。

(提 案 要 旨)

県中都市計画事業富田第二土地区画整理事業の換地処分による地名の変更に伴い、富田行政センター及び片平行政センターの所管区域の地名を改める。

郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和42年郡山市条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>

第2条 郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支</p>

(1)～(4) (略)

給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

#### (提 案 要 旨)

市議会議員の期末手当を改定する。

郡山市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 郡山市長等の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（その他の給与）</p> <p>第3条 市長等に対しては、前条に定める給料のほか郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号）の適用を受ける市職員（以下「市職員」という。）の例により期末手当を支給する。この場合において、期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、その支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（その他の給与）</p> <p>第3条 市長等に対しては、前条に定める給料のほか郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号）の適用を受ける市職員（以下「市職員」という。）の例により期末手当を支給する。この場合において、期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、その支給割合を乗じて得た額とする。</p>

第2条 郡山市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（その他の給与）</p> <p>第3条 市長等に対しては、前条に定める給料のほか郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号）の適用を受ける市職員（以下「市職員」という。）の例により期末手当を支給する。この場合において、期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、その支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（その他の給与）</p> <p>第3条 市長等に対しては、前条に定める給料のほか郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号）の適用を受ける市職員（以下「市職員」という。）の例により期末手当を支給する。この場合において、期末手当の額は、給料月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、その支給割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の郡山市長等の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の郡山市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提 案 要 旨）

市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者の期末手当を改定する。

郡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(郡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 郡山市職員の給与に関する条例(昭和40年郡山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第24条において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とし、「100分の125」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従って</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第24条において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の100</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従って</p>



定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の97.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）、12月に支給する場合には100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3～6 （略）

附 則

（定年前再任用短時間勤務職員に対する特例）

16 （略）

17 当分の間、定年前再任用短時間勤務職員に対する第23条第2項及び第24条の規定の適用については、第23条第2項中「額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第24条において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額）に」とあるのは「額に」と、第24条第1項中「当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績」と、同条第2項中「規則で定める基準に従って定める」とあるのは「

定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に100分の97.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～6 （略）

附 則

（定年前再任用短時間勤務職員に対する特例）

16 （略）

17 当分の間、定年前再任用短時間勤務職員に対する第23条第2項及び第24条の規定の適用については、第23条第2項中「額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第24条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）に」とあるのは「額に」と、第24条第1項中「当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績」と、同条第2項中「規則で定める基準に従って定める」とあるのは「定める」とする。

定める」とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再		円	円	円	円	円	円	円	円
任用短時	1	165,300	211,800	244,600	276,500	301,000	330,300	374,100	420,500
間勤務職	2	166,400	213,500	246,100	278,400	303,200	332,600	376,800	423,000
員以外の	3	167,600	215,200	247,600	279,900	305,300	334,800	379,400	425,500
職員	4	168,700	216,500	249,100	281,400	307,400	336,900	381,900	428,100
	5	169,900	218,100	250,400	283,000	309,300	338,900	384,000	430,000
	6	171,100	219,900	251,900	284,900	311,400	341,000	386,600	432,100
	7	172,200	221,300	253,400	286,900	313,200	343,000	389,100	434,400
	8	173,300	222,900	254,900	288,600	314,900	344,900	391,700	436,600
	9	174,400	224,400	256,500	290,300	316,700	347,000	394,000	438,500
	10	175,700	225,900	257,800	292,200	318,900	349,000	396,700	440,600
	11	177,000	227,100	259,300	294,200	321,200	351,100	399,400	442,700
	12	178,400	228,600	260,500	296,100	323,200	353,100	401,800	444,600
	13	179,700	229,900	261,700	297,900	325,200	355,100	404,100	446,600
	14	181,100	231,400	263,100	299,700	327,200	357,100	406,400	448,500
	15	182,400	232,700	264,300	301,400	329,100	359,100	408,700	450,400
	16	183,900	234,300	265,700	302,800	331,100	361,200	411,100	452,300
	17	185,200	236,100	266,900	304,400	333,200	363,100	413,000	454,200
	18	186,600	237,400	268,600	306,500	335,300	365,100	415,000	455,900
	19	188,000	239,100	269,800	308,600	337,300	367,100	416,900	457,700
	20	189,400	240,400	271,100	310,500	339,300	369,100	418,800	459,400

21	190,900	241,900	272,500	312,200	341,200	370,900	420,600	461,100
22	193,200	243,500	274,100	314,100	343,200	372,900	422,400	462,600
23	195,500	244,900	275,900	316,100	345,300	374,700	424,300	464,100
24	197,800	246,400	277,500	317,900	347,200	376,700	426,100	465,600
25	200,500	247,800	279,000	319,700	348,800	378,600	428,000	467,000
26	202,100	249,300	280,600	321,700	350,800	380,600	429,500	468,300
27	203,900	250,700	282,400	323,800	352,800	382,500	430,900	469,600
28	205,600	251,800	284,100	325,900	354,800	384,500	432,400	470,700
29	207,100	252,900	285,800	327,800	356,400	386,200	434,000	471,800
30	207,700	254,000	287,400	329,900	358,300	388,000	435,300	472,700
31	209,500	255,000	289,000	331,900	360,100	389,800	436,600	473,400
32	210,500	256,100	290,700	333,900	361,900	391,600	437,800	474,100
33	211,800	257,200	292,200	335,500	363,800	393,100	438,900	474,800
34	213,200	258,500	293,900	337,500	365,600	394,500	440,200	475,600
35	214,400	259,300	295,400	339,600	367,300	395,900	441,600	476,300
36	215,400	259,900	296,800	341,600	369,200	397,300	442,900	477,000
37	216,700	260,600	298,300	343,200	370,700	398,900	444,100	477,500
38	218,100	261,800	300,000	345,200	372,000	400,100	444,900	478,100
39	219,100	263,200	301,600	347,200	373,300	401,400	445,700	478,700
40	220,100	264,400	303,200	349,200	374,700	402,500	446,500	479,400
41	221,600	265,500	305,000	351,200	375,800	403,400	447,100	480,000
42	222,600	266,600	306,600	353,100	376,800	404,600	447,800	480,400
43	223,600	267,900	308,300	355,000	377,800	405,700	448,500	480,700
44	224,500	269,000	309,900	356,700	378,900	406,800	449,300	481,200
45	225,400	270,000	311,500	358,300	379,900	407,600	450,100	481,700
46	226,300	271,200	313,200	359,800	380,700	408,300	450,900	
47	227,200	272,400	314,900	361,200	381,600	409,000	451,400	
48	228,000	273,400	316,400	362,700	382,400	409,600	452,100	

49	229,100	274,400	317,600	364,100	383,300	410,200	452,600
50	230,000	275,600	319,100	365,000	384,100	410,800	453,000
51	230,900	276,500	320,700	365,900	384,800	411,400	453,400
52	231,900	277,600	322,400	366,900	385,600	412,000	453,800
53	232,800	278,600	323,800	367,900	386,300	412,400	454,300
54	233,800	279,600	325,300	369,000	387,000	412,700	454,700
55	234,500	280,600	326,800	370,100	387,700	413,000	455,000
56	235,300	281,500	328,400	371,000	388,400	413,300	455,300
57	236,100	282,600	329,900	371,900	389,000	413,500	455,600
58	236,900	283,600	331,100	372,600	389,500	413,900	456,000
59	237,700	284,700	332,200	373,300	390,100	414,200	456,300
60	238,300	285,500	333,400	373,900	390,800	414,400	456,500
61	238,700	286,400	334,300	374,200	391,300	414,700	456,800
62	239,500	287,400	335,100	374,800	391,900	414,900	
63	240,200	288,400	335,900	375,500	392,500	415,200	
64	240,900	289,300	336,700	376,200	393,100	415,500	
65	241,600	290,100	337,400	376,700	393,500	415,800	
66	242,400	290,800	337,800	377,400	394,200	416,100	
67	242,800	291,700	338,600	378,100	394,800	416,300	
68	243,200	292,600	339,300	378,600	395,400	416,600	
69	243,600	293,300	339,900	379,100	395,700	416,900	
70	244,200	294,000	340,600	379,700	396,200	417,200	
71	244,900	294,800	341,300	380,300	396,900	417,500	
72	245,300	295,700	341,900	380,900	397,400	417,700	
73	245,700	296,500	342,500	381,400	397,700	417,800	
74	246,200	297,000	343,100	382,000	398,200	418,100	
75	246,700	297,400	343,700	382,700	398,500	418,400	
76	247,200	297,700	344,200	383,300	398,900	418,600	

77	247,600	297,900	344,500	383,800	399,200	418,800
78	248,000	298,300	345,000	384,300	399,500	419,300
79	248,600	298,700	345,500	384,900	399,800	419,800
80	249,100	298,900	345,900	385,400	400,000	420,300
81	249,600	299,100	346,300	385,900	400,200	420,700
82	250,200	299,400	346,800	386,500	400,600	421,000
83	250,600	299,600	347,300	386,900	400,900	421,600
84	251,200	299,800	347,800	387,300	401,100	422,300
85	251,700	300,100	348,200	387,700	401,300	422,800
86	252,100	300,400	348,600	388,200	401,900	423,100
87	252,500	300,700	349,100	388,600	402,600	423,700
88	252,900	301,000	349,500	388,900	403,300	424,400
89	253,500	301,300	349,800	389,400	403,700	424,800
90	254,000	301,600	350,300	390,000	404,200	
91	254,400	302,000	350,800	390,500	404,600	
92	254,800	302,300	351,200	390,900	405,200	
93	255,100	302,500	351,400	391,100	405,700	
94		302,800	351,800	391,400	406,300	
95		303,200	352,300	391,800	407,000	
96		303,600	352,700	392,200	407,700	
97		303,800	352,800	392,500	408,200	
98		304,100	353,300	393,000	408,800	
99		304,400	353,600	393,400	409,500	
100		304,800	354,000	393,800	410,200	
101		305,000	354,400	394,100	410,700	
102		305,400	354,800			
103		305,800	355,200			
104		306,100	355,500			

105			306,300	356,000					
106			306,600	356,400					
107			307,000	356,800					
108			307,300	357,200					
109			307,500	357,600					
110			307,900	357,900					
111			308,300	358,300					
112			308,600	358,600					
113			308,700	359,100					
114			309,100						
115			309,300						
116			309,700						
117			309,900						
118			310,100						
119			310,400						
120			310,600						
121			310,900						
122			311,200						
123			311,500						
124			311,800						
125			312,100						
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 192,700	円 221,000	円 262,000	円 281,900	円 297,400	円 323,300	円 366,300	円 400,500	

備考 この表は、医療職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再		円	円	円	円
任用短時	1	267,100	350,200	411,400	481,300
間勤務職	2	269,600	353,200	414,100	483,600
員以外の	3	272,000	356,000	416,700	485,900
職員	4	274,400	359,000	419,400	488,200
	5	276,800	361,700	422,000	490,500
	6	280,300	364,800	424,200	492,600
	7	283,900	367,900	426,000	494,800
	8	287,300	370,700	428,000	496,800
	9	290,900	373,100	430,000	498,800
	10	294,400	375,700	432,600	500,900
	11	298,100	378,500	435,100	503,000
	12	301,600	380,900	437,500	505,100
	13	305,300	383,700	439,900	507,100
	14	309,200	387,100	442,400	509,000
	15	313,200	390,500	444,500	511,100
	16	316,800	393,700	446,500	513,200
	17	320,500	396,800	448,700	514,900
	18	324,100	399,500	450,900	516,900
	19	327,700	401,900	453,200	518,900
	20	331,200	404,500	455,300	520,700
	21	335,000	407,300	457,200	522,500
	22	338,800	409,200	459,600	524,400
	23	342,300	410,900	462,000	526,200
	24	345,700	412,700	464,300	528,000

25	349,000	414,600	466,600	529,600
26	351,600	416,700	468,900	531,400
27	354,200	418,800	471,100	533,200
28	356,400	420,800	473,400	535,000
29	358,700	422,900	475,500	536,800
30	360,500	425,000	477,700	538,600
31	362,400	426,700	480,000	540,400
32	364,100	428,400	482,200	542,200
33	366,000	430,400	483,900	543,700
34	368,200	432,000	486,000	545,500
35	370,500	434,000	488,100	547,300
36	372,400	435,800	490,100	549,100
37	374,600	437,800	492,000	550,600
38	376,800	439,800	493,700	552,200
39	379,000	441,600	495,500	553,800
40	381,200	443,500	497,300	555,400
41	383,200	445,300	498,800	557,000
42	383,900	447,000	500,600	558,400
43	384,500	448,700	502,400	559,800
44	385,300	450,500	504,000	561,200
45	386,200	452,400	505,400	562,300
46	387,500	454,200	507,100	563,300
47	388,800	455,900	508,900	564,300
48	390,100	457,700	510,700	565,300
49	390,900	459,100	512,200	566,300
50	391,700	460,900	513,500	567,200
51	392,500	462,600	514,800	568,100
52	393,100	464,300	516,100	569,000



53	393,900	466,000	517,200	569,900
54	394,700	467,200	518,500	570,800
55	395,600	468,400	519,800	571,700
56	396,300	469,600	521,100	572,600
57	397,100	470,300	522,100	573,600
58	398,000	471,300	523,000	574,500
59	398,800	472,300	523,900	575,400
60	399,500	473,100	524,800	576,200
61	399,900	473,900	525,300	577,100
62	400,400	474,600	526,200	578,000
63	400,800	475,300	527,100	578,900
64	401,200	475,900	528,000	579,800
65	401,500	476,500	528,900	580,700
66		477,200	529,800	
67		477,800	530,700	
68		478,500	531,600	
69		478,800	532,400	
70		479,300	533,300	
71		480,000	534,200	
72		480,700	535,000	
73		481,100	535,700	
74		481,600	536,600	
75		482,300	537,500	
76		483,000	538,300	
77		483,300	539,200	
78		483,900	540,100	
79		484,500	541,000	
80		485,100	541,900	

81			485,700	542,700
82			486,300	543,600
83			486,900	544,500
84			487,500	545,400
85			487,800	546,300
86			488,400	547,200
87			488,900	548,100
88			489,500	549,000
89			489,900	549,800
90			490,500	
91			491,100	
92			491,600	
93			492,100	
94			492,700	
95			493,300	
96			493,800	
97			494,300	
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 301,000	円 344,100	円 399,600	円 473,800

備考 この表は、保健所に勤務する医師に適用する。

第2条 郡山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第23条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額（行政	(期末手当) 第23条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の

職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第24条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の102.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とし、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第24条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短

120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第24条において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とし、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第24条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の97.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）、12月に支給する場合には100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短

時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75（特定幹部職員にあっては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額 3～6（略）	時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額 3～6（略）
---	--

第3条 郡山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第21条 削除	<p><u>（超過勤務手当等の額の特例）</u></p> <p>第21条 職員が月額で定められている特殊勤務手当以外の特殊勤務手当の支給を受ける勤務をした場合において、当該勤務が第16条、第17条第2項及び第18条に規定する給与の支給対象となるものであるときは、これらの規定による給与額に市長が規則で定める額を加えた額をそれぞれ超過勤務手当、休日給又は夜勤手当として支給する。</p>

第4条 郡山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（通勤手当）</p> <p>第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの</p>	<p>（通勤手当）</p> <p>第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げるものを除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次</p>

及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）及び市長が規則で定めるところにより算出した当該職員（市長が規則で定める者に限る。）の支給単位期間の通勤に要する特別料金等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が市長が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものの利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）の合計額。ただし、運賃等相当額及び特別料金等相当額の合計額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額等の額」という。）が50,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額等の額と50,000円との差額の2分の1を50,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額及び特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額等の額の合計額が50,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単

号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の1箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）及び市長が規則で定めるところにより算出した当該職員（市長が規則で定める者に限る。）の1箇月の通勤に要する特別料金等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が市長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものの利用に係る運賃等の額から運賃相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）の合計額（その額が50,000円を超えるときは、その額と50,000円との差額の2分の1を50,000円に加算した額）

位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額等の額と50,000円との差額の2分の1を50,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の種別、使用距離その他の通勤の実状に応じ、支給単位期間につき、37,000円を超えない範囲内で市長が規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額等の額及び前号に定める額の合計額が50,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と50,000円との差額の2分の1を50,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間(市長が規則で定める通勤手当にあっては、市長が規則で定める期間)に係る最初の月の市長が規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市長が規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市長が規則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市長が規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

(2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の種別、通勤距離その他の通勤の実状に応じ、37,000円を超えない範囲内で市長が規則で定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、運賃相当額及び特別料金等相当額並びに前号に掲げる額の合計額(その額が50,000円を超えるときは、その額と50,000円との差額の2分の1を50,000円に加算した額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤の実情により特に必要があると認められた場合は、前項の規定による額を超えて支給することができる。

<p>6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定  <u>その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p>	<p>4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定  <u>その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p>
---	--

(郡山市語学指導等を行う外国人の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 郡山市語学指導等を行う外国人の給与及び費用弁償に関する条例(昭和62年郡山市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤に係る費用弁償)  第6条 (略)  2 通勤に係る費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例第14条第2項から第6項までの規定の例による。</p>	<p>(通勤に係る費用弁償)  第6条 (略)  2 通勤に係る費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例第14条第2項から第4項までの規定の例による。</p>

(郡山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 郡山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年郡山市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
<p>(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)  第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)  第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
<p>第6条第1項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とす</p>	<p>第6条第1項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とす</p>

(略)			る		
第16条第4項	第2項	郡山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年郡山市条例第33号。以下「育児休業条例」という。）第20条	第16条第4項	第2項	郡山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年郡山市条例第33号）第20条の規定により読み替えて適用する第2項
第16条第6項	第2項	育児休業条例第20条の規定により読み替えて適用する第2項	第16条第6項	第2項	郡山市職員の育児休業等に関する条例第20条の規定により読み替えて適用する第2項
(略)			る。		

第7条 郡山市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
<p>(育児短時間勤務職員についての郡山市職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第12条 育児短時間勤務職員についての郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号。以下「給与条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>(育児短時間勤務職員についての郡山市職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第12条 育児短時間勤務職員についての郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号。以下「給与条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
第6条第1項、第2項及び第4項	(略)	第6条第1項、第2項及び第4項	(略)
第14条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	第14条第2項第2号	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職



		員」という。)
第16条第1項	(略)	
第16条第2項	定年前再任用短時間勤務	育児短時間勤務職員
	職員	
(略)		

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	(略)	
第14条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務	地方公務員の育児休業等
	職員	に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)
(略)		

第16条第1項	(略)	
(略)		

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	(略)	
(略)		

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条の規定 令和6年4月1日
  - (2) 第3条の規定 令和7年1月1日
  - (3) 第4条、第5条及び第7条の規定 令和7年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の郡山市職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)は、令和5年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の郡山市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後

の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(郡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年郡山市条例第35号）の一部を次のように改正する。  
第3条を次のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p>	<p>附 則 (定年前再任用短時間勤務職員に対する特例)</p> <p>16 <u>当分の間、行政職給料表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員については、別表第3の2級の項の規定は適用せず、同表中「3級」とあるのは「2級」と、「4級」とあるのは「3級」と、「5級」とあるのは「4級」と、「6級」とあるのは「5級」と、「7級」とあるのは「6級」と、「8級」とあるのは「7級」とする。</u></p> <p>17 <u>当分の間、定年前再任用短時間勤務職員に対する第23条第2項及び第24条の規定の適用については、第23条第2項中「額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第24条において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額）に」とあるのは「額に」と、第24条第1項中「当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」とあるのは「基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績」と、同条第2項中「規則で定める基準に従って定める」とあるのは「定める」とする。</u></p>

(提 案 要 旨)

一般職の職員の給料表及び期末手当、勤勉手当を改定すること及び通勤手当等を国家公務員に準じた取扱いとすることに伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年郡山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p><u>(1) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認</u></p> <p><u>(2)・(3)</u> (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第22条の2第1項、第23条第2項、第4項及び第5項の規定の適用については、給与条例第22条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員又は郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年郡山市条例第38号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の125」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が3級以上のもの並びに医療職給料表の適用を受け</p>	<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p><u>(1)・(2)</u> (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第22条の2第1項、第23条第2項、第4項及び第5項の規定の適用については、給与条例第22条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員又は郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年郡山市条例第38号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が3級以上のもの並びに医療職給料表の適用を受け</p>

る職員で職務の複雑、困難及び責任の度を考慮してこれに相当する職員として市長が規則で定めるもの」とあるのは「郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条に規定する給料表の適用を受ける職員」と、「合計額」とあるのは「給料月額」とする。

3・4 (略)

別表 (第7条関係)

号給	給料月額
1	388,000円
2	436,000円
3	487,000円
4	551,000円
5	628,000円
6	734,000円
7	857,000円

てこれに相当する職員として市長が規則で定めるもの」とあるのは「郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条に規定する給料表の適用を受ける職員」と、「合計額」とあるのは「給料月額」とする。

3・4 (略)

別表 (第7条関係)

号給	給料月額
1	384,000円
2	431,000円
3	484,000円
4	547,000円
5	624,000円
6	729,000円
7	853,000円

第2条 郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第22条の2第1項、第23条第2項、第4項及び第5項の規定の適用については、給与条例第22条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員又は郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年郡山市条例第38号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が3級以上のもの並びに医療職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度を考慮</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第22条の2第1項、第23条第2項、第4項及び第5項の規定の適用については、給与条例第22条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員又は郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年郡山市条例第38号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が3級以上のもの並びに医療職給料表の適用を受け</p>

<p>してこれに相当する職員として市長が規則で定めるもの」とあるのは「郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条に規定する給料表の適用を受ける職員」と、「合計額」とあるのは「給料月額」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>る職員で職務の複雑、困難及び責任の度を考慮してこれに相当する職員として市長が規則で定めるもの」とあるのは「郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条に規定する給料表の適用を受ける職員」と、「合計額」とあるのは「給料月額」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>
---	--

第3条 郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第14条第2項第2号及び第16条第2項並びに第20条の規定の適用については、<u>給与条例第14条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年郡山市条例第38号）第7条第6項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」</u>と、給与条例第16条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、給与条例第20条中「、7時間45分」とあるのは「7時間45分」と、「得た時間」とあるのは「得た時間、任期付短時間勤務職員にあつては7時間45分に同条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第16条第2項及び第20条の規定の適用については、給与条例第16条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年郡山市条例第38号）第7条第6項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第20条中「、7時間45分」とあるのは「7時間45分」と、「得た時間」とあるのは「得た時間、任期付短時間勤務職員にあつては7時間45分に同条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条の規定 令和6年4月1日
  - (2) 第3条の規定 令和7年4月1日

2 第1条の規定（第4条第3項の改正規定を除く。）による改正後の郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定（第4条第3項を除く。）に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提 案 要 旨）

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律による短時間勤務職員の任期を定めた採用について、所要の改正を行うとともに、特定任期付職員の給料月額及び期末手当等を改定する。

郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年郡山市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置) 2～4 (略) 5 任期継続職員であって、フルタイム会計年度任用職員に適用される期末手当の規定は、令和7年3月31日までの間、第13条において準用する給与条例第23条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の217.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の227.5」と読み替えるものとする。</p>	<p>附 則 (経過措置) 2～4 (略) 5 任期継続職員であって、フルタイム会計年度任用職員に適用される期末手当の規定は、令和7年3月31日までの間、第13条において準用する給与条例第23条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の217.5」と読み替えるものとする。</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	165,300	211,800
2	166,400	213,500
3	167,600	215,200
4	168,700	216,500
5	169,900	218,100
6	171,100	219,900
7	172,200	221,300

8	173,300	222,900
9	174,400	224,400
10	175,700	225,900
11	177,000	227,100
12	178,400	228,600
13	179,700	229,900
14	181,100	231,400
15	182,400	232,700
16	183,900	234,300
17	185,200	236,100
18	186,600	237,400
19	188,000	239,100
20	189,400	240,400
21	190,900	241,900
22	193,200	243,500
23	195,500	244,900
24	197,800	246,400
25	200,500	247,800
26	202,100	249,300
27	203,900	250,700
28	205,600	251,800
29	207,100	252,900
30	207,700	254,000
31	209,500	255,000
32	210,500	256,100
33	211,800	257,200
34	213,200	258,500
35	214,400	259,300



36	215,400	259,900
37	216,700	260,600
38	218,100	261,800
39	219,100	263,200
40	220,100	264,400
41	221,600	265,500
42	222,600	266,600
43	223,600	267,900
44	224,500	269,000
45	225,400	270,000
46	226,300	271,200
47	227,200	272,400
48	228,000	273,400
49	229,100	274,400
50	230,000	275,600
51	230,900	276,500
52	231,900	277,600
53	232,800	278,600
54	233,800	279,600
55	234,500	280,600
56	235,300	281,500
57	236,100	282,600
58	236,900	283,600
59	237,700	284,700
60	238,300	285,500
61	238,700	286,400
62	239,500	287,400
63	240,200	288,400

64	240,900	289,300
65	241,600	290,100
66	242,400	290,800
67	242,800	291,700
68	243,200	292,600
69	243,600	293,300
70	244,200	294,000
71	244,900	294,800
72	245,300	295,700
73	245,700	296,500
74	246,200	297,000
75	246,700	297,400
76	247,200	297,700
77	247,600	297,900
78	248,000	298,300
79	248,600	298,700
80	249,100	298,900
81	249,600	299,100
82	250,200	299,400
83	250,600	299,600
84	251,200	299,800
85	251,700	300,100
86	252,100	300,400
87	252,500	300,700
88	252,900	301,000
89	253,500	301,300
90	254,000	301,600
91	254,400	302,000

92		254,800	302,300
93		255,100	302,500
94			302,800
95			303,200
96			303,600
97			303,800
98			304,100
99			304,400
100			304,800
101			305,000
102			305,400
103			305,800
104			306,100
105			306,300
106			306,600
107			307,000
108			307,300
109			307,500
110			307,900
111			308,300
112			308,600
113			308,700
114			309,100
115			309,300
116			309,700
117			309,900
118			310,100
119			310,400

120		310,600
121		310,900
122		311,200
123		311,500
124		311,800
125		312,100

備考 職務の内容、勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める特別の事情があると認められる者の給料月額は、この表の額に10,000円を超えない範囲内において規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

第2条 郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、会計年度任用職員のうち、法第22条の2第1項第2号に掲げるもの(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号に掲げるもの(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p><u>第13条の2 給与条例第24条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(規則で定めるものを除く。)の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</u></p> <p><u>3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年</u></p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、会計年度任用職員のうち、法第22条の2第1項第2号に掲げるもの(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当<u>及び期末手当をいい、同項第1号に掲げるもの(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬及び期末手当をいう。</u></p> <p>2・3 (略)</p>

度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第23条の2 給与条例第24条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、第24条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（技能労務職員の給与の種類及び基準）

第32条 （略）

2 手当の種類は、会計年度技能労務職員のうち、フルタイム会計年度任用

（技能労務職員の給与の種類及び基準）

第32条 （略）

2 手当の種類は、会計年度技能労務職員のうち、フルタイム会計年度任用

職員にあっては通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とし、パートタイム会計年度任用職員にあっては通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当及び勤勉手当とする。

3 (略)  
附 則  
(経過措置)

2 (略)

3 前項の規定による給料の支給を受ける任期継続職員についてのこの条例の規定による給料の減額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当及び勤勉手当の支給額を計算する場合における給料の月額は、同項の規定による給料の額を加えた額とする。

4 (略)

職員にあっては通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とし、パートタイム会計年度任用職員にあっては通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び期末手当とする。

3 (略)  
附 則  
(経過措置)

2 (略)

3 前項の規定による給料の支給を受ける任期継続職員についてのこの条例の規定による給料の減額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び期末手当の支給額を計算する場合における給料の月額は、同項の規定による給料の額を加えた額とする。

4 (略)

5 任期継続職員であって、フルタイム会計年度任用職員に適用される期末手当の規定は、令和7年3月31日までの間、第13条において準用する給与条例第23条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の217.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の227.5」と読み替えるものとする。

第3条 郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)	(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)
第28条 (略)	第28条 (略)
2 通勤に係る費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例第14条第2項から第6項までの規定の例による。ただし、これらの規定の例により難しいパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、規則で定める。	2 通勤に係る費用弁償の額及びその支給方法については、給与条例第14条第2項から第4項までの規定の例による。ただし、これらの規定の例により難しいパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、規則で定める。

(郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 郡山市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年郡山市条例第63号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第15条 (略)</p> <p>(会計年度任用職員についての適用除外) 第21条 第4条、第6条、第6条の2、第9条及び第13条の規定は、会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるものには、適用しない。 2 第4条、第6条、第6条の2、第9条及び第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員には、適用しない。</p>	<p>(期末手当) 第15条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の期末手当は、<u>郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年郡山市条例第39号）の規定の例による。</u> (会計年度任用職員についての適用除外) 第21条 第4条、第6条、第6条の2、第9条、<u>第13条及び第16条</u>の規定は、会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるものには、適用しない。 2 第4条、第6条、第6条の2、第9条、<u>第13条及び第16条</u>の規定は、フルタイム会計年度任用職員には、適用しない。</p>

(郡山市スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 郡山市スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの給与及び費用弁償に関する条例（令和2年郡山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(スクールカウンセラー等の給与) 第2条 前条の給与とは、スクールカウンセラーにあつては報酬をいい、スクールソーシャルワーカーにあつては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。 2・3 (略) (スクールソーシャルワーカーの時間外勤務に係る報酬) 第4条 (略) 2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、<u>前条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で教育委員会が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）</p>	<p>(スクールカウンセラー等の給与) 第2条 前条の給与とは、スクールカウンセラーにあつては報酬をいい、スクールソーシャルワーカーにあつては報酬<u>及び</u>期末手当をいう。 2・3 (略) (スクールソーシャルワーカーの時間外勤務に係る報酬) 第4条 (略) 2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、<u>第3条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で教育委員会が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）</p>

を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、スクールソーシャルワーカーが正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

（スクールソーシャルワーカーの勤勉手当）

第5条の2 郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第23条の2の規定は、任期の定めが6月以上のスクールソーシャルワーカーについて準用する。この場合において、同条第1項中「パートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「スクールソーシャルワーカー」と、「パートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）」とあるのは「スクールソーシャルワーカーとしての在職期間における報酬（第4条第1項に規定する時間外勤務に係る報酬を除く。）」と、同条第2項及び第3項中「パートタイム会計年度任用職員」とあるのは「スクールソーシャルワーカー」と読み替えるものとする。

）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、スクールソーシャルワーカーが正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条、第4条及び第5条（第5条中郡山市スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの給与及び費用弁償に関する条例第4条第2項の改正規定を除く。）の規定 令和6年4月1日
  - (2) 第3条の規定 令和7年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。  
（経過措置）
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の条例別表第1の規定は、市長が規則で定める職員の給料又は報酬については、令和6年1月1日から適用し、同日前



の給料又は報酬については、なお従前の例による。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなし、その差額は、令和6年1月1日以後最も早く到来する給料の支給日に支給する。

(提 案 要 旨)

会計年度任用職員の給料表及び期末手当を改定するとともに、勤勉手当の支給等に伴い、所要の改正を行う。

郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 万里

郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

郡山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和58年郡山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(月額で定める手当の支給額)</p> <p>第3条 月額で定める手当を受けることができる職員が、<u>月の初日から末日までの期間の全日数にわたって手当が支給される業務に従事しないときは、その月の当該月額で定める手当は支給しない。</u></p> <p>2 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の月額で定める手当の額は、別表の規定にかかわらず、別表の規定による手当の</p>	<p>(月額で定める手当の支給額)</p> <p>第3条 月額で定める手当を受けることができる職員の勤務しない日数（<u>郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年郡山市条例第32号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日（以下「週休日」という。）並びに第8条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第9条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。（勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、当該祝日法による休日が当該職員に割り振られた週休日に当たるときは、市長が定める日））及び年末年始の休日（勤務時間条例第9条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）を除く。）が月のうち週休日並びに祝日法による休日等及び年末年始の休日等を除く日数の2分の1以上の場合、その勤務した日数に応じ、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによる計算によりその月分の手当を支給する。</u></p> <p>2 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の月額で定める手当の額は、別表の規定にかかわらず、別表の規定による手当の</p>

額に、郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年郡山市条例第32号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

月額で支給する特殊勤務手当の取扱いを国家公務員に準拠したものとするため、所要の改正を行う。

郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p>	<p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受け</p>

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前の子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

る者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(提 案 要 旨)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了した<u>もの（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）</u>でなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

放課後児童支援員とみなすことのできる研修修了予定者を定めるため、所要の改正を行う。

郡山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

郡山市放課後児童クラブ条例（令和4年郡山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
大槻小児童クラブ	郡山市大槻町字城ノ内120番地 郡山市大槻町字熊野木34番地の2	大槻小児童クラブ	郡山市大槻町字城ノ内120番地
(略)		(略)	
大島小児童クラブ	郡山市並木四丁目10番地	大島小児童クラブ	郡山市並木四丁目10番地 郡山市桑野五丁目17番6号
(略)		(略)	
行徳小児童クラブ	郡山市富久山町久保田字三御堂143番地の1 郡山市富久山町久保田字前田104番地の1	行徳小児童クラブ	郡山市富久山町久保田字三御堂143番地の1
(略)		(略)	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提 案 要 旨)

放課後児童クラブの増設及び移設を行う。



郡山市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

郡山市子ども・子育て会議条例（平成25年郡山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条において「支援法」という。）第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。）第25条並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項及び第3項の規定に基づき、郡山市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>児童福祉法第8条第1項から第3項までに規定する事項を調査審議すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、子ども・子育て施策に関すること。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 会議は、委員<u>25人</u>以内で組織する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条において「支援法」という。）第72条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、郡山市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 会議は、委員<u>20人</u>以内で組織する。</p> <p>2～4 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の郡山市子ども・子育て会議条例（以下「旧条例」という。）第1条の規定により置かれた郡山市子ども・子育て会議（以下「旧

会議」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、この条例による改正後の郡山市子ども・子育て会議条例(以下「新条例」という。)第1条の規定により置かれた郡山市子ども・子育て会議(以下「新会議」という。)となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第3条第2項の規定により委嘱された旧会議の委員である者は、施行日に新条例第3条第2項の規定により新会議の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、新条例第3条第3項の規定にかかわらず、施行日における旧会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、新条例第3条第3項の規定にかかわらず、令和7年8月27日までとする。

(郡山市地方社会福祉審議会条例の一部改正)

5 郡山市地方社会福祉審議会条例(平成12年郡山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(調査審議事項) 第2条 審議会は、法第7条第1項に規定する事項を調査審議する。	(調査審議事項) 第2条 審議会は、法第7条第1項に規定する事項のほか、 <u>法第12条第1項の児童福祉に関する事項</u> を調査審議する。
(審議会の委員の定数) 第3条 審議会の委員の定数は、 <u>30人</u> 以内とする。	(審議会の委員の定数) 第3条 審議会の委員の定数は、 <u>40人</u> 以内とする。

(郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

6 郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年郡山市条例第61号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(最低基準の向上) 第3条 市長は、 <u>郡山市子ども・子育て会議条例(平成25年郡山市条例第33号)</u> 第1条に規定する郡山市子ども・子育て会議の意見を聴き、児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	(最低基準の向上) 第3条 市長は、 <u>郡山市地方社会福祉審議会条例(平成12年郡山市条例第12号)</u> 第1条に規定する郡山市地方社会福祉審議会の意見を聴いて、児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
2 (略)	2 (略)

(郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

7 郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年郡山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(最低基準の向上)	(最低基準の向上)

<p>第4条 市長は、<u>郡山市子ども・子育て会議条例（平成25年郡山市条例第33号）</u>第1条に規定する<u>郡山市子ども・子育て会議</u>の意見を聴き、家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第4条 市長は、<u>郡山市地方社会福祉審議会条例（平成12年郡山市条例第12号）</u>第1条に規定する<u>郡山市地方社会福祉審議会</u>の意見を聴いて、家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 （略）</p>
---	--

（郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

8 郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（最低基準と放課後児童健全育成事業者）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長は、<u>郡山市子ども・子育て会議条例（平成25年郡山市条例第33号）</u>第1条に規定する<u>郡山市子ども・子育て会議</u>の意見を聴き、放課後健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p>	<p>（最低基準と放課後児童健全育成事業者）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長は、<u>郡山市地方社会福祉審議会条例（平成12年郡山市条例第12号）</u>第1条に規定する<u>郡山市地方社会福祉審議会</u>の意見を聴き、放課後健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p>

（提案要旨）

郡山市地方社会福祉審議会児童福祉専門分科会を郡山市子ども・子育て会議に統合することに伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

郡山市国民健康保険税条例（昭和40年郡山市条例第134号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険税の減額)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p>	<p>(保険税の減額)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

第29条の2 保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えないなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の郡山市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### (提 案 要 旨)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による地方税法施行令の一部改正に伴い、産前産後期間に係る国民健康保険税の減額について、所要の改正を行う。

郡山市農村公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市農村公園条例の一部を改正する条例

郡山市農村公園条例（平成23年郡山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 農村公園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 <u>削除</u></p> <p>第19条 <u>削除</u></p>	名称	位置	(略)		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 農村公園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">郡山市金沢農村公園</td> <td style="text-align: center;">郡山市田村町金沢字大六地内</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(開園期間等)</p> <p>第3条 郡山市金沢農村公園の開園期間、開園時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これらを臨時に変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">開園期間</th> <th style="width: 25%;">開園時間</th> <th style="width: 50%;">休園日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1月5日か ら12月27日 まで</td> <td style="text-align: center;">午前9時か ら午後5時 まで</td> <td style="text-align: center;">火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌日以後において、当該火曜日に最も近い祝日法による休日でない日）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(開園期間等の変更)</p> <p>第19条 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第3条に規定する開園期間等を臨時に変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">○</p>	名称	位置	(略)		郡山市金沢農村公園	郡山市田村町金沢字大六地内	(略)		開園期間	開園時間	休園日	1月5日か ら12月27日 まで	午前9時か ら午後5時 まで	火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌日以後において、当該火曜日に最も近い祝日法による休日でない日）
名称	位置																		
(略)																			
名称	位置																		
(略)																			
郡山市金沢農村公園	郡山市田村町金沢字大六地内																		
(略)																			
開園期間	開園時間	休園日																	
1月5日か ら12月27日 まで	午前9時か ら午後5時 まで	火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌日以後において、当該火曜日に最も近い祝日法による休日でない日）																	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

郡山市金沢農村公園を郡山市東部森林公園に編入することに伴い、所要の改正を行う。



財産の処分について  
富久山町久保田字大原普通財産を次のとおり売却する。  
令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 売却する財産
  - (1) 所在地 郡山市富久山町久保田字大原147番1ほか
  - (2) 物件  
土地 宅地3筆  
6,079.23平方メートル
- 2 売却の方法 制限付一般競争入札
- 3 売却予定価格 金105,390,000円
- 4 売却の相手方 須賀川市長沼字殿町103番地  
株式会社人輝エンジニアリングサービス  
代表取締役 海村 清富

(提案要旨)

遊休地である普通財産を売却する。

郡山市総合福祉センター等の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 管理を行わせる施設 | (1) 所在地 郡山市朝日一丁目29番9号<br>名称 福祉センター                        |
|   |           | (2) 所在地 郡山市朝日一丁目29番9号<br>名称 郡山市中央老人福祉センター                 |
|   |           | (3) 所在地 郡山市朝日一丁目29番9号<br>名称 郡山市中央デイ・サービスセンター              |
|   |           | (4) 所在地 郡山市富久山町久保田字大原123番地1<br>名称 郡山市富久山デイ・サービスセンター       |
| 2 | 指定管理者     | 所在地 郡山市朝日一丁目29番9号<br>名称 社会福祉法人郡山市社会福祉事業団<br>代表者 理事長 伊藤 栄治 |
| 3 | 指定期間      | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで                                    |

(提案要旨)

福祉センター、郡山市中央老人福祉センター、郡山市中央デイ・サービスセンター及び郡山市富久山デイ・サービスセンターの指定管理者を指定する。  
。

郡山市障害者福祉センター等の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |   |           |         |                        |
|---|-----------|---------|------------------------|
| 1 | 管理を行わせる施設 | (1) 所在地 | 郡山市香久池一丁目15番15号        |
|   |           | 名称      | 郡山市障害者福祉センター           |
|   |           | (2) 所在地 | 郡山市日和田町八丁目字堰山1番地       |
|   |           | 名称      | 郡山市緑豊園                 |
|   |           | (3) 所在地 | 郡山市日和田町八丁目字堰山3番地の2     |
|   |           | 名称      | 郡山市花かつみ豊心園             |
| 2 | 指定管理者     | 所在地     | 郡山市朝日一丁目29番9号          |
|   |           | 名称      | 社会福祉法人郡山市社会福祉事業団       |
|   |           | 代表者     | 理事長 伊藤 栄治              |
| 3 | 指定期間      |         | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

(提案要旨)

郡山市障害者福祉センター、郡山市緑豊園及び郡山市花かつみ豊心園の指定管理者を指定する。

郡山市更生園等の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |   |           |         |                       |
|---|-----------|---------|-----------------------|
| 1 | 管理を行わせる施設 | (1) 所在地 | 郡山市希望ヶ丘22番16号         |
|   |           | 名 称     | 郡山市更生園                |
|   |           | (2) 所在地 | 郡山市希望ヶ丘27番1号          |
|   |           | 名 称     | 郡山市立希望ヶ丘学園            |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 所在地     | 郡山市朝日一丁目29番9号         |
|   |           | 名 称     | 社会福祉法人郡山市社会福祉事業団      |
|   |           | 代表者     | 理事長 伊藤 栄 治            |
| 3 | 指 定 期 間   |         | 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで |

(提 案 要 旨)

郡山市更生園及び郡山市立希望ヶ丘学園の指定管理者を指定する。

郡山市湖南デイ・サービスセンター等の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |   |           |         |                        |
|---|-----------|---------|------------------------|
| 1 | 管理を行わせる施設 | (1) 所在地 | 郡山市湖南町福良字台島8588番地      |
|   |           | 名称      | 郡山市湖南デイ・サービスセンター       |
|   |           | (2) 所在地 | 郡山市湖南町福良字台島8588番地      |
|   |           | 名称      | サニー・ランド湖南              |
|   |           | (3) 所在地 | 郡山市湖南町福良字台島8584番地      |
|   |           | 名称      | サン・サン・グリーン湖南           |
| 2 | 指定管理者     | 所在地     | 郡山市朝日一丁目29番9号          |
|   |           | 名称      | 社会福祉法人郡山市社会福祉事業団       |
|   |           | 代表者     | 理事長 伊藤 栄治              |
| 3 | 指定期間      |         | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

(提 案 要 旨)

郡山市湖南デイ・サービスセンター、サニー・ランド湖南及びサン・サン・グリーン湖南の指定管理者を指定する。

郡山市高齢者文化休養センター逢瀬荘の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |             |     |                        |
|-------------|-----|------------------------|
| 1 管理を行わせる施設 | 所在地 | 郡山市逢瀬町河内字西午房沢11番地の2    |
|             | 名称  | 郡山市高齢者文化休養センター逢瀬荘      |
| 2 指定管理者     | 所在地 | 郡山市朝日一丁目29番9号          |
|             | 名称  | 社会福祉法人郡山市社会福祉事業団       |
|             | 代表者 | 理事長 伊藤 栄治              |
| 3 指定期間      |     | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

(提 案 要 旨)

郡山市高齢者文化休養センター逢瀬荘の指定管理者を指定する。

郡山市三穂田地域交流センター等の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |   |           |                  |  |
|---|-----------|------------------|--|
| 1 | 管理を行わせる施設 | (1) 所在地<br>名称    | 郡山市三穂田町富岡字吉室内106番地の1<br>郡山市三穂田地域交流センター         |
|   |           | (2) 所在地<br>名称    | 郡山市西田町三町目字仁王ヶ作19番地の2<br>郡山市西田地域交流センター          |
|   |           | (3) 所在地<br>名称    | 郡山市田村町田母神字松ノ木68番地の1<br>郡山市田村地域交流センター           |
|   |           | (4) 所在地<br>名称    | 郡山市中田町中津川字町田前179番地の1<br>郡山市中田地域交流センター          |
|   |           | (5) 所在地<br>名称    | 郡山市喜久田町堀之内字下河原1番地<br>郡山市喜久田地域交流センター            |
|   |           | (6) 所在地<br>名称    | 郡山市日和田町字広野入5番地の1<br>郡山市日和田地域交流センター             |
| 2 | 指定管理者     | 所在地<br>名称<br>代表者 | 郡山市朝日一丁目29番9号<br>社会福祉法人郡山市社会福祉事業団<br>理事長 伊藤 栄治 |
| 3 | 指定期間      |                  | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで                         |

(提案要旨)

郡山市三穂田地域交流センター、郡山市西田地域交流センター、郡山市田村地域交流センター、郡山市中田地域交流センター、郡山市喜久田地域交流センター及び郡山市日和田地域交流センターの指定管理者を指定する。

郡山市東部地域子育て支援センター等の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |   |           |         |                        |
|---|-----------|---------|------------------------|
| 1 | 管理を行わせる施設 | (1) 所在地 | 郡山市緑ヶ丘東三丁目2番地の1        |
|   |           | 名 称     | 郡山市東部地域子育て支援センター       |
|   |           | (2) 所在地 | 郡山市安積町荒井字南赤坂268番地の2    |
|   |           | 名 称     | 郡山市南部地域子育て支援センター       |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 所在地     | 郡山市桑野四丁目12番地の11        |
|   |           | 名 称     | 郡山市子ども子育て支援企業組合        |
|   |           | 代表者     | 代表理事 滝田 良子             |
| 3 | 指 定 期 間   |         | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

(提 案 要 旨)

郡山市東部地域子育て支援センター及び郡山市南部地域子育て支援センターの指定管理者を指定する。



郡山市西部地域子育て支援センター等の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |   |           |                                |  |
|---|-----------|--------------------------------|--|
| 1 | 管理を行わせる施設 | (1) 所在地<br>名 称                 | 郡山市大槻町字宮ノ前78番地の4<br>郡山市西部地域子育て支援センター   |
|   |           | (2) 所在地<br>名 称                 | 郡山市富久山町久保田字伊賀河原44番地の1<br>郡山市北部地域子育て支援センター  |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 所 在 地<br>名 称<br>構 成 員<br>(代表者) | 郡山市安積町長久保五丁目2番地の4<br>太陽・プチママン共同事業体<br>郡山市安積町長久保五丁目2番地の4<br>株式会社太陽メンテナンス<br>代表取締役 新 明 直 樹 |
|   |           | 構 成 員                          | 郡山市富田町字大徳南2番地23<br>特定非営利活動法人子育て支援コミュニティプチママン<br>理事 佐 藤 広 美                               |
| 3 | 指 定 期 間   | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで         |  |

(提 案 要 旨)

郡山市西部地域子育て支援センター及び郡山市北部地域子育て支援センターの指定管理者を指定する。

八山田こども公園等の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |   |           |         |                        |
|---|-----------|---------|------------------------|
| 1 | 管理を行わせる施設 | (1) 所在地 | 郡山市富久山町八山田字宮脇53番5      |
|   |           | 名称      | 八山田こども公園               |
|   |           | (2) 所在地 | 郡山市希望ヶ丘1番19号           |
|   |           | 名称      | 郡山市希望ヶ丘児童センター          |
| 2 | 指定管理者     | 所在地     | 郡山市朝日一丁目29番9号          |
|   |           | 名称      | 社会福祉法人郡山市社会福祉事業団       |
|   |           | 代表者     | 理事長 伊藤 栄治              |
| 3 | 指定期間      |         | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

(提案要旨)

八山田こども公園及び郡山市希望ヶ丘児童センターの指定管理者を指定する。

郡山市労働福祉会館等の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |   |           |         |                        |
|---|-----------|---------|------------------------|
| 1 | 管理を行わせる施設 | (1) 所在地 | 郡山市虎丸町7番7号             |
|   |           | 名 称     | 郡山市労働福祉会館              |
|   |           | (2) 所在地 | 郡山市麓山二丁目9番1号           |
|   |           | 名 称     | 郡山市男女共同参画センター          |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 所在地     | 郡山市堤下町1番2号             |
|   |           | 名 称     | 公益財団法人郡山市文化・学び振興公社     |
|   |           | 代表者     | 代表理事 浜津 佳秀             |
| 3 | 指 定 期 間   |         | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

(提 案 要 旨)

郡山市労働福祉会館及び郡山市男女共同参画センターの指定管理者を指定する。

郡山市農村生活中核施設黒石荘の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |             |     |                        |
|-------------|-----|------------------------|
| 1 管理を行わせる施設 | 所在地 | 郡山市中田町柳橋字町向51番地        |
|             | 名称  | 郡山市農村生活中核施設黒石荘         |
| 2 指定管理者     | 所在地 | 郡山市中田町柳橋字町向51番地        |
|             | 名称  | 郡山市農村生活中核施設管理運営組合      |
|             | 代表者 | 組合長 吉田 秋二              |
| 3 指定期間      |     | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

(提 案 要 旨)

郡山市農村生活中核施設黒石荘の指定管理者を指定する。

郡山市畜産振興センターの指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |             |     |                        |
|-------------|-----|------------------------|
| 1 管理を行わせる施設 | 所在地 | 郡山市熱海町石筵字萩岡2番地の2       |
|             | 名称  | 郡山市畜産振興センター            |
| 2 指定管理者     | 所在地 | 郡山市安積町成田字東丸山61番地       |
|             | 名称  | 公益財団法人郡山市観光交流振興公社      |
|             | 代表者 | 代表理事 本田 文 男            |
| 3 指 定 期 間   |     | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

(提 案 要 旨)

郡山市畜産振興センターの指定管理者を指定する。

郡山市高篠山森林公園等の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |   |           |         |  |
|---|-----------|---------|--|
| 1 | 管理を行わせる施設 | (1) 所在地 | 郡山市逢瀬町多田野字高篠地内                               |
|   |           | 名称      | 郡山市高篠山森林公園                                   |
|   |           | (2) 所在地 | 郡山市田村町金沢字大六、田村町金沢字西ノ田、田村町下道渡字後田及び中田町下枝字猫ノ田地内 |
|   |           | 名称      | 郡山市東部森林公園                                    |
| 2 | 指定管理者     | 所在地     | 郡山市逢瀬町多田野字本郷228番地                            |
|   |           | 名称      | 郡山市森林組合                                      |
|   |           | 代表者     | 代表理事 村田 久男                                   |
| 3 | 指定期間      |         | 令和6年4月1日から令和10年3月31日まで                       |

(提案要旨)

郡山市高篠山森林公園及び郡山市東部森林公園の指定管理者を指定する。

郡山ユラックス熱海等の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |   |           |         |                        |
|---|-----------|---------|------------------------|
| 1 | 管理を行わせる施設 | (1) 所在地 | 郡山市熱海町熱海二丁目148番地の2     |
|   |           | 名称      | 郡山ユラックス熱海              |
|   |           | (2) 所在地 | 郡山市熱海町高玉字南泥布沢2番地の7     |
|   |           | 名称      | 磐梯熱海スポーツパーク            |
|   |           | (3) 所在地 | 郡山市熱海町玉川字反田1番地の1       |
|   |           | 名称      | 磐梯熱海アイスアリーナ            |
| 2 | 指定管理者     | 所在地     | 郡山市朝日三丁目7番7号           |
|   |           | 名称      | ゼビオコーポレート株式会社          |
|   |           | 代表者     | 代表取締役 島 貫 慶 太          |
| 3 | 指 定 期 間   |         | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

(提 案 要 旨)

郡山ユラックス熱海、磐梯熱海スポーツパーク及び磐梯熱海アイスアリーナの指定管理者を指定する。

郡山カルチャーパークの指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |             |     |                          |
|-------------|-----|--------------------------|
| 1 管理を行わせる施設 | 所在地 | 郡山市安積町成田字長山、東丸山、清水台、成田地内 |
|             | 名称  | 郡山カルチャーパーク               |
| 2 指定管理者     | 所在地 | 郡山市安積町成田字東丸山61番地         |
|             | 名称  | 公益財団法人郡山市観光交流振興公社        |
|             | 代表者 | 代表理事 本田 文 男              |
| 3 指 定 期 間   |     | 令和6年4月1日から令和10年3月31日まで   |

(提 案 要 旨)

郡山カルチャーパークの指定管理者を指定する。



21世紀記念公園等の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

## 記

- |   |           |                  |  |
|---|-----------|------------------|--|
| 1 | 管理を行わせる施設 | (1) 所在地<br>名称    | 郡山市麓山一丁目64番1外<br>21世紀記念公園                            |
|   |           | (2) 所在地<br>名称    | 郡山市麓山一丁目347番地<br>麓山公園                                |
|   |           | (3) 所在地<br>名称    | 郡山市安積北井一丁目49番地<br>荒井中央公園                             |
|   |           | (4) 所在地<br>名称    | 郡山市富久山町福原字左内90番110外<br>平成記念郡山こどものもり公園                |
|   |           | (5) 所在地<br>名称    | 郡山市字山崎1番1外<br>五百淵公園                                  |
|   |           | (6) 所在地<br>名称    | 郡山市菜根四丁目81番<br>郡山市野鳥の森学習館                            |
| 2 | 指定管理者     | 所在地<br>名称<br>代表者 | 郡山市安積町成田字東丸山61番地<br>公益財団法人郡山市観光交流振興公社<br>代表理事 本田 文 男 |
| 3 | 指 定 期 間   |                  | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで                               |

## (提 案 要 旨)

21世紀記念公園、麓山公園、荒井中央公園、平成記念郡山こどものもり公園、五百淵公園及び郡山市野鳥の森学習館の指定管理者を指定する。

郡山市青少年会館等の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 管理を行わせる施設 | (1) 所在地 郡山市大槻町字漆棒82番地<br>名称 郡山市青少年会館                        |
|   |           | (2) 所在地 郡山市大槻町字漆棒48番地<br>名称 西部体育館                           |
|   |           | (3) 所在地 郡山市大槻町字横山26番地<br>名称 西部サッカー場                         |
|   |           | (4) 所在地 郡山市大槻町字漆棒95番地<br>名称 郡山相撲場                           |
|   |           | (5) 所在地 郡山市大槻町字葉山下地内<br>名称 大槻公園                             |
|   |           | (6) 所在地 郡山市逢瀬町多田野字浄土松1番地の1<br>名称 浄土松公園                      |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 所在地 新潟県新潟市中央区古町通二番町541番地<br>名称 学校法人国際総合学園<br>代表者 理事長 池田 祥 護 |
| 3 | 指 定 期 間   | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで                                      |

(提 案 要 旨)

郡山市青少年会館、西部体育館、西部サッカー場、郡山相撲場、大槻公園及び浄土松公園の指定管理者を指定する。

郡山市少年湖畔の村の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |   |           |     |                       |
|---|-----------|-----|-----------------------|
| 1 | 管理を行わせる施設 | 所在地 | 郡山市湖南町横沢字村西112番地      |
|   |           | 名称  | 郡山市少年湖畔の村             |
| 2 | 指定管理者     | 所在地 | 静岡県富士宮市下柚野165番地       |
|   |           | 名称  | 特定非営利活動法人ホールアース自然学校   |
|   |           | 代表者 | 理事 山崎 宏               |
| 3 | 指定期間      |     | 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで |

(提案要旨)

郡山市少年湖畔の村の指定管理者を指定する。

郡山市民文化センターの指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |             |     |                        |
|-------------|-----|------------------------|
| 1 管理を行わせる施設 | 所在地 | 郡山市堤下町1番2号             |
|             | 名称  | 郡山市民文化センター             |
| 2 指定管理者     | 所在地 | 郡山市堤下町1番2号             |
|             | 名称  | 公益財団法人郡山市文化・学び振興公社     |
|             | 代表者 | 代表理事 浜津 佳秀             |
| 3 指定期間      |     | 令和6年4月1日から令和10年3月31日まで |

(提案要旨)

郡山市民文化センターの指定管理者を指定する。

郡山市ふれあい科学館の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |             |     |                        |
|-------------|-----|------------------------|
| 1 管理を行わせる施設 | 所在地 | 郡山市駅前二丁目11番1号          |
|             | 名称  | 郡山市ふれあい科学館             |
| 2 指定管理者     | 所在地 | 郡山市堤下町1番2号             |
|             | 名称  | 公益財団法人郡山市文化・学び振興公社     |
|             | 代表者 | 代表理事 浜津 佳秀             |
| 3 指定期間      |     | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

(提 案 要 旨)

郡山市ふれあい科学館の指定管理者を指定する。

郡山市開成館等の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |   |           |         |                        |
|---|-----------|---------|------------------------|
| 1 | 管理を行わせる施設 | (1) 所在地 | 郡山市開成三丁目3番7号           |
|   |           | 名 称     | 郡山市開成館                 |
|   |           | (2) 所在地 | 郡山市豊田町3番5号             |
|   |           | 名 称     | 郡山市文学資料館               |
|   |           | (3) 所在地 | 郡山市豊田町3番5号             |
|   |           | 名 称     | 郡山市久米正雄記念館             |
|   |           | (4) 所在地 | 郡山市田村町大善寺字大安場外 地内      |
|   |           | 名 称     | 大安場史跡公園                |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 所在地     | 郡山市堤下町1番2号             |
|   |           | 名 称     | 公益財団法人郡山市文化・学び振興公社     |
|   |           | 代表者     | 代表理事 浜 津 佳 秀           |
| 3 | 指 定 期 間   |         | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

(提 案 要 旨)

郡山市開成館、郡山市文学資料館、郡山市久米正雄記念館及び大安場史跡公園の指定管理者を指定する。

西部第二体育館等の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |   |           |         |                        |
|---|-----------|---------|------------------------|
| 1 | 管理を行わせる施設 | (1) 所在地 | 郡山市待池台一丁目7番地           |
|   |           | 名称      | 西部第二体育館                |
|   |           | (2) 所在地 | 郡山市待池台一丁目6番地           |
|   |           | 名称      | 西部庭球場                  |
|   |           | (3) 所在地 | 郡山市待池台一丁目7番地           |
|   |           | 名称      | 西部スポーツ広場               |
|   |           | (4) 所在地 | 郡山市待池台一丁目9番10          |
|   |           | 名称      | 待池公園                   |
| 2 | 指定管理者     | 所在地     | 新潟県新潟市中央区古町通二番町541番地   |
|   |           | 名称      | 学校法人国際総合学園             |
|   |           | 代表者     | 理事長 池田 祥護              |
| 3 | 指定期間      |         | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

(提案要旨)

西部第二体育館、西部庭球場、西部スポーツ広場及び待池公園の指定管理者を指定する。

郡山庭球場等の指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- |   |           |         |                        |
|---|-----------|---------|------------------------|
| 1 | 管理を行わせる施設 | (1) 所在地 | 郡山市町東一丁目245番地          |
|   |           | 名 称     | 郡山庭球場                  |
|   |           | (2) 所在地 | 郡山市田村町金屋字下夕川原167番地の2   |
|   |           | 名 称     | 東部体育館                  |
|   |           | (3) 所在地 | 郡山市田村町金屋字下夕川原167番地の2   |
|   |           | 名 称     | 東部スポーツ広場               |
|   |           | (4) 所在地 | 郡山市田村町金屋字下夕川原167番地の2   |
|   |           | 名 称     | 郡山市東部勤労者研修センター         |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 所在地     | 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号    |
|   |           | 名 称     | シンコースポーツ株式会社           |
|   |           | 代表者     | 代表取締役 石 崎 健 太          |
| 3 | 指 定 期 間   |         | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

(提 案 要 旨)

郡山庭球場、東部体育館、東部スポーツ広場及び郡山市東部勤労者研修センターの指定管理者を指定する。



郡山市放課後児童クラブの指定管理者に管理を行わせる施設の変更について

令和5年10月6日議会の議決を得た郡山市放課後児童クラブの指定管理者の指定について、管理を行わせる施設を次のとおり追加するので、議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

追加する施設	1	所在地	郡山市大槻町字熊野木34番地の2
		名称	大槻小児童クラブ
	2	所在地	郡山市富久山町久保田字前田104番地の1
		名称	行徳小児童クラブ

(提案要旨)

放課後児童クラブの増設に伴い、管理を行わせる施設を追加する。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月29日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 専決第20号 業務委託契約の変更について（別紙）
- 2 専決第21号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 3 専決第22号 和解について（別紙）
- 4 専決第23号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 5 専決第24号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 6 専決第25号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 7 専決第26号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 8 専決第27号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 9 専決第28号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する業務委託契約の内容について、次のとおり専決処分する。

業務委託契約の変更について（別紙）

令和5年10月20日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

業務委託契約の変更について

令和2年3月5日議会の議決を得て契約を締結し、令和5年10月18日議会の議決を得て変更契約を締結した東北本線安積永盛・郡山間大黒橋補修工事の施行に関する業務委託契約について、内容を次のとおり変更するものとする。

記

- 4 契約金額中「358,746,852円」を「355,080,883円」に改める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和5年10月26日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年8月22日午後2時頃、郡山市立宮城小学校駐車場において、本市が管理する桜の枝が腐朽により折れ、同駐車場に駐車していた郡山市字名倉30番地の6伊藤孝行所有の普通乗用車に当たり、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、伊藤孝行に対し、金140,246円を支払う。
- (2) 伊藤孝行は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金140,246円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解について、次のとおり専決処分する。

和解について（別紙）

令和5年10月26日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解について

令和5年9月6日午後1時10分頃、福島市杉妻町2番16号地内において、福島県職員が業務を遂行するに当たり、本市が所有する基準分銅及び保管ケースを過失により損壊したことについて、福島県と次のとおり和解する。

記

和解事項

- 1 福島県は、この事故によって生じた損害を賠償するため、郡山市に対し、金104,500円を支払う。
- 2 郡山市は、その余の請求を放棄する。



専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和5年11月7日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年7月20日午後6時30分頃、郡山市安積町荒井字火口内2番1地先の市道上において、郡山市大槻町字中ノ平197番地の2木原貴子使用の軽乗用車が走行中、くぼみに車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、木原貴子に対し、金45,923円を支払う。
- (2) 木原貴子は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金45,923円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和5年11月7日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年7月20日午後9時20分頃、郡山市安積町荒井字火口内2番1地先の市道上において、郡山市安積町南長久保二丁目17番地貝塚羊子所有の軽乗用車が走行中、くぼみに車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、貝塚羊子に対し、金10,087円を支払う。
- (2) 貝塚羊子は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金10,087円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和5年11月7日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年8月25日午前7時50分頃、郡山市田村町徳定字水口畑3番1地先の市道上において、須賀川市森宿字横見根13番地60橋本佳奈所有の普通乗用車が走行中、跳ね上げた道路側溝用のコンクリート製の蓋により、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、橋本佳奈に対し、金84,260円を支払う。
- (2) 橋本佳奈は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金84,260円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和5年11月10日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年7月20日午後10時27分頃、郡山市安積町荒井字火口内2番1地先の市道上において、郡山市大槻町字松井東40番地の1岡部知津子所有の軽乗用車が走行中、くぼみに車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、岡部知津子に対し、金18,466円を支払う。
- (2) 岡部知津子は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金18,466円



専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和5年11月10日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年7月20日午後11時59分頃、郡山市安積町荒井字火口内2番1地先の市道上において、須賀川市季の郷457番地佐藤恵二所有の普通乗用車が走行中、くぼみに車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、佐藤恵二に対し、金92,708円を支払う。
- (2) 佐藤恵二は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金92,708円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和5年11月15日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年8月23日午前9時頃、郡山市待池台二丁目31番地先の市道上において、郡山市八山田西二丁目335番地吉田恭平所有の自転車が走行中、道路側溝用のコンクリート製の蓋の段差により転倒し、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、吉田恭平に対し、金253,110円を支払う。
- (2) 吉田恭平は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金253,110円